

## 設置の趣旨等を記載した書類 資料目次

- 資料 1 長崎県「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」
- 資料 2 長崎県「長崎県長期人口ビジョン」
- 資料 3 中央教育審議会「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」
- 資料 4 内閣府 「県民経済計算 1人当たり県民所得」
- 資料 5 長崎県立大学大学院地域創生研究科 学生募集案内
- 資料 6 九州経済産業局「九州・沖縄地方成長産業戦略～九州・沖縄 Earth 戦略～」
- 資料 7 地域創生専攻 カリキュラムマップ
- 資料 8 履修モデル
  - 8-1 地域社会マネジメント分野 履修モデル
  - 8-2 地域情報工学分野 履修モデル
  - 8-3 人間栄養健康科学分野 履修モデル
- 資料 9 長崎県立大学学位規程
- 資料 10 指導スケジュール
  - 10-1 地域社会マネジメント分野 指導スケジュール
  - 10-2 地域情報工学分野 指導スケジュール
  - 10-3 人間栄養健康科学分野 指導スケジュール
- 資料 11 長崎県立大学研究倫理規程
- 資料 12 基礎となる修士課程との関係
- 資料 13 長崎県公立大学法人職員就業規則
- 資料 14 大学院生研究室（室内見取図）
  - 14-1 佐世保校（令和4年度）
  - 14-2 佐世保校（令和5年度以降）
  - 14-3 シーボルト校（令和4年度）
  - 14-4 シーボルト校（令和5年度以降・一部の分野）

資料1

1. 書類等の題名

「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」

2. 出典

長崎県 政策企画課

3. 引用範囲

●将来ビジョン

時代の潮流（本県を取り巻く社会経済情勢）

（1）人口減少、少子化、高齢化の急速な進行

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/12/1449474981.pdf#page=5>

●将来ビジョン

本県の課題

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/12/1608108146.pdf#page=17>

●政策横断プロジェクト

健康長寿日本一プロジェクト

4. 施策の方向性

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/12/1608111021.pdf#page=8>

# 長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ2025

つながり、ささえ、つくろう 長崎

# 将来ビジョン

## 時代の潮流（本県を取り巻く社会経済情勢）

人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響など本県を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化しており、2040年頃にかけて、労働力不足や地域経済の縮小、インフラの老朽化など様々な影響が懸念されます。また、Society5.0の実現や、持続可能な社会の構築が求められています。県内においては、これから新幹線の開業やIRの誘致など、本県の未来を大きく変える新たなまちづくりが進行していくことから、そうした潮流を見据えながら施策を実行していく必要があります。

### （1）人口減少、少子化、高齢化の急速な進行

- ・我が国の人口は、2010年の1億2,806万人をピークに減少局面に入り、2040年には1億1,092万人に減少し、2053年には1億人を割り込むものと予測されている。（国立社会保障・人口問題研究所の2017年中位推計）
- ・生産年齢人口（15～64歳）は、1995年の8,726万人をピークに減少し、2040年には5,978万人（全体の53.9%）に減少すると予測されている。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、2040年の3,921万人をピークに減少に転じるものの、その割合は上昇を続け、2060年には38%を超える水準まで高まると推計されている。
- ・本県は、離島・半島地域を多く抱える中、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでいる。本県の人口は、1960年の176万人をピークに減少しており、2015年には約137万7千人となり、このまま推移すると、2040年には105万4千人に減少する見込みである。
- ・本県の高齢者人口は、国よりも15年早い2025年頃にピークを迎え、2040年頃には、生産年齢人口が県人口の5割を切ることが予測されている。
- ・本県の人口動態をみると、自然動態（出生数－死亡数）は、2002年には死亡数が出生数を上回り、全国よりも早く自然減が始まっている。社会動態（転入数－転出数）は、転出超過（社会減）が常態化しており、その大半を若年者で占めている。このように、本県の人口減少は、県全体として自然減と社会減の両面で進んでいるが、一方では、有人国境離島法※に基づく各種施策等により、一部の離島地域において社会減が改善している状況もみられる。

### 政策展開の視点

- ・若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出や交流人口※の拡大
- ・県民が希望する結婚、妊娠・出産、子育てを実現できる環境整備
- ・若者・女性が主体的に地域や人と関わり、夢や希望を実現できる環境整備
- ・都市圏からのUターン就職促進
- ・個性と魅力に溢れ、若者や子育て世代が暮らしたくなる農山漁村づくり
- ・人生100年時代に対応した健康寿命の延伸と高齢者の活躍促進
- ・高齢者等の観光客受入拡大のためのユニバーサルツーリズムの推進

※有人国境離島法：平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保安及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の略称  
※交流人口：地域外からの旅行者や短期滞在者



## 本県の課題

本県では、これまで様々な施策に取り組み、移住者の増加や企業誘致など様々な成果につながっています。引き続き残された課題に向き合いながら適切な施策を実行していきます。

### (1) 全国より深刻な人口減少、少子高齢化

- ・本県は、離島・半島地域を多く抱える中、人口減少や少子高齢化が全国よりも早く進んでいる。
- ・2015年に、「第1期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策に注力したものの、依然として人口減少に歯止めがかかっておらず、以下のような課題がみられる。

#### 〔具体的な課題〕

- ・企業誘致等による雇用創出が図られたものの、それが人口減少の改善に結びついていない。
- ・大学新卒者の県内就職率に目立った改善が見られず、依然として低水準に留まっている。
- ・若年層の県内就職の促進、県内企業等の人材確保や採用力強化の取組、社会全体で結婚・子育てを支援する環境づくりなどの面で、民間企業や県民を含めた意識共有が不足している。
- ・近年、特に女性の転出超過が拡大傾向にある。
- ・合計特殊出生率は高い水準にあるが、伸び悩みの状況にある。

#### 政策展開の視点

- ・若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出や交流人口の拡大
- ・県民が希望する結婚、妊娠・出産、子育てを実現できる環境整備
- ・若者・女性が主体的に地域や人と関わり、夢や希望を実現できる環境整備
- ・雇用創出効果を人口減少の抑制につなげるための「しごと」と「ひと」のマッチング促進
- ・産業人材確保の視点も踏まえた移住対策の充実
- ・都市圏からのUターン就職促進
- ・個性と魅力に溢れ、若者や子育て世代が暮らしたくなる農山漁村づくり
- ・県民の県内就職への意識醸成
- ・人生100年時代に対応した健康寿命の延伸と高齢者の活躍促進

### (2) 長年低迷する一人当たり県民所得

- ・2017年度の一人当たり県民所得は、約257万円。3年連続で増加するなど改善の兆しが見えるものの、全国順位は近年、40位台で推移している。

#### 政策展開の視点

- ・各産業分野における力強い産業を育てる取組の推進
- ・良質な雇用の創出による若者等の定着促進
- ・新産業の創出、知識集約型産業の育成
- ・先端技術の活用による生産性向上

### (3) 地域活力の低下（担い手不足、公共交通の利便性の低下等）

- ・人口減少や少子高齢化により、消防団や自主防災組織等の地域の住民活動の担い手が減少し、防災や防犯、見守り等の体制が弱体化し、集落の維持が困難になる。また地域の伝統行事、芸能文化等の衰退・断絶が懸念される。
- ・空き地や耕作放棄地の増加により、適切な管理がなされずに災害の危険性が増加するとともに、空き家の老朽化等による倒壊などが発生するおそれがある。
- ・公共交通の利用者の減少により、鉄道や乗合バスの減便や路線の廃止が進み、日常生活に必要な路線の維持・確保が困難となるおそれがある。
- ・多くの半島、離島を有しており、地方部を中心に高速交通ネットワークから取り残されている地域では、地域活力が低下していくおそれがある。

#### 政策展開の視点

- ・人口減少による地域活動の低下を見据えた集落維持対策
- ・地域住民が主体となった地域コミュニティの活性化の推進
- ・消防団や自主防災組織の活動の充実強化
- ・関係人口の創出・拡大による活力アップ
- ・地域の担い手確保に向けた移住の促進
- ・地域力の維持・強化に向けた地域外からの人材の積極的な活用
- ・利用者の減少を見据えた交通ネットワーク対策
- ・人流や物流を支える高速交通ネットワークの確立

### (4) 離島振興

- ・2015年から2040年までの人口増減率の推計では、県内すべての市町で人口減少が予想されているが、特に離島地域については減少率が大きくなっている。
- ・2017年度の有人国境離島法施行後は、雇用機会拡充事業など、しまの人口減少対策を強力に推進するために創設された国の支援制度の活用により、社会減の改善など具体的な成果が現れているものの、人口減少や地域の衰退といった危機は深刻であり、全国一の離島県として離島地域の振興は最重要課題の一つである。
- ・離島地域は我が国の領域、排他的経済水域<sup>\*</sup>の保全や「癒しの空間」の提供、食料の安定的な供給など国家的・国民的に重要な役割を果たしており、地域の衰退が進めば役割を果たせなくなるおそれがある。

#### 政策展開の視点

- ・有人国境離島法関連施策の積極的な活用
- ・しまの資源を活かした地域活性化
- ・ICT等先端技術の活用による地理的条件不利の克服

<sup>\*</sup>排他的経済水域：沿岸から200カイリ（約370キロ）までの範囲で、沿岸国に鉱物資源や水産資源の開発といった経済的な権利が及ぶ海域

## (5) 脆弱な財政基盤

- ・本県の歳入は、県税などの自ら調達できる財源に乏しく、地方交付税<sup>※</sup>や国庫支出金<sup>※</sup>など国から交付される財源に依存している。
- ・歳出は、離島・半島地域を多く抱え、県域が広大であるという地理的特殊性から、学校や警察、その他の行政機関の配置など行政コストが割高となる傾向にある。また、今後も少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加や公債費の増嵩が見込まれるなど厳しい財政状況となっている。

### 政策展開の視点

- ・限られた財源の中での施策の見直し、重点化
- ・産業の振興や移住対策等の税源涵養につながる施策の展開
- ・AI<sup>※</sup>・IoT<sup>※</sup>の活用等による自治体業務の効率化、共通化、広域化
- ・財政状況の広報・周知による住民の意識醸成

## (6) 気候変動や海洋環境の悪化によるリスクの増大

- ・気候変動の影響により、台風の大規模化、災害の頻発・激甚化がみられ、本県の過去の災害を超えるリスクが高まっている。そのため、より災害への対応が求められるほか、水産業や農業を取り巻く環境も変化している。
- ・海岸線が長く海洋県である本県において、海洋プラスチックごみ問題が深刻化している。

### 政策展開の視点

- ・気候変動への適応策のさらなる推進
- ・県民との意識共有・効果的な情報発信

※地方交付税：国税のうち所得税等のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう一定の基準により国が交付する税  
※国庫支出金：国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等  
※AI<Artificial Intelligence>：人工知能のこと。コンピューターを使って、学習・推理・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもの  
※IoT<Internet of Things>：「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること

健康長寿日本一プロジェクト

1. 現状と時代の潮流

- 人生100年時代を迎える中、県民誰もがより長く元気に活躍できる県づくりは喫緊の課題
- 2040年までには、人口減少と少子高齢化が一段と進み、現役世代が急激に減少
- さらなる高齢化に伴う医療・介護需要の増加を見据え、持続可能な社会保障体制を構築する必要性
- 定年退職後も働きたいと考える高齢者及び社会・経済活動に関わる高齢者が増加
- 価値観・生活様式の多様化
- 生涯学習への意識の高まり
- 子どもたちの体力低下・運動習慣の二極化や不規則な生活習慣を改善する必要性
- ICT技術の向上に伴う情報発信等の新たな展開

2. 今後の課題

- 無関心層を取り込み、県民全員が生涯を通じて元気に過ごせるための健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進
- 健康長寿対策につながるスポーツの活用
- 子どもたちの運動習慣の二極化の解消と望ましい生活習慣の定着
- 個々のニーズに柔軟に対応できる生涯学習の充実と集落・地域コミュニティの再生維持・活性化
- 県民や行政、NPO・ボランティア団体、企業など多様な主体の参画による地域課題解決に向けた取組の推進
- 学校、地域社会、事業者、行政などのあらゆる主体において、SDGsを意識した取組が必要
- 超高齢社会に対応するため、ユニバーサルツーリズムの推進が急務
- 県民の体と心の健康を増進するため、ライフステージに応じた生涯にわたる食育の推進
- 働きたい人がいつまでも働ける環境づくり
- 住む人が自然と健康になる街づくりの整備

のばそう健康寿命

～人生100年時代に向けた長崎県の挑戦～

毎年・毎日の「健康」自分の「MY」3つのチャレンジで

ながさき 3MYチャレンジ

- 毎年 ① 回、健診受けて
- 毎日 ② コニコ9000歩
- 毎日 ③ 回、野菜を食べて

よーしみんなで健康長寿!

5年後にどんな長崎になっている！  
長崎県版ウォーカブルなまちづくり



### 3. 将来像

- 県民が健康で長生きできる環境が守られ、健康寿命が延伸し、生涯現役社会となっている。
- スポーツを通じた県民の健康増進が実現している。
- 子どもたちが運動に慣れ親しみ、大人になってからも、正しい生活習慣を維持している。
- 県民が生きる喜びや張り合いなど生きがいを感じ、積極的に地域社会に参画している。
- 県民や行政、NPO・ボランティア団体、企業など多様な主体の参画による地域課題解決の取組が広く行われ、ともに支えあう地域となっている。
- 県産野菜・魚の販売を促進し、産地が活性化する。
- 県民も含めた観光客が観光地や観光施設、宿泊施設等のバリアフリー情報をしっかりと把握できる状況になっている。
- 高齢者や障害者等にとって快適でスムーズな旅行ができる環境になっている。

**【数値目標】**  
**健康寿命の延伸**  
**(H28年) ⇒ (R7年)**  
**【男】**  
**71.83年(全国30位)**  
**⇒ 73.71年**  
**【女】**  
**74.71年(全国28位)**  
**⇒ 76.82年**  
**全国トップ水準を**  
**目指します！**

### 4. 施策の方向性

自  
ず  
と  
健  
康  
に  
な  
れ  
る  
地  
域  
・  
環  
境  
づ  
く  
り

健  
康  
な  
街  
づ  
く  
り

- ・ 地域住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進
- ・ 「健康づくり」と「食と観光」の連携
- ・ ユニバーサルツーリズムの推進による県民を含む高齢者等の健康づくりの推進
- ・ ヘルスケア産業の振興
- ・ 異業種との連携による浜の活性化
- ・ 農山漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくり
- ・ ウォークアブルなまちづくりの推進
- ・ 豊かな人生を支える県民の学習環境の整備 など

次  
世  
代  
の  
健  
康  
づ  
く  
り

- ・ 大学と連携した若者世代への食育推進事業
- ・ 若年層に対する薬物乱用防止対策の推進
- ・ 子どもたちの体力向上と学校体育の推進
- ・ 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた学校・家庭・地域が連携した健康教育の推進 など

健  
康  
増  
進

- ・ 県民運動の展開による県民が健康づくりに楽しく継続できる環境づくり
- ・ 健康的な生活習慣（食生活など）の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善
- ・ 高齢者の元気で生きがいのある暮らしと社会参加の促進
- ・ スポーツに親しめる環境づくりによる地域スポーツの活性化 など

疾  
病  
予  
防

- ・ 生活習慣病の早期発見・早期治療のための健診受診勧奨
- ・ オーラルフレイル対策の推進
- ・ 地域包括ケアシステムの構築・充実
- ・ 薬局の健康サポート機能強化 など

健  
康  
上  
の  
理  
由  
で  
日  
常  
生  
活  
に  
制  
限  
の  
な  
い  
期  
間  
の  
延  
伸  
(**健康寿命**)

フ  
レ  
ィ  
ル  
・  
要  
介  
護

資料2

1. 書類等の題名

「長崎県長期人口ビジョン」

2. 出典

長崎県 政策企画課

3. 引用範囲

● 2 人口の現状分析

(1) 人口の動向分析

②年齢構成の変化

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2020/12/1608108146.pdf#page=11>

● (2) 将来人口の推移と分析

②年齢構成の将来推計

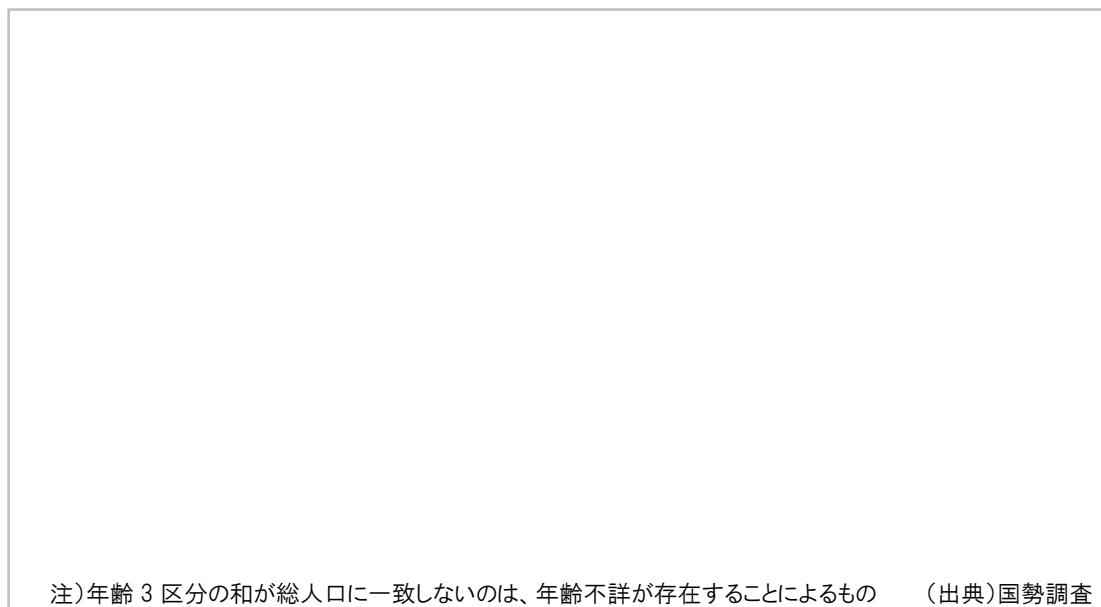
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2015/12/1449474981.pdf#page=19>

# 長崎県長期人口ビジョン

平成 27 年 10 月

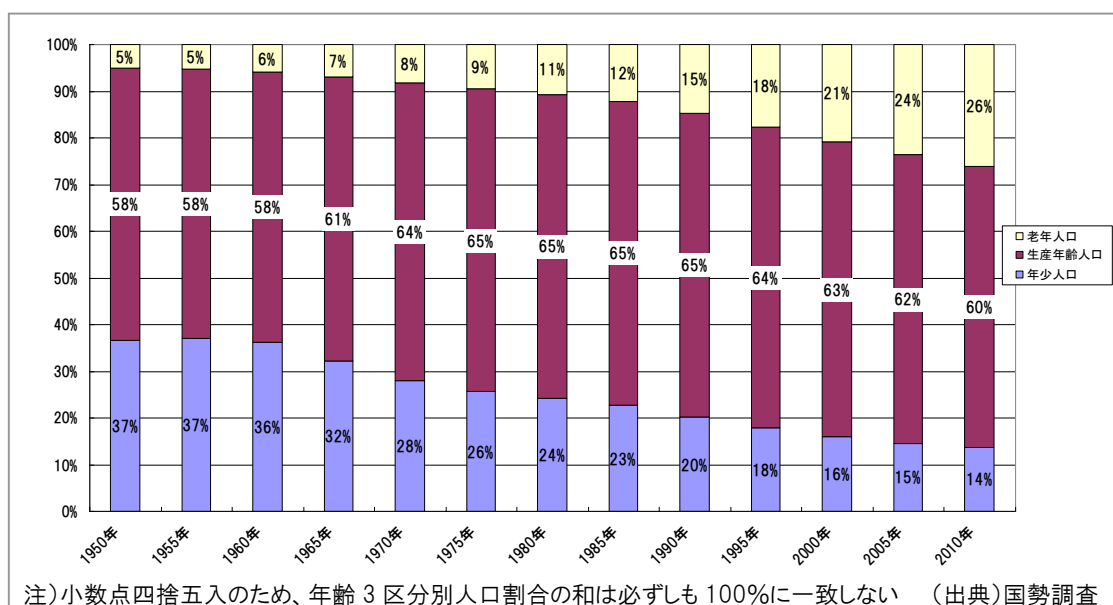
## ② 年齢構成の変化

- 生産年齢人口は1985年の104万人をピークに減少に転じ、2010年には86万人に減少。年少人口は1955年の65万人をピークに減少に転じ、2010年には19万人と、ピーク時の3分の1に減少。一方、老年人口は年々増加し1995年に年少人口を逆転し、2010年には37万人まで増加。



**図表3 年齢3区分別人口の推移**

- 生産年齢人口は概ね60%前後で横ばい。
- 年少人口は、2010年までの60年間で△23ポイント。老年人口は、2010年までの60年間で+21ポイント、年少人口の約2倍に増加。

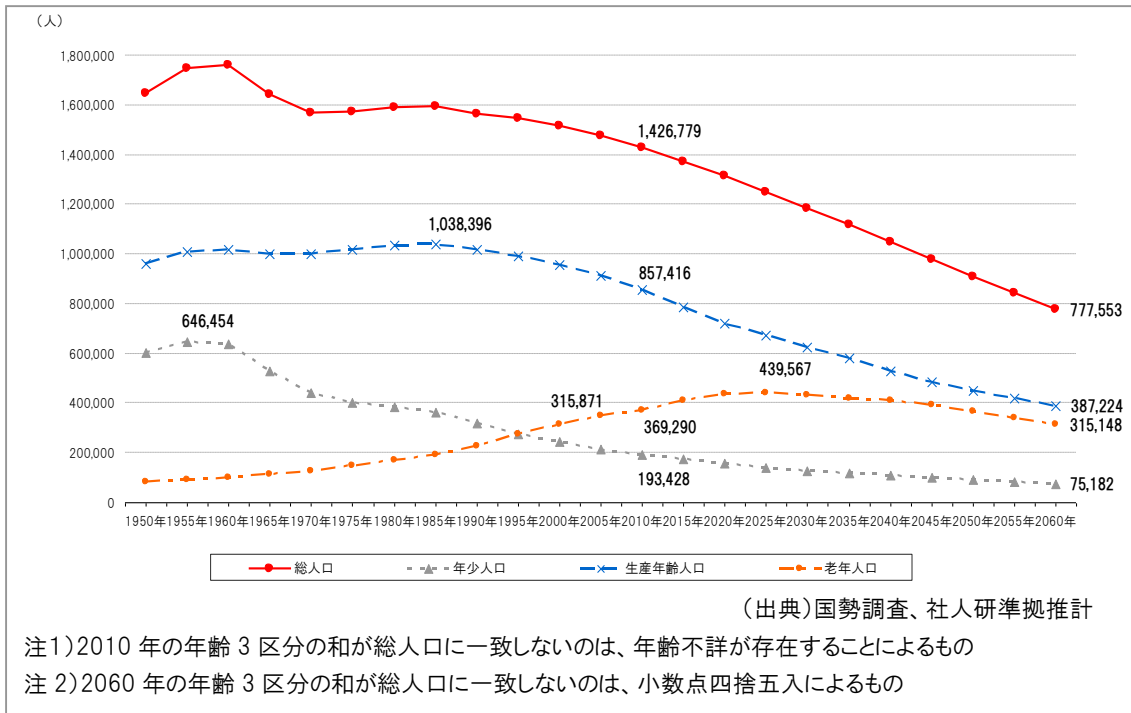


**図表4 年齢3区分別人口割合の推移**



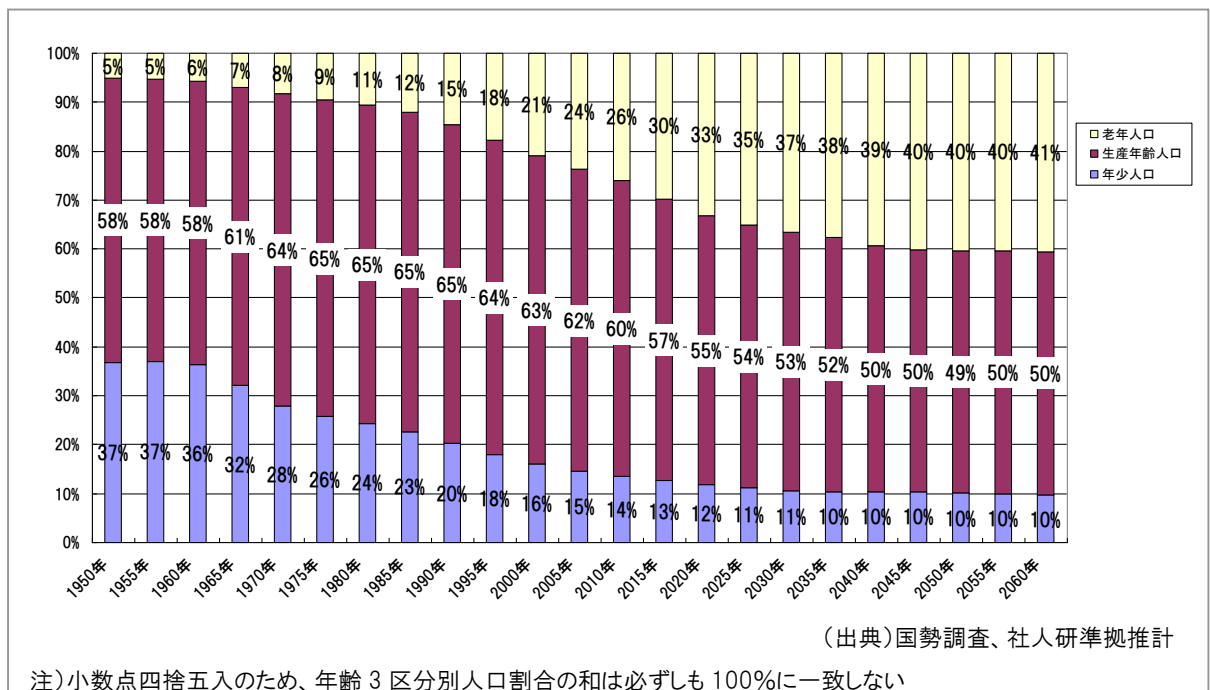
## ② 年齢構成の将来推計

- 生産年齢人口及び年少人口は減少を続け、2060年にはそれぞれ39万人および8万人となる見込み。また、増加を続けてきた老年人口も2025年の44万人をピークに減少に転じ、2060年には32万人まで減少する見込み。



図表 23 年齢3区分別人口の将来推計

- 生産年齢人口割合は、2010年からの50年間で10ポイント低下(60%→50%)。年少人口割合は、4ポイント低下(14%→10%)。一方で、老年人口割合は15ポイント増加(26%→41%)する見込み。



図表 24 年齢3区分別人口割合の推移

資料3

1. 書類等の題名

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」

2. 出典

文部科学省 中央教育審議会

3. 引用範囲

●はじめに-検討の経緯-

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/18/1412981\\_001r.pdf#page=4](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/02/18/1412981_001r.pdf#page=4)

# 2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿

～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～

(審議まとめ)

平成 31 年（2019 年）1 月 22 日

中央教育審議会大学分科会



を実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について、審議が行われてきた。当該諮問の中では、I o T (Internet of Things)、ビッグデータ、人工知能等を活用する第4次産業革命が、既存の産業構造、就業構造、さらには人々の生活を一変させる可能性が指摘され、18歳人口が2040年には現在のおよそ3分の2に当たる約80万人となるという推計が示されている。

例えば、第4次産業革命がもたらす超スマート化を、いかに良い社会 (Society 5.0) の実現に結びつけるか、また人生100年時代などの到来、18歳人口の減少などの大きな変化を、いかに豊かな生活に結びつけていくか、こうした大きな変化と、その変化への対処は、高等教育全体が直面する課題であり、大学院においてもこうした変化に対応していくべきである。科学技術の急速な発展とともに、産業における価値の源泉が、物から知識、情報に移っていき、産業構造のパラダイムシフトが起こっていく中で、大学がこれらを支える基盤インフラとなることができ、とりわけ大学院は、Society 5.0 を先導し牽引する高度な人材をはじめとする「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担う存在となる。大学院教育の在り方については、2040年の高等教育の在り方を考える上で重要な論点として位置付けられるべきものであり、早急に結論を得る必要がある。

このため、大学分科会大学院部会においては、この将来構想に関わる大学院関係の重要事項について、平成29(2017)年5月以降、8回に渡る審議を行い、その審議内容の要点を取りまとめた上で、平成30(2018)年9月に将来構想部会に報告し、その内容は「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(平成30(2018)年11月26日)(以下「平成30年グランドデザイン答申」という。)に反映されたところである。

また、大学院の学生が個々の研究室の研究の実質的な担い手となっていた状況が、大学院教育の実質化により変化しつつある中で、科学技術・学術審議会人材委員会と大学院部会との合同部会を設け、「我が国の研究力強化に向けた研究人材の育成・確保に関する論点整理」(平成30(2018)年7月31日)の取りまとめに関する審議を通じ、「研究者コミュニティの持続可能性の確保に向けた取組」等、大学院の研究支援体制の確立等についても議論を行った。

これらの審議の過程においては、大学院が有する価値、優秀な人材の大学院への進学促進、博士課程修了者のキャリアパスの多様化と活躍状況の可視化、修士課程及び博士課程における教育の充実、高度専門職業人養成の充実等に関して、Society 5.0 や人生100年時代などの到来やグローバル化の更なる進展等を2040年頃の将来シナリオとして見据えつつ、過去の答申等において位置付けられた事項の検証も含め、現状と今後の方向性について詳細な検討がなされた。将来構想部会への報告後も大学院部会において3回の審議を重ね、平成30年グランドデザイン答申等において予測される2040年頃の将来シナリオに適切に対応する観点から特に重点的に対応することが必要な事項を中心に、諮問に対応した平成30年グランドデザイン答申とあわせて、ここに「審議まとめ」を示すものである。

## 7. 1人当たり県民所得

総括表

(実数)

(単位：千円)

都道府県	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
01 北海道	2,511	2,508	2,406	2,372	2,379	2,396	2,392	2,451	2,496	2,597	2,599	2,682
02 青森県	2,361	2,340	2,166	2,153	2,262	2,304	2,318	2,354	2,350	2,489	2,518	2,490
03 岩手県	2,377	2,374	2,257	2,230	2,275	2,319	2,434	2,563	2,591	2,667	2,679	2,772
04 宮城県	2,648	2,606	2,477	2,395	2,389	2,442	2,643	2,727	2,818	2,941	2,889	2,944
05 秋田県	2,352	2,322	2,152	2,153	2,242	2,282	2,288	2,288	2,370	2,478	2,547	2,699
06 山形県	2,574	2,672	2,404	2,338	2,424	2,413	2,431	2,562	2,508	2,639	2,720	2,923
07 福島県	2,775	2,696	2,489	2,391	2,430	2,319	2,477	2,697	2,768	2,877	2,934	2,971
08 茨城県	2,834	2,961	2,840	2,604	2,785	2,891	2,819	2,818	2,873	3,070	3,101	3,306
09 栃木県	3,236	3,206	2,993	3,013	3,013	3,011	2,964	3,132	3,319	3,297	3,413	3,413
10 群馬県	2,843	2,918	2,767	2,638	2,761	2,759	2,797	2,960	2,994	3,145	3,159	3,325
11 埼玉県	2,885	2,914	2,794	2,659	2,708	2,795	2,774	2,849	2,945	2,967	2,945	3,067
12 千葉県	3,044	3,095	2,975	2,807	2,828	2,839	2,826	2,960	2,964	3,047	3,069	3,193
13 東京都	5,966	5,881	5,447	4,983	5,138	5,268	5,228	5,410	5,402	5,535	5,410	5,427
14 神奈川県	3,248	3,279	3,123	2,848	3,007	3,013	2,989	3,054	3,034	3,118	3,190	3,227
15 新潟県	2,715	2,727	2,570	2,503	2,575	2,569	2,597	2,707	2,675	2,767	2,822	2,873
16 富山県	3,246	3,294	3,049	2,891	3,085	3,120	3,082	3,161	3,164	3,278	3,213	3,319
17 石川県	2,858	2,885	2,741	2,538	2,536	2,551	2,582	2,694	2,735	2,869	2,893	2,962
18 福井県	3,350	3,363	3,173	3,056	3,198	3,193	2,994	3,110	3,002	3,173	3,122	3,265
19 山梨県	2,787	2,760	2,614	2,463	2,739	2,775	2,630	2,775	2,655	2,772	2,859	2,973
20 長野県	2,802	2,804	2,631	2,516	2,597	2,636	2,577	2,673	2,687	2,850	2,845	2,940
21 岐阜県	2,821	2,829	2,680	2,519	2,572	2,583	2,613	2,670	2,613	2,753	2,794	2,849
22 静岡県	3,377	3,414	3,142	2,876	3,044	3,095	3,070	3,195	3,217	3,302	3,324	3,388
23 愛知県	3,730	3,863	3,324	3,063	3,122	3,248	3,465	3,582	3,595	3,694	3,626	3,685
24 三重県	3,191	3,287	2,918	2,645	2,872	2,771	2,811	2,946	2,837	2,955	3,054	3,111
25 滋賀県	3,138	3,176	2,981	2,849	3,015	2,956	2,874	2,964	2,975	3,092	3,184	3,290
26 京都府	2,784	2,949	2,740	2,595	2,660	2,687	2,670	2,689	2,766	2,906	2,949	3,018
27 大阪府	3,240	3,239	3,029	2,840	2,889	2,952	2,918	2,989	2,973	2,989	3,079	3,183
28 兵庫県	2,928	2,874	2,782	2,578	2,680	2,614	2,677	2,740	2,770	2,844	2,896	2,966
29 奈良県	2,615	2,652	2,461	2,313	2,399	2,358	2,377	2,457	2,489	2,511	2,600	2,600
30 和歌山県	2,773	2,746	2,582	2,419	2,630	2,704	2,714	2,798	2,735	2,750	2,921	2,977
31 鳥取県	2,424	2,293	2,172	2,093	2,104	2,109	2,155	2,229	2,230	2,334	2,373	2,485
32 島根県	2,417	2,458	2,275	2,253	2,311	2,326	2,289	2,350	2,380	2,511	2,523	2,553
33 岡山県	2,872	2,794	2,544	2,401	2,428	2,606	2,519	2,645	2,564	2,753	2,735	2,839
34 広島県	3,016	3,162	2,849	2,636	2,701	2,804	2,695	2,765	2,908	3,057	3,080	3,167
35 山口県	2,910	2,930	2,784	2,620	2,835	2,820	2,820	2,939	2,994	2,876	3,120	3,258
36 徳島県	2,729	2,726	2,649	2,564	2,735	2,760	2,690	2,838	2,898	2,998	2,964	3,091
37 香川県	2,838	2,891	2,708	2,687	2,663	2,806	2,773	2,794	2,812	2,918	2,936	3,018
38 愛媛県	2,519	2,455	2,306	2,289	2,376	2,524	2,325	2,410	2,446	2,530	2,621	2,741
39 高知県	2,317	2,324	2,205	2,192	2,242	2,288	2,284	2,432	2,432	2,524	2,576	2,650
40 福岡県	2,686	2,771	2,619	2,590	2,676	2,677	2,628	2,669	2,683	2,768	2,798	2,888
41 佐賀県	2,482	2,570	2,417	2,253	2,425	2,373	2,315	2,362	2,386	2,562	2,546	2,630
42 長崎県	2,279	2,327	2,247	2,219	2,321	2,314	2,243	2,260	2,211	2,441	2,516	2,571
43 熊本県	2,321	2,356	2,236	2,177	2,252	2,296	2,297	2,351	2,342	2,409	2,514	2,613
44 大分県	2,530	2,545	2,458	2,221	2,450	2,398	2,387	2,401	2,457	2,605	2,599	2,710
45 宮崎県	2,181	2,243	2,144	2,119	2,121	2,188	2,198	2,301	2,291	2,367	2,435	2,487
46 鹿児島県	2,217	2,230	2,115	2,066	2,109	2,184	2,154	2,234	2,258	2,338	2,379	2,492
47 沖縄県	2,023	2,003	1,932	1,946	1,975	1,981	1,971	2,054	2,059	2,192	2,315	2,349
全国平均	3,211	3,235	3,027	2,849	2,944	2,989	2,987	3,083	3,098	3,208	3,221	3,304
地域ブロック												
北海道・東北	2,560	2,549	2,401	2,351	2,391	2,398	2,458	2,556	2,587	2,693	2,714	2,788
関東	3,857	3,865	3,643	3,379	3,501	3,565	3,536	3,656	3,658	3,780	3,771	3,851
中部	3,393	3,471	3,110	2,875	2,981	3,037	3,120	3,225	3,229	3,333	3,320	3,388
近畿	3,027	3,036	2,863	2,684	2,767	2,777	2,774	2,832	2,855	2,941	2,961	3,056
中国	2,854	2,887	2,650	2,494	2,663	2,593	2,687	2,687	2,733	2,838	2,892	2,990
四国	2,600	2,592	2,455	2,424	2,493	2,596	2,502	2,588	2,625	2,719	2,760	2,863
九州	2,418	2,468	2,348	2,293	2,379	2,392	2,360	2,412	2,420	2,530	2,582	2,666
政令指定都市												
札幌市	2,734	2,742	2,602	2,543	2,542	2,566	2,547	2,643	2,633	2,653	2,665	2,748
仙台市	2,895	2,869	2,669	2,679	2,822	2,867	3,143	3,250	3,238	3,386	3,372	3,461
さいたま市	3,157	3,188	3,051	3,005	3,052	3,147	3,126	3,216	3,241	3,319	3,235	3,336
千葉市	3,216	3,237	3,074	2,884	2,945	2,899	2,797	2,930	2,989	3,066	3,085	3,122
横濱市	3,329	3,390	3,266	3,103	3,137	3,124	3,085	3,161	3,161	3,260	3,264	3,373
川崎市	3,765	3,794	3,725	3,388	3,450	3,480	3,461	3,540	3,575	3,679	3,638	3,744
新潟市	2,814	2,889	2,760	2,730	2,781	2,818	2,790	2,887	2,860	2,871	2,918	2,979
浜松市	-	3,151	2,810	2,745	2,776	2,903	2,894	3,087	2,966	3,055	3,070	3,233
名古屋市	3,824	3,823	3,457	3,197	3,375	3,539	3,487	3,598	3,619	3,702	3,669	3,787
京都市	2,881	3,146	2,874	2,759	2,832	2,858	2,889	2,879	2,915	3,078	3,160	3,206
大阪市	4,784	4,839	4,409	4,069	4,225	4,347	4,242	4,334	4,427	4,454	4,432	4,443
堺市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神戸市	3,039	3,047	2,883	2,763	2,865	2,829	2,857	2,886	2,990	3,114	3,124	3,216
岡山市	-	2,844	2,694	2,622	2,643	2,711	2,740	2,794	2,803	2,921	2,922	2,979
広島市	3,145	3,288	3,190	2,997	3,079	3,163	3,143	3,273	3,347	3,414	3,414	3,528
北九州市	2,786	2,900	2,732	2,587	2,721	2,733	2,632	2,739	2,827	2,843	2,869	2,871
福岡市	3,318	3,340	3,189	3,068	3,128	3,273	3,218	3,272	3,335	3,323	3,323	3,373

(内閣府 経済社会総合研究所 県民経済計算)

# 長崎県立大学大学院 地域創生研究科

令和3年度 学生募集

地域社会  
マネジメント  
専攻

情報工学  
専攻

人間健康科学  
専攻



# 大学院の組織図

## 地域創生研究科「修士課程」

専攻 (入学定員)	コース[学位]	学びのキーワード	想定される進路
地域社会マネジメント専攻 (15名)	ビジネス・マネジメント コース [修士(経営学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営管理・経営戦略</li> <li>● リスクマネジメント</li> <li>● 流通・マーケティング</li> <li>● 会計・税法</li> </ul>	企業、事業継承、地域資源を活かした起業、地域課題の解決を目指すNPO、NGO など
	経済・地域政策 コース [修士(経済学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済政策</li> <li>● 財政・地方財政</li> <li>● 公共政策</li> <li>● 地域計画</li> <li>● 地域経済</li> </ul>	企業、地域活性化のコーディネーター、NPO、NGO、公務員 など
	メディア社会 コース [修士(メディア社会学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディア</li> <li>● ネットワーク社会</li> <li>● ジャーナリズム</li> <li>● 比較社会</li> </ul>	マスコミ、メディア関連企業、地方自治体の国際部門、国際機関、観光関連事業 など
	国境離島文化振興 コース [修士(文化振興学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域・離島文化</li> <li>● 国境離島史</li> <li>● 国際法</li> </ul>	NPO、NGOなどの諸団体、公務員、他大学の博士課程への進学 など
情報工学専攻 (10名)	情報セキュリティ コース [修士(情報工学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● データセキュリティ</li> <li>● ネットワークセキュリティ</li> <li>● 暗号技術</li> <li>● 情報セキュリティリスク</li> </ul>	国内外の情報産業各社及び関連企業、情報セキュリティベンダ など
	人間情報科学 コース [修士(情報工学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 空間情報工学</li> <li>● ヒューマンインターフェース</li> <li>● 実世界情報処理</li> <li>● ソフトウェア開発</li> </ul>	国内外の情報産業各社及び関連企業、コンテンツ産業及び関連企業 など
人間健康科学専攻 (12名)	看護学実践 コース [修士(看護学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 看護管理</li> <li>● 母子看護</li> <li>● 成人・老年看護</li> <li>● 地域看護</li> </ul>	病院・行政・福祉施設、大学などの教育研究機関 など
	公衆衛生看護学 コース [修士(公衆衛生看護学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公衆衛生看護</li> <li>● 保健・医療政策</li> <li>● 健康課題</li> <li>● 地域ケアシステム</li> </ul>	行政機関の保健師、民間企業、医療機関、大学などの教育研究機関 など
	栄養科学 コース [修士(栄養学)]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能形態学</li> <li>● 機能性食品</li> <li>● 臨床栄養学</li> <li>● 生活習慣病</li> </ul>	食品企業(研究職)、病院・保健所・福祉施設、大学などの教育研究機関、大学院博士後期課程進学 など

# 地域創生研究科

地域社会  
マネジメント  
専攻

情報工学  
専攻

人間健康科学  
専攻

## 基本目標

本研究科は3専攻9コースの構成で、令和2年4月に新設いたしました。地域社会マネジメント専攻では地域経済と高度ネットワーク社会の実情を把握し政策立案ができるリーダーシップを担える人材、情報工学専攻では急速に進展をみせている情報科学の知識・技術を修得し高度知識社会の情報基盤を支える人材、人間健康科学専攻では看護と栄養に関する連携的な研究をベースに地域住民のQOL向上に貢献できる専門的人材の養成を目指しています。

## 研究科長 メッセージ

地域創生研究科長 大曲 勝久



本学ではこれまでそれぞれのキャンパスに合計3つの研究科がありましたが、これまでの教育・研究実績を基礎として、社会状況の変化や本学大学院への地域からの期待により一層応えるため、2020年度よりこれら3つの研究科を発展的に再編・統合し、新たに地域創生研究科を設置いたしました。

地域創生はまずもって問題の現状把握が必要不可欠ですが、その問題にはたいへん複雑な要素が絡み合っており、自らの専門性の枠組みだけでは十分にその目的を果たすことはできません。そこでは自らの専門性を踏まえたうえで、他の専門分野からの視点を柔軟に取り入れ、その問題に対して思考と積極的な行動を繰り返して問題解決の糸口を手繰り寄せていく力、すなわち実践的な判断力と、自らが属する組織のミッションを広く理解しリーダーシップを発揮して、課題解決に向け関係者との調整を行い、実践に結びつける実行力の修得が求められます。

そのために、本研究科は、3つの専攻で構成し、専攻ごとにコースを置き、専門分野別の知的修練を前提としつつも、統合した研究科を構築することとし、俯瞰的かつ多面的な視点と、領域横断的な専門応用能力を涵養する教育を行ってまいります。

本研究科への皆様のご入学を心よりお待ちしております。



# 地域社会マネジメント専攻

ビジネス・マネジメントコース

経済・地域政策コース

メディア社会コース

国境離島文化振興コース

こんな人を求めています。

- 経営学、経済学、マスメディア、社会学等の学びを深めたい人
- これまでの経験を理論化してさらに研鑽を深めたい現職者または退職者
- 税理士資格の取得を目指す社会人または学部生
- 海外進出、国内の新規市場創出、新製品開発等を考える経営者
- 地域資源の発掘と有効活用策について調査研究したい人
- 日本企業への就職や、日本で修士号を取得したいと考える留学生
- 国境離島の文化や経済振興に主体的に貢献したいという意欲のある人

## 地域社会マネジメント専攻の特長

- より高度な経済分析能力が習得できる。
- 地域課題の原因や対象方法について専門的に理解することができる。
- メディア社会コースには、中国人の教員が在籍しているため、中国語と日本語で学ぶことができる。
- 国境離島の文化や経済振興に関する科目が充実している。

### 専攻長 メッセージ

地域社会マネジメント  
専攻長

三戸 浩



「平成」の30年間、社会・経済は大きく変化しました。「少子高齢化」、すなわちマーケットの縮小と労働人口の減少。20世紀社会を支えた自動車に関わる変化、エンジン駆動からモーター駆動への変化と、運転の自動化。また、「グローバリゼーション」の流れの一方で、「地域創生、活性化」等々。これまでの政策・経営のやり方が通用しないということになります。社会・経済は変化し続け、政府・自治体も企業もその変化に対応していく必要があります。「マネジメント(経営)」とは、変化する環境に企業・組織がいかに適応してゆくか、をその内容としております。「地域社会マネジメント専攻」はグローバル化への適応と共に地域課題の解決、そして資源・エネルギー環境の変化や労働市場の変化等々に対応する必要性から創設されました。「ビジネス・マネジメントコース」では、企業・組織の環境適応=マネジメントの研究を、「経済・地域政策コース」では、「市場」という適応すべき環境とその市場と協力して社会を維持させてゆく「行政」の研究、「メディア社会コース」では、マネジメントおよび行政において決定的に重要な「情報、コミュニケーション、メディア」の研究、そして「国境離島文化振興コース」では長崎県の特徴的環境である「離島」に関する研究を行います。多くの人々が新しい社会を創っていけるように手助けをしていきたいと考えています。

# 情報工学専攻

情報セキュリティコース

人間情報科学コース

こんな人を求めています。

- 情報セキュリティや人間情報科学に関わる問題を自ら発見し、解決する意欲・情熱を持つ人
- 専門分野の変化や革新に対して強い関心を持つ人
- 情報工学を理解するために必要な数学、理科の知識を深めたい人
- 情報科学・認知科学・デザイン学等の複合分野とその周辺分野に関心を持つ人
- 高度な知識・技術を修得し、人材不足といわれる情報セキュリティベンダなど、または、コンテンツ産業などの情報産業関連企業等へ就職を目指す人

## 情報工学専攻の特長

- 計算機科学、通信工学、サイバー攻撃の系統的追究、情報セキュリティリスクマネジメント、ソフトウェア工学、空間情報工学、実世界情報処理、ヒューマンインターフェース等に亘る多彩な研究領域
- 国内初の情報セキュリティ学科での学びをさらに深める高度なカリキュラム
- CGや映像、サウンド等の各種メディアを駆使し、情報をデザインする人間情報科学コースのカリキュラム
- 課題設定・調査・分析・考察・解決法の提案等の能力を涵養する研究指導

## 専攻長 メッセージ

情報工学専攻長

穴田 啓晃



「計算と通信、また、人間と機械の営みで作ることができる、実世界と仮想世界を融合させた未来社会はどんなものか？」情報工学専攻ではこんなことに思いを巡らします。皆様は、あらゆるものに計算・通信装置を埋め込むIoTや環境センシングの技術、膨大なデータを処理するビッグデータ処理や人工知能(AI)の技術、バーチャルリアリティや実世界コンピューティング、ドローンや自動運転といった技術、ネットワークを流れクラウドに保存されるデータに対する強固なセキュリティ技術等について耳にする機会があるのではないのでしょうか。更に、未来社会の設計指針を立てるためには人間理解こそが重要であるとも考えたことがあるかもしれません。これらのことを学術の視点から探求するのが情報工学専攻です。この専攻に、情報セキュリティコース、及び人間情報科学コースの2コースを設置します。情報セキュリティコースでは、暗号理論、データセキュリティ、セキュアな情報システムの運用、ネットワークの状況把握や攻撃検知、またリスクマネジメントといった講義科目を揃えます。人間情報科学コースでは、情報処理システムとしての人間理解、実世界のデジタルモデリング、デジタル情報処理、デジタルおよび物理レンダリングまでをカバーする講義科目を揃えます。この2コース各々から講義科目を選択し履修することも可能です。教員と共に探求したい方々をお待ちしています。

# 人間健康科学専攻

看護学実践コース

公衆衛生看護学コース

栄養科学コース

こんな人を求めています。

- 高度の専門知識や技術を修得したスペシャリストを目指す人
- 専門分野の修士号の取得を目指す現職の看護師や管理栄養士
- 保健師になることを希望し保健師国家試験の受験資格を得たい人
- 栄養科学の博士課程への進学を希望する人
- 高等教育機関での教育研究者を目指す人

## 人間健康科学専攻の特長

- 社会学系の科目を取り入れており、経済や政策の情勢を学ぶことで知識の幅を広げることができる。
- 多くのOB・OGが病院、行政機関、高等教育機関、研究機関で教育研究者として勤務している。
- 公衆衛生看護学コースでは、講義・演習・実習を通して実践力を獲得し、様々な機関で充実した臨地実習を体験することができる。
- 公衆衛生看護学コースでは、保健師国家試験の受験資格だけでなく、**養護教諭二種免許状\***、**第一種衛生管理者免許\***の資格が取得できる。

※保健師免許取得後、申請が必要です。

## 専攻長 メッセージ

人間健康科学専攻長

大塚 一徳



本専攻では、保健・医療・福祉に関する領域における課題解決のための高度な専門的知識や技術を創造する研究者および高度専門職業人を育成することを教育目標としています。本専攻の前身である人間健康科学研究科では、既に多くの高度専門職業人の育成実績があり、多数の修士生が長崎県のみならず全国の病院、行政機関、高等教育機関、研究機関で活躍しています。また、栄養科学コースでは栄養科学専攻博士後期課程に進学し博士(栄養科学)の学位を取得するといった、より高度な学位の取得を目指すことも可能です。さらに本専攻教員は、日本学術振興会をはじめ多くの外部資金を導入し、様々な事業との連携を行っており、産学官連携事業や地域貢献事業に参画する機会も多くあります。看護学実践コース、公衆衛生看護学コース、栄養科学コースそれぞれに、各専門分野における知識、経験、研究実績が豊富な専任教員を配置しており、各コースの連携によって、昨今の保健および医療現場で見られる複雑多岐にわたる諸問題に柔軟かつ適切に対応でき、質の高い高度な知識や技術を持った専門的職業人、研究者、指導者を育成し、社会に貢献することを目指しています。

# 入学者選抜

	夏季募集(修士)	冬季募集(修士) <sup>※2</sup>
入学時期	令和2年10月・令和3年4月	令和3年4月・令和3年10月
事前相談 <sup>※1</sup>	令和2年7月22日(水)～8月5日(水)	令和3年1月8日(金)～1月21日(木)
出願期間(インターネットによる出願)	令和2年7月27日(月)～8月5日(水)	令和3年1月12日(火)～1月21日(木)
試験日	令和2年8月30日(日)	令和3年2月6日(土)
合格発表日	令和2年9月4日(金)	令和3年2月12日(金)

※1 全ての志願者は、出願前に志望分野の担当教員との事前面談(メールを含む)を行う必要があります。  
 ※2 夏季募集で、募集人員を満了した専攻(コース)については、冬季募集を実施しない場合があります。

入試情報等の詳細については、  
 本学公式ホームページをご確認ください。



<http://sun.ac.jp/examination/graduate/>

## 出願要件

- ①学士の学位を有する者、または大学を卒業した者(卒業見込みを含む)
  - ②外国において、学校教育における16年の課程を修了した者(卒業見込みを含む)
  - ③文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
  - ④本学大学院の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- ※公衆衛生看護学コースにおいては、上記の出願要件のほか、日本の看護師免許を有する者(取得見込みを含む)とします。

## 出願資格審査

出願要件④による出願を希望する場合は、出願資格認定申請を行い、出願前に出願資格認定を受けることが必要です。

【出願資格認定申請期間】

(夏季) 令和2年7月6日(月)～7月13日(月)

(冬季) 令和2年12月15日(火)～12月22日(火)

※詳細については、公式ホームページに掲載する学生募集要項で確認してください。

## 入学料

①県内生 176,500円 ②県外生 353,000円

※「県内生」とは、i) 本人又は、その配偶者若しくは一親等の血族が令和2年4月1日から引き続き長崎県内に住所を有する者、または、ii) 長崎県立大学の学部卒業見込の者をいいます。

## 選抜区分と試験内容

専攻/コース	一般選抜			社会人特別選抜			外国人留学生特別選抜			
	専門	英語	面接	専門	英語	面接	専門	英語	面接	
地域社会マネジメント専攻	ビジネス・マネジメント	○	○ <sup>※1</sup>	○	—	—	○	○	—	○
	経済・地域政策	○	○ <sup>※1</sup>	○	—	—	○	○	—	○
	メディア社会	○	—	○	—	—	○	○	—	○
	国境離島文化振興	○	—	○	—	—	○	○	—	○
情報工学専攻	情報セキュリティ	○	○	○	—	—	○	—	—	○
	人間情報科学	○	○	○	—	—	○	—	—	○
人間健康科学専攻	看護学実践	○	○ <sup>※1</sup>	○	○	○ <sup>※1</sup>	○	—	—	○
	公衆衛生看護学	○	○ <sup>※1</sup>	○	○	○ <sup>※1</sup>	○	—	—	○
	栄養科学	○	○ <sup>※1</sup>	○	○	○ <sup>※1</sup>	○	○	○ <sup>※1</sup>	○

※1 英語の試験は、外部試験のスコアによって免除することができます。英語(該当区分のみ)の試験は、辞書持ち込み可。



## 授業料

(円)

修業期間	1年目		2年目		3年目		4年目		総額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
標準(2年)	267,900	267,900	267,900	267,900	—	—	—	—	1,071,600	
長期履修	3年	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	178,600	—		—
	4年	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950	133,950		133,950

※授業料の金額は、現行の規定によるもので、変更になることがあります。

## 奨学金

### 日本学生支援機構奨学金：貸与月額（令和2年度実績）

区分	第一種(無利子)	第二種(有利子)
修士課程	50,000円または88,000円	50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円のいずれか

※上記以外にも地方公共団体、財団法人などの奨学金制度があります。

## 修了要件

大学院に2年以上在籍し、所定の単位(32単位以上)を修得するとともに、必要な研究指導を受け、修士論文等の研究の成果の審査に合格すること。ただし、公衆衛生看護学コースにおいて保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、大学院に2年以上在籍し、所定の単位(60単位以上)を修得するとともに、必要な研究指導を受け、特定の課題についての研究の成果の審査に合格すること。

## 社会人学生等への配慮

### 長期履修学生制度

標準修業年限(2年)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができ、在職のまま学びやすくなるよう配慮します。納付する授業料の総額は標準修業年限で履修する学生と同額です(上記「授業料」をご確認ください)。また、在学中の期間変更等も柔軟に対応します。

### 昼夜開講制度

夜間等に履修できるよう配慮します。志望する教員との事前面談の際にご相談ください。

※公衆衛生看護学コースは対象外

## その他特長的な制度

### 早期修了制度

本学大学院規定の修了要件の特例「優れた業績をあげた者」として認められた場合、修業期間(通常2年)を短縮し、修了することができます。

※公衆衛生看護学コースは対象外

### 先取り履修制度(長崎県立大学 学部より進学した者のみ)

大学院授業科目を学部生のうちに履修し、本学大学院に進学後、当該専攻が定めた上限単位数(最大で10単位)の範囲内において、大学院の修了に必要な単位として認定することができます。

お問い合わせ ※専攻・コースごとに問い合わせ先が異なります。

### 地域社会マネジメント専攻

- ビジネス・マネジメントコース
- 経済・地域政策コース

### 佐世保校 学生支援課学生グループ

〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

TEL 0956-47-5703

### 地域社会マネジメント専攻

- メディア社会コース
- 国境離島文化振興コース

### 情報工学専攻

### 人間健康科学専攻

### シーボルト校 学生支援課学生グループ

〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1

TEL 095-813-5065

資料6

1. 書類等の題名

「九州・沖縄地方成長産業戦略～九州・沖縄 Earth 戦略～」

2. 出典

九州経済産業局

3. 引用範囲

●Ⅱ. 戦略分野

<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kyosoryoku/kyogikai/1807/senryaku.pdf#page=3>

●Ⅲ. 横断的取組（産業基盤）

<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kyosoryoku/kyogikai/1807/senryaku.pdf#page=22>

## 九州・沖縄地方成長産業戦略 ～九州・沖縄 Earth 戦略～

### I. 総論

#### 1. 基本的考え方

長引くデフレからの早期脱却と経済再生を図る「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の推進により、我が国経済は「マイナス」から「プラス」へと転じ、九州・沖縄地域の経済も持ち直してきているが、景気回復の実感は、地方や中小企業・小規模事業者には十分浸透したとはいえず、経済の好循環を目指した戦略的な取組の実施が緊要の課題となっている。

このため、九州・沖縄地域において重点化すべき戦略産業分野を特定し、地域資源を掘り起こして必要な戦略を定めるとともに、その具現化を促す取組を検討し、実行することを目的として、九州・沖縄地方産業競争力協議会を2013年（平成25年）11月に設置した。構成メンバーは、九州経済連合会会長を協議会会長として、各県知事、政令市長、企業経営者等を委員に、国の各地方支分部局長をオブザーバーとし、官民一体で検討を行った。協議会では構成員での議論に加え、分科会の開催、各県によるヒアリング調査等を通じて地域経済を支える中小企業等の生の声を集めた。

本戦略は、政府の「日本再興戦略」を踏まえた上で、上記の趣旨に沿って、今後、九州・沖縄地域において重点化すべき成長産業を明らかにし、その産業競争力を飛躍的に高めていくために、地域において重点的に推進すべき取組や更なる規制緩和を求める事項等について取りまとめたもので、2020年に向けた九州・沖縄地域の成長産業戦略を示したものである。

2014年（平成26年）3月の戦略策定後4年が経過し、急速な生産年齢人口の減少による労働力不足、第4次産業革命の進展等、社会情勢の変化が生じている。

政府においても Society5.0 の実現に向けた「未来投資戦略2017」（2017年6月）、「未来投資戦略2018」（2018年6月）が策定されたところ。

こうした中、協議会委員や関係機関の意見を踏まえ、さらなる九州・沖縄地域の産業競争力の強化に向け、戦略を改訂した。

#### 2. 九州の現状と課題

九州・沖縄の総人口は国勢調査によれば2000年（平成12年）にピークを迎え、全国よりも一足早く減少に転じている。2018年（平成30年）3月に公表された将来推計人口によると、九州・沖縄の人口は2015年比で2040年に192万人、2045年に245万人の減少が予測されている。こうした状況の中で、地域の

い。

## II. 戦略分野

### 1. クリーン分野

2013年(平成25年)の鉱物性燃料(石油、天然ガス等)の輸入額は27兆4,438億円に達し、我が国の貿易赤字を過去最大となる11兆4,684億円に押し上げる要因のひとつとなった。

このため、再エネ等の利活用を拡大し、域内のエネルギー自給を高めるとともに、省エネルギー関連技術の開発やその導入・普及を促進し、エネルギー使用効率の向上に取り組むことにより、国富の流出を防ぐとともに、エネルギーセキュリティを高めることが極めて重要となっている。

一方、基幹エネルギーである鉱物性燃料の果たすべき役割も依然として重要である中、気候変動や環境破壊への懸念を踏まえ、より環境負荷の少ない高効率でクリーンな火力発電技術の開発が世界的に求められており、域内企業等による技術開発やビジネスモデルの先行が、グローバルな市場の開拓にも直結することが見込まれる。

こうした中、九州は、2012年(平成24年)7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度(以下、FIT制度)導入以降、全国に比して再エネの導入が進展しており、FIT制度の認定を受け稼働している再エネ発電設備容量のシェアが全国でも高い割合(全国シェア18%)を占めるほか、海洋エネルギーや地熱等の適地が多く、国内の他地域と比較して高いポテンシャルを有している。

また、次世代クリーンエネルギーとして大きく期待される水素エネルギーについては、北部九州に世界的研究開発拠点を有し、将来の水素エネルギーの実現に向けて先導的な役割を果たしていることが大きな特徴となっている。

さらに、九州では、半導体関連産業等によって培われてきたハード・ソフト等の技術集積を活かした次世代の省エネルギー型部素材の開発やスマートコミュニティに係る実証研究が進んでおり、これまでに蓄積された公害防止・環境浄化技術を含め、クリーン分野において大きな可能性を秘めている。

このような状況を踏まえ、九州においては、以下の項目に沿った取組により産業の集積化・市場競争力の強化を図り、海外展開を含めた市場展開を推進することで、九州におけるエネルギー市場規模を現在の0.5兆円から2020年には3兆円に拡大するとともに、低廉な価格で必要なときに必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる社会の実現を目指す。



## (1) クリーンで経済的なエネルギーの供給拠点化

### ① 水素エネルギー社会の先導

#### A) 水素エネルギー関連産業の拠点化

水素は、次世代のエネルギーシステムを構成する環境調和型の二次エネルギー源として大きく期待されている。特に一次エネルギーの海外依存度が高い我が国にとって、副生水素のほか、太陽光、風力、バイオマスなどの再エネからも生成可能で、電気エネルギーを変換して大規模かつ長期にわたって貯蔵することができ、利用時にCO<sub>2</sub>を発生させない水素エネルギーの利活用は非常に有益であると考えられている。一方、水素エネルギーの普及には、大規模な需要創出とそれに応じたインフラ整備を進め、その導入から利用までのコスト低減を図ることが極めて重要である。

こうした中、福岡県では、水素エネルギー社会の実現に向け、産学官で「福岡水素エネルギー戦略会議」を2004年（平成16年）に設立し、世界に先駆けて水素の製造、輸送・貯蔵から利用まで一貫した取組を推進している。水素分野の世界的研究機関である九州大学を中核とした研究開発、地域企業等の水素エネルギー関連産業への新規参入に取り組むなど、水素関連では国内随一の先端拠点地域となっている。加えて、九州においては、太陽光、風力、バイオマスなどの再エネのポテンシャルが高く、これらを利用した地域・コミュニティ単位での水素製造を行うことが可能と考えられる。また、北部九州及び山口地域は、製鉄所や石油コンビナート等で発生する副生水素など水素供給ポテンシャルを有していることから、双方の連携により大きな相乗効果が期待できる。

以上のような強みや取組を踏まえ、今後、将来的な海外展開を見通した上で、北部九州の取組を九州各地においても展開し、広域的な水素需要の創出を図ることにより、水素エネルギー社会の実現に取り組み、九州において関連産業の集積を図っていく。

#### A-1) 水素・燃料電池製品の普及

次世代自動車のうち、特に燃料電池自動車（以下、FCV）に関しては、北部九州での水素エネルギー利用社会の実現に向けた取組の中で、FCV・FCバスの公道実験などを実施してきたところである。

FCVは2014年（平成26年）12月から北部九州を含む4大都市圏を中心に市販が開始され、また、2016年（平成28年）3月に改訂された国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」においては、FCV、水素ステーションの普及目標が設定されており、FCV市場の開拓が緒につく九州においてFCVの市場拡大を図るためにはFCVの普及と水素ステーション整備を一体的に推進する

ことが重要である。九州においては官公庁や企業でFCVを率先導入するとともに、水素ステーション整備に向けた支援に取り組んでいく。

また、福岡市においては、下水処理場のバイオガスから水素を製造する世界初の水素ステーションが2015年（平成27年）3月に稼働開始している。これらの動向を踏まえ、副生水素の活用や再エネによる水素製造・供給の高効率化に各県が連携して取り組んでいく。

このように、九州全体で水素ステーションの整備を促進するとともに、試験研究機関によるデータ集積を活用して規制見直しの促進やコストの低減に努め、安全を確保しつつ、行政機関による許可を円滑に進めることも必要である。

また、2009年（平成21年）に市販開始された家庭用燃料電池（エネファーム）は、2016年（平成28年）3月に改訂された国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」において2030年に530万台の普及目標が設定されるなど、現在、普及が進みはじめているところであり、九州における更なる普及拡大に向けて取り組んでいく。

## ② 次世代自動車の開発・生産拠点化

日本再興戦略においては、2030年までに国内新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割にすることや、安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備等が盛り込まれている。他方、次世代自動車による新たな市場の創出に関しては、世界的な開発競争・市場競争の激化が見込まれる。

自動車産業は九州の基幹産業として、大きな雇用を創出しており、地域への経済波及効果が極めて大きい重要産業である。従って、今後市場がシフトすると見られる次世代自動車については、九州全体での普及促進・域内市場の拡大に取り組むと同時に、その生産拠点としてのみならず、開発機能をも併せ持つ拠点として発展するためのポジションをしっかりと定着させていく必要がある。

北部九州に立地する自動車メーカーの工場は、いずれも最新鋭の設備と高度な生産技術を有しており、国内における拠点工場となっている。また、近年では、2015年（平成27年）8月、ダイハツ工業㈱がエンジン等の先行技術の開発拠点となるダイハツグループ九州開発センターを、2016年（平成28年）3月には、トヨタ自動車九州㈱が設計・開発部門と生産技術部門の連携拠点となるテクニカルセンターを開設するなど、開発機能の集積も進んでおり、北部九州は開発と生産が一体となったマザー機能を持つ先進拠点として、その地位を高めている。これに加え、九州では、北九州産業学術推進機

構自動車技術センターや九州大学大学院オートモーティブサイエンス専攻学科、九州大学水素材料先端科学研究センター、水素エネルギー製品研究試験センターなど、次世代自動車関連の研究・実証機関、人材育成機関等が多数存在し、次世代自動車の開発・生産拠点としてのポテンシャルを有している。

今後、こうしたポテンシャルを活かし、九州において地域企業の開発・提案力の向上や生産技術の高度化支援、産業人材の育成等を推進するとともに、次世代自動車に関する自動車メーカー等の生産・研究開発機能の誘致を行い、HV や PHV、EV、FCV、クリーンディーゼル車など環境対応車全般を対象とする次世代自動車の生産拠点・研究開発拠点としての競争力強化を図る。

### ③ 地熱エネルギー関連産業の拠点化

九州は、広範な地域に豊富な地熱資源を有し、日本最大の地熱発電所（八丁原発電所 11 万 kW）が立地するなど、地熱発電（温泉熱含む）の立地ポテンシャルを有している。発電事業の計画、設備の設置、メンテナンスまで地熱発電を総合的に実施する技術が蓄積されており、九州大学にも研究シーズが蓄積している。近年バイナリー発電が民間で行われており、他にも九州内で多くの地熱発電事業が動き始めている。

また、九州には中山間地を含め、広範囲に農山漁村が点在するなど、安定した効率の良い分散電源等への潜在的ニーズが高く、新たな掘削を必要としない湯けむり発電や地中熱の利用など、地産地消による循環型エネルギー等の活用モデルを導入することも期待される。

地熱発電を進めるためには、熱資源の正確な把握、自然公園法や温泉法等の各種規制との調整、地熱発電に関する地元の理解促進が重要である。このため、九州全域で地熱開発に向けた詳細調査の加速化、自治体等によるトライアル発注の検討、産学官による研究開発の推進等を展開し、地熱利用先進地域を目指す。さらに、産学官が一体となって発電事業の計画から設備の設置、メンテナンスまで総合的に実施できる体制を構築するとともに、海外での地熱発電ビジネスの展開を目指す。

### ④ 海洋エネルギー関連産業の集積拠点形成

#### A) 洋上風力発電関連産業の集積拠点形成(日本版ブレーマーハーフェンの実現)

世界の風力発電総設備容量は、これまで前年比 10%超の伸び率で順調に拡大してきており、2016 年（平成 28 年）、48,675 万 kW に達している。一方、日本の風力発電総設備容量は、そのうち 336 万 kW と世界の 0.69%に留まっており、今後の導入が期待されている。

製造業として捉えた場合、風力発電設備の製造には約2万点(2,000kw級)に及ぶ部品が必要と言われており、裾野が広く、高い雇用創出効果が期待できる産業である。高い安全性や信頼性が求められる軸受けや電機部品など、国内企業が比較的優位性を持つ部分も多い。風力発電については、今後、大型・大容量の洋上風力発電が増えていくことが予測され、そうした市場に近接した地域においては、風車等の大型化に対応した効率的な海上輸送や港湾インフラの機能強化、送電網の整備等が必要である。

九州は、洋上風力発電において35,910万kW(全国比25.4%)の導入ポテンシャル<sup>※1</sup>を持つと見込まれる非常に有望な地域であり、既に北部九州では、長崎県において「ながさき海洋・環境産業拠点特区」の指定、北九州市において「グリーンエネルギーポートひびき」事業(風力発電産業アジア総合拠点)により、洋上風力発電をコアとした関連産業の集積と新たなエネルギー供給拠点形成に向けた取組が進められている。

また、これらの地域では、実証実験の実施や事業者による洋上ウインドファームの構築検討など、全国に先駆けた取組が進んでいる。

更なる発電事業者の誘致や関連企業の集積等、拠点構想の実現に向けては、国において、事業化の課題となる一般海域における海域利用ルールの整備や低コスト化に向けた技術開発を進めるとともに、大型風車等の生産・輸送に対応した企業立地の促進や港湾インフラの機能強化を図り、近隣諸国に先行した産業集積を進め、アジア市場の開拓を先導する戦略を持つことが必要である。

このため、必要な法整備や規制緩和、予算措置等について国に働きかけるとともに、受け皿となる具体的な港湾等のインフラの機能強化について検討を進め、洋上風力発電産業により町の産業復興を果たしたドイツ・ブレーマーハーフェンのような洋上風力発電関連産業の集積拠点化を目指す。

※1:「平成27年度 再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書」(環境省)における、着床式と浮体式をあわせた洋上風力の導入ポテンシャル。

## B) 日本版 EMEC<sup>※2</sup>の形成

日本周辺海域には、陸域以上の再エネのポテンシャルがあると期待されており、政府は、内閣府に設置した総合海洋政策推進事務局を中心に、実用化・事業化に向けた取組を一丸となって進めているところである。

こうした中、洋上風力発電分野では、長崎県や北九州市において、全国に先駆けて、事業者による洋上ウインドファームの構築検討など洋上風力発電の事業化に向けた取組が進んでいる。また、その他の海洋温度差発電や潮流

発電、波力発電、海流発電分野では、佐賀・長崎・鹿児島県の海洋再生可能エネルギー実証フィールドを中心に、実証実験等が進められている。

さらに、前述のとおり長崎県、北九州市において、両地区のポテンシャルを活かした、洋上風力発電をコアとする関連産業の集積と新たなエネルギー供給拠点形成に向けた取組が進められるなど、将来の海洋エネルギー産業の集積が期待される。

しかしながら、海洋エネルギーの普及については、洋上風力発電以外は商業化に至っていないほか、機器の低コスト化、一般海域における海域利用ルールの明確化などの課題が存在する。

こうした課題の解決に向けて、九州では今後、産業集積に向けた拠点整備を進めるとともに、検討が進む事業化プロジェクトを実現させるなど、関連企業や発電事業者の誘致に繋がる環境整備を進める。また、引き続き、実証フィールドにおける研究開発を継続し、更なる実証実験の誘致に努める。

※2：日本版 EMEC：欧州海洋エネルギーセンター（The European Marine Energy Centre）を参考に、実証実験のための海域を提供する実証フィールドを整備し、研究拠点化・産業集積を図る。

#### ⑤ 高効率火力発電の導入促進

クリーンエネルギーによる低炭素社会を目指す一方、現在我が国発電電力量の大半を占める火力発電（2016年度（平成28年度）の総電力量約9,078億kWhのうち、約90%が火力発電）において、その発電効率を高め、二酸化炭素排出量の削減を図っていくことは極めて重要である。

2015年（平成27年）7月に決定された「長期エネルギー需給見通し」では、石炭火力発電について、高効率化を図り、環境負荷の低減と両立しながら、有効活用を促進することとされた。石炭火力発電の高効率化や二酸化炭素排出量の削減を進めるためには、IGFC（石炭ガス化燃料電池複合発電）などの次世代技術を早期に確立し、実用化を図ることが重要視されている。

こうした中、九州では北部九州を中心に、石炭ガス化複合発電技術やガスタービン複合発電に燃料電池を組み合わせたトリプルコンバインド発電システム等の研究開発、実証事業等が進められている。

九州におけるこうした取組を促進し、既存火力発電設備のリプレイス等に当たっての、高効率火力発電システム導入に向けた環境整備を図っていくとともに、石炭利用率が高い中国やインド、さらには、今後の石炭需要の大幅な増加が見込まれるインドネシア等 ASEAN 諸国への展開も有望であることから、海外展開の可能性についても検討する。

## (2) 省エネルギー先導拠点の形成

### ① スマートコミュニティの展開

I o T等の技術を活用して地域内のエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するスマートコミュニティの取組については、政府の「未来投資戦略 2017」においても、革新的エネルギーマネジメントシステムの確立を目指し、制御技術確立や通信インフラ整備等に向けた実証、定置用蓄電池の価格低減など様々な取組を進めることとされている。

九州においては、北九州市の大規模社会実証事業（全国4地域）に加え、福岡県みやま市の「みやま HEMS プロジェクト」や、鹿児島県いちき串木野市によるエネルギー地産地消の取組などが実施されている。

スマートコミュニティにはI o Tや創エネ・省エネ・蓄エネなど様々な構成要素が存在し、取組の成果を活かした、医療機器やインフラパッケージ（ビジネスモデル）の国内・海外への展開も期待される。しかしながら、スマートコミュニティには「ビジネスモデルを描くことが難しい」ことや、「事業の構成要素が多く複雑であることから、全体像を描きにくく、事業計画を立てづらい」などが課題となっている。

このため、九州において、地域内で電気・熱の融通を行う取組など、先導的モデルの構築を引き続き推進する。その際、必要な予算措置や規制緩和等を国へ要望する。

### ② 省エネルギー向け次世代部素材の開発拠点化

次世代有機光エレクトロニクスについて、九大 OPERA、熊本有機薄膜技術高度化センター、九州先端科学技術研究所、i<sup>3</sup>OPERA を中心に、九州の大学、研究支援機関、材料メーカー、装置・部材メーカー等の連携による実用化研究が実施されている。九州各県には、有機 EL 関連産業への参入が期待される素材メーカーや半導体関連産業が集積していることから、次世代有機 EL 素材の実用化により、有機 EL 材料生産や量産装置、有機 EL トランジスタ、有機 EL 太陽電池等の広域的産学官連携による共同研究開発への展開が期待される。

また、九州では、パワー半導体において世界トップシェアの高い競争力を持つ製品群を製造する大手メーカーや大学等が、次世代パワー半導体の研究開発等を行っており、産業用機器や民生機器などへ幅広く導入されることで、大幅な省エネの達成が期待される。

このため、これらの次世代デバイスの研究開発の充実・強化や企業等の誘致を図り、関連産業の拠点化を進める。

## (3) アジアにおける環境・エネルギー関連産業の先導

「公害克服の経験」を通じて培った環境関連技術等の蓄積や、アジアとの近接性等の特徴を有する九州では、工業化が急速に進み環境問題が深刻化しているアジア各国に対し、当該分野での国際協力、企業の海外展開が進むことで、新事業の創出と経済の活性化が期待されている。

また、自然条件等により豊富な再エネ資源を有する九州は、全国の中でもいち早くその導入が進んでおり、更なる関連産業の集積が期待され、将来的にはアジア等への海外展開も見込まれるところである。

九州には、資源リサイクル関連、水処理関連、畜産廃棄物処理関連の企業集積が見られるなど、環境・リサイクル及びエネルギー産業が集積しており、環境・リサイクル産業の振興を図るため、産学官の連携組織「九州環境エネルギー産業推進機構（K-RIP）」や「アジア低炭素化センター」等が、ビジネスマッチング支援、研究開発支援、情報発信、販路拡大支援等を通じて、企業の新事業創出や海外展開にかかる事業を積極的に展開している。

今後、環境・リサイクル技術と再エネ関連技術との融合や、他分野への適応の進展による新事業の創出が期待され、このような取組を通じて当該分野の国際競争力を強化し、急速に拡大するアジア等海外需要を取り込むことが重要である。

他方で、海外展開を指向する中小企業は1社単独での進出が難しく、現地の環境課題に対応したトータルソリューションを提供するために、複数の企業が連合体を組み、官民一体となって事業展開・売込みを図ることが必要である。

このため、九州の自治体・支援機関等の広域的な連携を可能にするネットワークの強化、モデル事業の推進、社会システム（エコタウン、水ビジネス等）の技術輸出等、環境・エネルギー分野における総合的な海外展開支援活動のための予算措置を含めた環境整備が求められる。

## 2. 医療・ヘルスケア・コスメティック分野

高齢化の進展と医療需要の拡大により、医療ヘルスケア市場は今後ますます拡大することが見込まれている。こうした状況の中、日本が誇る高いものづくり力を活かした医療機器の創出、また個人・保険者・企業の自らの健康管理や予防への意識・動機付けと公的保険に依存しない健康寿命延伸産業の育成が求められている。

九州には、半導体関連産業が約50年をかけ裾野の広い産業集積を形成し、実装技術等から発展した精密加工、精密制御、センシング技術やロボット技術などイノベーションの源泉となる多様な技術が蓄積しており、地域最大の強みとなっている。こうした技術を活かして九州から始められた内視鏡手術や東九州に

集積する血液・血管関連の治療分野など医療現場のニーズと直結した医療機器等の開発が各地で進められており、さらなる医工連携、研究開発拠点との連携を強め、市場の開拓を図る。

また、九州は、全国と比較して高齢化率や一人当たりの医療費が高く、医療・介護需要のピークも相対的に早く訪れることが予想される。このような課題先進地域という特性を踏まえ、チャンスへと転じるためには、他地域に先駆けて多様なニーズに応える新しい産業を創出することが重要である。既に、セルフメディケーションを支援する特徴ある医療サービス連携事業などの萌芽がみられるが、今後は加えて、潜在市場の掘り起こしと参入のためのグリーゾーンの解消、遠隔医療等における ICT 技術の活用などを通じて、新たなサービスの創出を促進する。

このような状況を踏まえ、九州においては、以下の（１）～（４）項目に沿った取組により、2020年に現状市場規模 1.5兆円を 2.6兆円に拡大するとともに、国民の健康寿命が延伸する社会を目指す。

さらに、九州には豊富な農林水産資源を活かした機能性食品・健康食品関連企業や研究機関等が集積している。また、佐賀県唐津市を中心とした化粧品関連産業の拠点形成を目指す取組も胎動しており、フランスの産業クラスターと連携し、そのブランド力を活かして国内外での展開を図るなど新たな取組も進められている。このような機能性食品産業や化粧品関連産業の振興は、ヘルスケア関連産業の活性化にも繋がるものである。

#### （１）健康長寿を目指した予防医療・健康増進サービスの産業創出

高齢化の進展に伴い、医療費及び介護費の適正化の観点から、予防医療と在宅支援の重要性が高まり、公的保険サービスを補完する医療・介護周辺サービスの果たす役割は、大きくなる見込みである。

九州は、全国に比して医療需要のピーク期が早期に到来するなど課題先進地域であり、セルフメディケーションを促進する特徴ある医療サービス連携事業などが始動している。また、島嶼部や中山間地域の多さなど地域特性を踏まえ、ICT システムを活用した地域医療支援の取組など意欲的企業が活動中であるものの、個人や企業経営者の疾病予防に対する意識の低さや医療行為との境界における制度的な不明確さなどから、医療・介護周辺サービスはビジネスとしての成功事例が少ないのが実態である。

このため、次世代ヘルスケア産業協議会において策定予定のグリーゾーン解消のためのガイドラインを活用し、医療・介護等の関連分野の新規参入・市場拡大を推進するための啓発セミナーや、中小企業を核として、フィットネスクラブ、配食業、飲食店、住宅メーカー等によるコンソーシアムを組成し、疾病



予防や生活支援を担う事業を創出する研究会を発足させる。また、産業界からの個別相談に対応するため、知財、薬事、金融、販路開拓等専門人材の広域的なネットワークを構築し、シームレスな支援体制の整備について検討する。

さらに、多様な需要づくりと、需要に応えた供給力向上のため、企業、個人、自治体等の先導的な取組を広く表彰する制度の創設や、意識・動機付けによる潜在市場の掘り起こし、健康増進のためのまちづくりの推進等を通じて、セルフメディケーションを促進し、「健康寿命が延伸する社会」の実現を図る。

## (2) 医療機器分野への参入促進及び海外展開

九州では、大分県と宮崎県を中心に我が国トップクラスの血液・血管関係機器メーカーが立地するなど医療機器産業が集積しており、両県の産学官が連携して看護や介護・福祉分野も含めた医療関連機器産業の拠点づくりを目指す「東九州メディカルバレー構想特区」が展開されるなど、全国でも有数の先進的取組が実施されている。また、他の地域においても、福岡県飯塚地域の医工学連携や内視鏡手術ロボット等の開発を進める九州大学先端医療イノベーションセンター、山口県のみやまぐち医療関連成長戦略推進協議会の活動など、様々な医工連携の取組が進められている。

九州には、半導体後工程の実装技術から発展した精密加工、精密制御、センシング、小型・モジュール化などイノベーションの源泉となる多様な技術が蓄積しており、同技術を活用してヘルスケア分野へ進出する動きが活発化している。また、ロボット産業ではコア技術となる動力・制御の技術を活用し、顧客ニーズに対応した産業用ロボットのカスタマイズ型ビジネスモデルを展開する動きがみられ、リハビリ機器など介護分野で研究開発が進展中である。

一方、医療機器の開発を進めるためには、医療現場のニーズや薬事規制等の情報の把握（伝達）が必要であり、中小企業にとって事業環境の未整備や人材不足等克服すべき課題は多い。

このため、九州ヘルスケア産業推進協議会と各地域が連携して、地域企業群と医療現場、産業界と医学系大学等とのマッチングを図り、医療現場のニーズに即した新しい医療機器の開発や、他分野からの進出意欲の向上を促進するとともに、薬事規制の現状や関連法改正の動向説明、コーディネーターの派遣、国の研究開発支援事業の活用等を通じて、九州全体の医療機器産業の競争力強化を図る。また、介護・医療分野の従事者の負担軽減、サービスの質の向上等につなげるため、介護・医療現場での介護ロボット等の活用に向けた開発等を促進するとともに、将来的には医療機器の試験評価機関等の誘致を目指す。

さらに、海外への展開を図るため、医療機器の品質保証のための認証プロセスの簡略化や臨床工学技士制度等のシステムの輸出について、国から諸外国へ

の働きかけを求めるとともに、JICA 等関係機関と協力し海外の医療関係人材の交流の拡大を図る。

### (3) 先進医療・治療分野における新産業の創出

重粒子線がん治療を行う「サガハイマツ」や、陽子線がん治療などを行う「メディポリス指宿」など、近年、九州には最先端の医療サービスを提供する施設の整備が進んでいる。また、九州発のベンチャー企業による核酸医薬やがんペプチドワクチン等の画期的な創薬開発も行われている。

しかし、創薬はハイリスクな分野であり、企業努力のみでは実現が極めて困難である。創薬ベンチャーは、非臨床試験から臨床試験と極めて困難な課題を克服する必要がある。中でも開発早期に企業が自由に使える非臨床試験施設は全国的にもほとんどない状況である。

このため、自治体や大学が整備する産学共同利用の非臨床試験施設整備や運営に対する支援制度の創設、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の事業等による研究開発費の確保を求めるとともに、ベンチャー企業や大学、先端医療機関等などとの相互のネットワークを濃密にし、地域の革新的な創薬開発支援体制の構築を目指す。

### (4) 機能的・健康食品関連産業の活性化

機能的食品企業群が集積している九州は、実際に健康食品関連企業売上が2,204億円と全国比率19%を占めるなど、当該分野で高い優位性を有している。特徴的な取組も展開されており、九州バイオクラスター推進協議会では、フランス食品クラスターと連携した機能的食品開発に着手し、最近では、機能的食品の素材であるオメガ3の効用に関する科学的根拠の利活用や利用のためのノウハウ、ブランドマークの導入等の取組が進められている。

また、2015年（平成27年）4月、科学的根拠をもとにした機能的表示制度が開始されており、機能的食品・健康食品産業の高付加価値化・活性化を図るためには、食品機能的表示（ヘルスクレーム）にどう対応するかが求められている。

このため、政府の規制緩和の動向を見極めつつ、九州の食品関連企業でも取り組めるような現実的かつ経済的な手法を検討することが重要である。さらに、これらの機能的食品開発の取組は、ヘルスケア分野との連携が有効であり、健康の維持増進のための機能的食品、病後・要介護者の病院食、介護食等の需要も増えることが想定される。このため、医療・介護機関と連携して、九州の機能的素材等を活用した高齢者食、介護食の開発と利用拡大を積極的に支援する。

#### (5) 九州の地域資源等を活かした化粧品関連産業の振興

2013年(平成25年)4月、フランスコスメティックバレーと佐賀県唐津市との間に連携協力協定が締結され、それを踏まえ、同年11月には、化粧品関連産業の集積と雇用の創出を目指すジャパン・コスメティックセンターが設立された。唐津市を中心とする北部九州は、フランスの化粧品関連企業にとって、日本企業とのビジネスマッチングやアジア市場への展開拠点として期待される環境であり、オーガニック化粧品の原料となり得る素材が豊富に存在することも魅力の一つである。

一方で、化粧品関連分野は薬事法等の影響を受ける規制産業とも言え、ここ10年で韓国が輸出額を10倍に増やした中で、日本は2倍にしか増加していないなど、成長産業となり得ていない。

このため、九州の安心安全な農林水産物とフランスのブランド力との組み合わせによる化粧品を創出し、アジアを中心とした新興市場への輸出等により、化粧品関連産業が北部九州における新たな地域産業となるよう振興を図る。

### 3. 農林水産業・食品分野

国土面積の11%を占める九州の農業は、産出額ベース(2016年(平成28年))で全国の20%に当たる1兆8,204億円を産出し、域内の需要のみならず、関西、関東地域等への供給を担う食料供給基地となっている。部門別のシェアをみると、肉用牛を中心とした畜産の産出額が域内の産出額の44%を占めるほか、米をはじめとする穀類が10%、野菜・果樹が33%となっており、米を主作とする我が国特有の農業構造に対して、国内他地域に比べ、いち早く多様な品目への展開が進んでいる。

また、林業産出額(2015年(平成27年)1月~12月)も全国の20%を占める875億円、海面漁業・養殖業産出額(2015年(平成27年)1月~12月)においても、全国の24%を占める3,510億円で、多彩な魚介類が水揚げされ、養殖も盛んに行われている等、九州は、我が国の食料供給基地等としての役割を果たしている。

このようにポテンシャルの高い九州においては、米を中心とした土地利用型農業の構造改革・生産性向上とともに、新興国の経済成長等を踏まえた需要構造の変化に対応した国内農産物の需要拡大に戦略的に取り組み、購買力の向上の著しいアジア圏への近さという立地優位を十分に活用して、農業の成長産業化につなげる必要がある。

このような状況を踏まえ、政府の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることや2019年までに農林水

産物・食品の輸出額を1兆円に倍増する目標が掲げられており、九州においてもこれらの目標を目指し、以下の項目に沿った取組により、世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会の構築を図る。

#### (1) 海外市場への展開促進及び新規ニーズへの対応強化（市場拡大）

新興国の経済成長等により、世界の食市場の規模が大幅に拡大すると見込まれる中、2013年（平成25年）末には「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界における我が国の農林水産物・食品の評価が高くなっており、日本の食文化・食産業の海外展開（Made BY Japan）を図っていく必要がある。

九州各県においても、従来から関東、関西地域等へのトップセールスや県産品フェア開催のみならず、福岡県では、独自の輸出会社を設立し、各地の農産物等の輸出拡大を図るなど、海外市場に向けたプロモーションや商談会への出展など個別販売のアプローチを強めてきたところである。2017年（平成29年）7月には、宮崎県及び鹿児島県、11月には熊本県において、九州農業成長産業化連携協議会とJETROの共催で、海外バイヤーを招聘した「食品輸出商談会」を開催するなど、新たな輸出の掘り起しを行っている。

また、農林水産物・食品の輸出にあたっては、品質面での差別化以外の条件として、輸出先国からのHACCP要求、ハラール認証等をクリアする必要がある。例えば、鹿児島県・宮崎県において米国向けのHACCP条件を備えた食肉処理システムが構築されるなど取組が進んでいるところである。

さらに、福岡県において、ご当地ラーメンに向く小麦として「ラー麦」のブランド化が進んでいる他、国内の新規需要確保に向けて、「6次産業化・農商工連携ビジネスマッチング」の開催など、県域を越えた連携が進められている。また、栗の「ぼろたん」、柑橘の「みはや」等の新たな特性を有する新品種の導入、甘草（カンゾウ）など薬用作物への品目転換など取組の萌芽がみられるところである。

この他、林業では、貿易統計（2017年（平成29年）1～12月）を見ると、丸太の輸出は全国の輸出額（約128億円）に対し、九州からおよそ80%（約102億円）を輸出している。また、九州の各産地が連携・協力し、「九州材」の積極的な活用を推進するとともに、丸太の輸出増を高級材や家具など、加工品の輸出につなげようとする動きもある。また、水産業では、貿易統計（2016年（平成28年）1月～12月）を見ると、ブリの輸出は全国の輸出額（約135億円）に対し、九州からおよそ82%（約111億円）を輸出するなど、国際的な魚食ブームや日本食ブームの一翼を担っており、さらに、海外において高値で取引される生鮮魚介類などを輸出している事例もみられる。

このような取組をさらに加速化するため、各個別産品・産地の強みや比較優

位を尊重しつつ、輸出促進等を踏まえた地域間連携に向け、九州として共有可能な課題の設定と協力体制を構築する必要がある。

このため、地方産業競争力協議会の枠組みもフル活用し、既存の商社活用なども含め域内連携による九州一体となった農林水産物輸出拡大の可能性を検討する。また、国の事業も活用しつつ、HACCP、ハラール等の認証施設の拡大、輸出促進業務に精通した人材の育成、新規作物を中心に国内外の需要者とのマッチングを軸とした個別産地の競争力の強化、6次産業化の先導事例として新規業態を育成・強化する。

## (2) 国内外の販路開拓・最適生産のために必要な体制の構築に向けた取組

九州の農業生産については、製品の多様性や周年性（年間を通じて所得を確保できる作物）に強みがある反面、国内主要消費地から遠いこと等を背景として、消費者・実需者（量販店、外食産業、食品加工業者等）との安定的・戦略的な契約関係の構築や、実需と結び付いた戦略的な産地形成の面で改善の余地がある。

このため、品目転換等を伴う新たな産地形成の取組において、実需者等を巻き込んだコンソーシアム方式を推進するとともに、九州に活動拠点を有する食品製造・流通事業者との間で、きめ細かなビジネス改善モデル構築を図るため、これらの在九実需者と農業サイドとの意見交換の開催や域内農業生産動向に関する情報提供を行う。また、農業の大規模化が進む中、建築資材の国内調達を図られるような研究開発に取り組む必要もある。

## (3) 九州ブランドの創設

九州ブランドの創設に関しては、最終的には物販業である農林水産業分野においては、過去に「九州男児」（九州統一銘柄米）等の試行がなされたものの、事業継続に至らず、現時点で、九州全域として共同で取り組む事項の合意がなされていない。

また、各県における農林水産物のブランド化やアジア需要の開拓のため、香港等のオープンマーケットへのトップセールスやミッション派遣を行っているが、その際、輸出先からは細かいロットごとにブランド名が変わることについて、買いにくさを指摘する声が上がっているなどの最近の状況も踏まえる必要がある。

さらに、農林水産業・食品分野における「九州ブランド」の創設に向けては、比較的小ロットでイメージ戦略を含めた試行が可能な分野から検討を進めることが必要であり、例えば、飲食関係においては「九州弁当」、「九州定食」、「九州食品セット」の提案などを進めつつ、新規市場となる輸出向けでの九州パッ

テージの検討を進め、その後の戦略的な産地形成によるロット確保や海外市場への本格展開を視野に入れていくことが重要である。

このため、民間企業等における、「九州 Bento」等のモデル商材の検討、輸出先での「九州」単位での露出モデル（民間企業主導など）の検討を進める。また、個別プロモーションやバラエティ展開の後に続く、ロット展開が可能な生産品目等について、各県農業生産サイドにおける戦略展開について検討を進める。2014年（平成26年）2月に香港で開催した経緯を踏まえ、海外市場の更なる展開を図るため、「オール九州農水産物トレードフェア」の開催、クール・ジャパン施策を活用した輸出促進等を進める。さらに各地域の特徴的な野菜や果物、魚介類等を活用した機能性食品の開発を進める。

#### （4）物流・輸送システムの強化

物流システムについては、関東・関西地域向けにおいては、九州の産出額の国内シェアが農産物で2割に対して、食品加工で1割という差が存在することから、域内加工度を高めること、海運・鉄道利用などのモーダルシフトによるコスト低減、また、輸出向けについては、輸送コスト軽減とともに生鮮品の空輸を船舶輸送に切り替える際の条件整備などが課題である。

このため、農産物の域内加工度を上げる取組について、各産地の取組を収集し、情報発信を行う。また、生鮮農産物の船舶輸送化等に向け、国土交通省港湾局の補助制度を活用した農水産物の輸出促進に資する港湾施設の整備や鮮度保持技術の開発・実証を推進する。

#### （5）事業規模の拡大及び安定供給体制の構築

稲作等の土地利用型農業については、北海道を除く全国において、十分な生産効率を達成するための農地集積・集約化（小区画・隣同士の農地を単一の耕作者に集めること）が進んでいない。また、水田、酪農、肉用牛、果実等について、既存の産地や農業経営の持続性を確保しつつ、需要に合った供給体制を確保する必要がある。

このため、各県に設置された農地中間管理機構を中心とした担い手への農地集積施策を強力に推進するほか、需要に対応した生産を拡大するための水田フル活用、経営所得安定対策や収入保険制度等の展開を図る。また、既存の農業大学校や日本農業経営大学校、中小企業大学校等の教育研修拠点を活用し、意欲ある農業人材の育成を図るとともに、人的交流による研鑽を積む拠点としての役割を加え、農業のICT化促進やビジネスマッチングの拠点としても活用を図る。また、林業においても不在山主や零細山主の課題があり、農地集積のような仕組みについて研究する必要がある。

#### (6) 大規模施設園芸による生産性向上の取組

施設園芸の分野では、担い手の減少や施設の老朽化が進み、急速な産地縮小に伴う生産量の減少が懸念されており、生産性向上が喫緊の課題となっている。

このような中、国は、オランダの施設園芸を日本型にアレンジした高収益型施設園芸のモデルとして「次世代施設園芸拠点」を整備するなど、施設園芸の収益性を向上するための取組を全国的に推進しており、九州内では大分・宮崎に拠点施設が整備されている。

このため、九州各県において、ICTを活用した環境制御技術などにより生産性の向上に取り組む大規模施設園芸等の事例を収集し、各県で共有するとともに、その技術等を活用することで「日本の食料基地・九州」として安定生産供給体制の構築を図る。

#### (7) 農山漁村の振興

都市と農山漁村の交流の活性化により、九州での観光振興に寄与するとともに、グリーン・ツーリズムに関連したシンポジウムの開催を通じ、食も含めた九州の農山漁村の魅力に係る統合イメージを発信する。

また、農業・農村の多面的機能に着目した日本型直接支払制度の推進を図るとともに、空き家や廃校等遊休資源の活用や地域活動の推進を支える必要な人材の確保など必要な措置を講ずることや九州での広域ネットワークを推進することにより、地域コミュニティの再生や農山漁村の活性化を図る。

### 4. 観光分野

観光は経済的な波及効果の高い産業であり、我が国の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。今後、人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、交流人口の拡大により国内需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要である。

九州においては、九州観光に関するプロモーションを官民が一体となって進める九州観光推進機構が設立されており、国内の源泉数の3割を超えるシェアを誇る温泉をはじめ、各地に豊富な観光資源も有している。しかしながら、北海道等と比較すると旅行者が抱く九州に対する統一したブランドイメージは確立しておらず、国内外に向けて効果的な情報発信を行うことが課題となっている。このため、2013年（平成25年）5月の九州地域戦略会議において、「観光産業を九州の基幹産業とする10年」と題し決定された「第二期九州観光戦略」では、九州への訪日外国人数について、2010年（平成22年）の100万人

から 2023 年には 4 倍超の 440 万人、観光消費額については、2010 年（平成 22 年）の 2.1 兆円から 2023 年には 1.5 倍超の 3.5 兆円にするなど、国を上回る目標が設定された。その後、近年のインバウンド観光需要の増加や、ラグビーワールドカップ 2019、2019 女子ハンドボール世界選手権大会や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」と表記）などの大規模国際大会を契機とし、今後、ますます増加していくインバウンド観光の需要を見据え、2017 年（平成 29 年）5 月の九州地域戦略会議において、目標数値を上方修正し、2023 年には訪日外国人数を 786 万人、観光消費額を 4 兆円とするなど、観光産業が九州の基幹産業となることを目指すための積極的な目標が新たに設定された。

また、九州では、総合特別区域法に基づき「九州アジア観光アイランド総合特区」の指定を受け、通訳案内士法による「九州地域通訳案内士」を養成し、外国人観光客受入れのための環境整備を進めているところであるが、ラグビーワールドカップ 2019、2019 女子ハンドボール世界選手権大会や東京 2020 大会の開催決定を受け、外国人観光客誘致に向けた地域間競争は激しさを増すことが予測される。

このため、国のビジット・ジャパンやクール・ジャパン戦略とも連携し、九州がひとつになった取組をさらに進めることが求められる。

このような状況を踏まえ、九州においては、以下の項目に沿った取組により、観光資源等のポテンシャルを活かして、世界の多くの人々を呼び込み、地域経済の活性化を図る。

## （1）第二期九州観光戦略の確実な実施

### ① 九州ブランドイメージ戦略

多様な観光素材を持つ九州にとって、海外インバウンド拡大に向けた地域間競争を勝ち抜くためには、統一した強力なブランドイメージの確立は、最優先の課題である。

このため、「温泉」を九州観光のブランドイメージとし、「温泉アイランド九州」のロゴマークやキャッチコピー「ONSEN ISLAND KYUSHU」を活用し、ブランドイメージの定着を図り、九州一体となった観光プロモーションを集中的に展開している。

### ② 観光インフラの整備戦略

観光庁の調査によれば、外国人観光客が旅行中に困ったことは、「施設等のスタッフとのコミュニケーション」が最も多く、次いで「多言語表示」、「無料公衆無線 LAN」であった。



また、ラグビーワールドカップ 2019、2019 女子ハンドボール世界選手権大会や東京 2020 大会を契機として、九州を訪れる外国人の満足度を高めるための受け皿として、安全で快適な移動しやすい環境の整備は喫緊の課題である。

このため、「九州アジア観光アイランド総合特区」に基づくビザ（査証）・免税手続き等に係る国の規制緩和、大型クルーズ船受入のための基盤整備などに対する国の支援を九州一体で求めていく。また、地域自らの取組としても、LCC 誘致を含めた空港間連携を進めるとともに、無料公衆無線 LAN や近距離無線通信の整備、多言語対応のサービス提供体制の構築など、全国屈指のホスピタリティ溢れる受入環境の整備を九州全県で官民一体となって強力で推進する。

### ③ 九州への来訪促進戦略

九州に近く旅行者の多い東アジア、今後も経済成長が見込まれる ASEAN、ラグビーワールドカップ 2019 等で九州への滞在が期待される欧米豪など、それぞれの地域の人々の観光に対する関心事項、傾向は大きく異なっている。

このため、市場のニーズを踏まえた対象国別の戦略に基づき、九州一体で誘致活動を展開する。

また、クルーズ、MICE、教育旅行等重点テーマについても、都市・地域の相互連携により市場開拓、誘致を促進する。

### ④ 来訪者の滞在・消費促進戦略

今後、アジアを中心とする旅行市場は成熟化とともに多様化が進み、個人旅行の割合も高まることが予測される。また、ラグビーワールドカップ 2019、2019 女子ハンドボール世界選手権大会や東京 2020 大会を契機として欧米豪からの誘客拡大を図ることが必要である。こうした観光客のニーズに対応するため、様々なテーマを持った観光素材の掘り起こしと二次交通対策を通じた観光ルートの開発を進めるとともに、滞在・消費を促進する新たなメニューの商品化や、スマートフォンやクレジットカード等によるキャッシュレス決済の導入推進等が不可欠である。

さらに、訪れた観光地での接客サービスや地域の人々との交流といった「おもてなし」は、観光客に強い印象を与え、その期待に応えることができればリピーターとしての再訪、口コミによる観光客の増加にもつながる。

このため、九州オルレ、世界遺産、世界農業遺産、ジオパーク、まちづくりデザイン、スポーツ・エコ・フィルム・ヘルス・グリーンといったニューツーリズム、ナイトメニュー開発等新たな地域観光資源のブランド化、おもてなし充実のための人材育成に九州一体で取り組む。

⑤ 山口県や沖縄県との連携

第二期九州観光戦略に掲げる取組を含め、以下については、山口県や沖縄県と連携することにより、相乗効果が期待できることから、積極的に取り組む。

A) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取組の推進

東京 2020 大会については、各県を中心にキャンプ誘致活動が進められる。

このため、こうした動きと連携した誘客に向けて、各地域における受入体制整備を積極的に進めるとともに、相互に協力し、域内の魅力を一体的に情報発信する。

B) 長期滞在型外国人来訪者への対応

九州・沖縄地域には、自然豊かで温暖な気候、全国の3割を超える源泉数と多様な泉質を誇る温泉、周囲を海に囲まれた海浜リゾート地・離島を有し、国内外の観光客に親しまれている。

また、ものづくり技術の集積を背景とする先進的な医療・健康・美容分野における研究開発及び産業の拠点を目指す取組も進められている。

このため、各県の強みを活かしつつ、文化や芸術などの観光資源とも組み合わせ、さらに交通機関の利便性を高めることを通じ、高級リゾート施設をはじめとした幅広い顧客層を対象とした施設誘致による長期滞在型リゾート観光やヘルスツーリズムへの対応についても検討を進める。

C) MICE 誘致の推進

2013年（平成25年）、福岡市がグローバルMICE戦略都市に、2015年（平成27年）には、北九州市がグローバルMICE強化都市に指定されたほか、沖縄県、熊本市、別府市、ハウステンボスやシーガイアなどの大型リゾート施設を有する地域についてもMICE誘致に大きな可能性がある。

また、企業ミーティングやイベントは、大都市でない地域にとっても取り組むことが可能であり、アフターコンベンションの誘致など、MICE参加者の域内への周遊を促進し観光消費を拡大するため、九州一体で推進する。

D) 明治維新150年等をテーマとした新たな観光ブランドの構築

2018年（平成30年）、明治維新150年を迎え、国及び関係自治体等による様々な取組みが行われている。

九州・山口地域は、幕末から明治維新、近代憲法制定、産業革命をはじめ、

我が国の近代化に大きな影響を与えた人物や産業を背景として、豊かな文化を育ててきた地域であり、2015年（平成27年）に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産・製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を始めとして、数多くの関連観光資源が存在する。

こうした貴重な観光資源を活用し、各県が明治維新や日本の近代化をテーマとして協力・連携することにより、ストーリー性のある広域観光ルートなど、新たな観光ブランドを確立し、国内外に強力に発信する。

## （2）クール・ジャパンと連動した観光振興

国においては、国際展開されたクールジャパン・コンテンツの海外での浸透を図るため、ビジット・ジャパンとも一体となりオールジャパンの体制を構築する方針である。

九州においても、早くから海外に開かれた歴史を背景とした伝統産業や文化芸術が集積し、これらと密接に結び付いた食文化などの観光資源が各地に存在している。

このため、本戦略に掲げる農林水産分野における取組とも連携した食と酒類やコンテンツ、ファッション、コスメ、伝統工芸品、鉄道など地域の資源をオール九州で情報発信することにより、観光客誘致に結び付ける。

## Ⅲ. 横断的取組（産業基盤）

### （1）国際化

九州の国際化に関する各種指標（2015年（平成27年））をみると、輸出額は全国比7.9%、海外子会社の保有数は同1.0%（年度比）、外資系企業数は同1.2%（2014年度比）、外国人留学生数は同11.4%、九州内で就職した留学生数は同4.9%等、外国人留学生数を除けば全国比は一割にも届かず、国際化が進展しているとは言い難い。他方それらが弱いからこそ、九州の国際化に向けては官民一体となってオール九州で取り組む意義があり、今後の伸びしろに期待できるとも言える。

2017年（平成29年）6月、政府は「未来投資戦略2017」を策定し、中堅・中小企業等の輸出額2倍（2020年（2010年比））、対日直接投資残高を35兆円に倍増（2012年末時点19.2兆円）等の目標を掲げており、支援施策が充実してきている。こうした施策活用も含めて、九州の活性化に向けた海外市場の獲得、そのための基盤整備等が求められているところである。なお、九州経済の国際化に向けては、以下に述べる環境整備に加え、各産業分野での地域企業の競争力強化（製品開発力、対外発信力等の強化）も重要である。

## ① 留学生等のグローバル人材の活用

海外事業展開を志向する企業の多くが、グローバル人材の確保を大きな課題と捉えている。この課題解決に向け、各県政令市においては独自の取組を行っているとともに、九州7県及び九州経済産業局、九州経済連合会により構成された「九州グローバル人材活用促進協議会（2017年（平成29年）1月設立）」においては、平成29年1月に立ち上げた人材マッチングサイト「Work in Kyushu」やセミナーなどを通じ、外国人留学生の九州域内への定着及び九州企業のグローバル化を推進している。

こうした取組を通じ、地元企業の留学生採用が進んでいけば、企業の海外事業展開は加速し、さらにグローバル人材へのニーズが高まるという好循環の形成が期待される。

しかしながら、現状では留学生と地元企業との相互理解が不足し、また、多くの企業でグローバル人材の活用方策が不十分であることから、その周知と活用促進のための取組が喫緊の課題である。また、中小企業への留学生の就職が進まない要因の一つとして、在留資格変更手続きが大企業に比べ煩雑であることが指摘されている。

こうした中、九州・山口地域では、2016年（平成28年）に産学官からなる「外国人材の活用検討チーム」を立ち上げ、経済活性化の基盤として外国人材の育成・定着の流れを根付かせることを九州の地から先導する決意で検討を重ね、「外国人材活躍推進に関する要望」をとりまとめるとともに、2017年（平成29年）6月に関係府省等へ要望活動を行ったところである。

また、2017年（平成29年）3月には、九州が一体となり、在留資格の規制緩和等に関する国家戦略特区提案を行っている。

加えて、九州の産学官に向け、「九州で取り組もう！外国人材活躍推進メッセージ」を発信し、相互に連携・協力することで外国人材の活用推進を図っている。

こうした取組により、2018年（平成30年）1月には、外国人起業家の在留資格要件が緩和され、地方公共団体が所有または指定するインキュベーション施設に入居し、起業支援事業の対象となる場合の資金要件が最大で200万円緩和された。今後、留学生等の外国人起業家のさらなる活躍が期待される。また、九州においては、起業家支援を加速させるため、大分県では留学生起業家と投資家とのマッチングに向けた支援を行っている。このような先進事例の横展開を図ることが重要である。

また、国では「骨太の方針2018」において、人手不足が深刻な中、真に必要な分野に着目し「外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設」することを盛り込むなど、外国人材受入れの取り組みを更に進めるほか、

外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組むこととしており、今後、受入れに係る政府基本方針などを定めることとしている。

こうした政府の動向も注視しながら、成長著しいアジアに近接する地理的優位性や、それに伴う海外志向の気質・歴史等、九州・山口地域の強みを活かし、人材不足が深刻化する中、アジアをはじめとする優秀な外国人材を登用し、海外企業・市場とのコネクションの強化等を通じて、九州経済の活性化を推進していく。

※「外国人材の活用検討チーム」における外国人材とは、外国籍で、日本の大学等を経て、就業／起業する者をいう。在学生、卒業生（就職／起業活動中の者、就業者／起業家）いずれの場合も包含する。ただし、特定職種（介護、家事代行）においては、上記原則にかかわらず、外国人材とみなす。

## ② 中小企業・小規模事業者の国際展開の推進

日本再興戦略策定を契機として、中小企業・小規模事業者向けの販路開拓、情報提供、人材育成、知財活用支援等の海外展開支援施策が充実してきている。また、九州では、中国・韓国両政府及び経済団体等との経済交流の場として「環黄海経済・技術交流会議」等のオール九州で参加可能な定期交流の枠組みが存在しているほか、近年では、九州経済国際化推進機構、九州経済連合会、産業クラスター支援団体等によるオール九州での東アジア、ASEAN 地域との MOU 締結も進んでいる。

こうした国・関係機関による支援施策、枠組み、地域間 MOU を地域企業が戦略的に活用することにより、九州企業の海外展開を促進することが重要である。

そのためには、地域企業の海外展開に係る関心や課題等の実態把握が必要不可欠であるとともに、地域における支援体制の整備・充実及び支援機関等の横断的な連携の強化が重要であることから、定期的な地域実態調査の実施、地域－政府間交流の枠組みの維持と深化、JETRO 等の地域における支援機関の整備・強化を国に求めていくことも必要である。

## ② 対日直接投資の活性化

海外からの投資を呼び込むため、各自治体における誘致活動に加えて、九州経済国際化推進機構では、2013 年（平成 25 年）7 月に初めて海外（シンガポール）で九州への投資誘致セミナーを実施するなど、九州の魅力発信に積極的に取り組んでいる。しかしながら、世界的に企業の誘致競争が激化する中において、海外では「九州」の知名度・理解度は非常に低く、投資先候補と

して土俵に上がることが困難な状況にある。そこで、ラグビーワールドカップ 2019、2019 女子ハンドボール世界選手権大会や東京 2020 大会等大規模国際スポーツイベントを契機に、効果的に「KYUSHU」の認知度を高めるため、九州プロモーションツアーを実施した。2016 年（平成 28 年）は九州北東エリアを、2017 年（平成 29 年）には九州中部エリアを訪問し、専門家の目線を通じて効果的な魅力発信のあり方を検討し、関係者に手法を共有することで地域の情報発信力強化を図った。また、日本は諸外国と比較して①ビジネスコストの高さ（税負担等）、②事業開始に伴う手続きの煩雑さ、③人材確保の難しさ等の課題が指摘されている。よって、今後とも「九州」としては、世界各国の企業が集まる地域を中心に投資誘致セミナーを積極的に開催し、九州の特長・優位性等の情報発信に取り組む。また、特区等の活用により、法人実効税率の引下げ、中核人材育成機関の設置、許認可リードタイムの短縮等の実現のほか、地方に投資を呼び込むような多様な資金調達を図られるよう国に要望する。

## （2）産業人材戦略

我が国及び九州において、人口減少、少子高齢化による生産年齢人口減少に伴う構造的な人材不足が続いている。とりわけ中小企業を巡る状況は一層厳しく、経営上の不安要素として年々大きくなっている。

政府の新しい経済政策パッケージ（2017 年（平成 29 年）12 月閣議決定）では、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、生産性革命と人づくり革命を車の両輪として、2020 年に向けて取り組んでいくこととしている。人づくり革命では、幼児・高等教育の無償化等の実施することとしている他、さらに経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月閣議決定）において、人生 100 年時代を見据え、その鍵であるリカレント教育の拡充等が盛り込まれ、教育訓練給付の拡充や、AI、センサー、IoT を活用したものづくり等先行分野におけるプログラム開発など産学連携によるリカレント教育等を集中支援することとしている。

こうした状況下において、経済活動の維持・拡大を図るためには、女性、外国人、高齢者、障がい者等、多様な人材がその能力を最大限発揮して価値創造に参画する全員参加型社会を構築し、産業界においては中長期的な企業価値向上に繋がるダイバーシティ経営を推進することが重要であり、あわせて、働き方改革を通じて、環境整備に取り組む必要がある。そのため、関係省庁は働き方改革や人材確保の各種支援施策により、企業等の取組を後押ししている。

一方、多くの若者が大都市圏で就職するなど、地方の人口流出の動きが続

いている。九州地域戦略会議では関係機関と連携してU I Jターンの取組を推進し、流出した若者の九州・山口への還流と地域定着を図っている。地方は、都市部に比べ、一般に、通勤時間が短く家族との時間が取りやすいこと、身近に自然や固有の歴史・文化と触れ合えること、豊かな食生活が送れること、家賃が安価であることなどの魅力に溢れている。こうした地方の「実質的な豊かさ」を発信し、人材確保に繋げることが重要である。

また、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的な視点で捉えることが重要であり、健康経営を実践する企業等法人を「健康経営優良法人」として認定し、「健康経営」を普及促進している。

加えて、第4次産業革命やグローバル化が進展する中、人材不足の状況下においては、これらに対応できる人材を新たに十分確保することは困難であり、限られた人材を活かすための人材育成が重要となる。産学官が一層連携し、企業の現場の実情を踏まえつつ、学び直しの機会の提供や新たな人材の育成に取り組んでいく必要がある。

#### ① 全員参加型社会の構築・働き方改革の推進

全員参加型社会構築の実現に向けて、女性、外国人、高齢者、障がい者等、多様な人材の社会への登用が不可欠であり、産業界においては中長期的な企業価値向上に繋がるダイバーシティ経営を推進することが重要である。

特に女性の活躍については、2015年（平成27年）女性活躍推進法成立、2016年（平成28年）4月全面施行により、大企業においては女性活躍に関する数値目標を含めた自主行動計画の策定・公表を義務づけるなど、機運が高まっている。女性の活躍促進においてはその“量”と“質”両面からのアプローチが必要であり、“量”は「就業率の上昇」、「質」は「管理的職業従事率の上昇」がメルクマールとなる。政府の「未来投資戦略2018」によると、KPIとして、2020年に女性の就業率（25歳～44歳）を77%、民間企業の課長相当職に占める女性の割合は15%としている。

九州においては、各県に経済界と行政とが一体となって女性の活躍を推進する会議体が設置され取組が加速している。こうした枠組み等を通じて、女性の就業率及び管理職比率の向上を図り、全国目標数値以上を達成することを目指す。

また、多様な人材を社会へ登用しつつ生産性向上を図るため、働き方改革を通じて環境整備を図る必要がある。政府は働き方改革実現会議において2017年（平成29年）3月働き方改革実行計画を発表した。同実行計画では、不本意非正規雇用労働者の割合を2020年までに10%以下、時間外労働を行

う場合でも原則月 45 時間、年 360 時間以内等の目標を掲げ、同一労働同一賃金による非正規雇用の処遇改善、賃金引上げと労働生産性向上、罰則付き時間外労働の上限規制の導入による長時間労働の是正、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、高齢者の就業促進等に取り組むこととしている。さらに改革実現の道筋を確実にするため、2018 年（平成 30 年）6 月、時間外労働時間の上限規制や、同一労働同一賃金、さらに高度プロフェッショナル制度の導入等を含む、働き方改革関連法案（「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」）が成立し、同 7 月に公布された。

九州においては以下の取組などを通じて、長時間労働削減等、働き方改革実行計画に示された全国目標値の達成を目指す。

九州地域戦略会議では、九州・山口地域において働き方改革を推進するため、2019 年度（平成 31 年度）に共同で実施できる取組について、2018 年度（平成 30 年度）中に検討することとしている。また、九州各県では、地方公共団体及び労使等の関係者から構成される「地方版政労使会議」において、働き方改革推進に向けた取組が進められている。福岡県や大分県では労働時間や年次有給取得率等の目標値を設定・公表する他、熊本県では企業等が独自に定めた目標に向けた取組を推進するなど特徴的な取組が進められている。

また、加えて、2018 年度（平成 30 年度）各県に開設した「働き方改革推進支援センター」における相談支援や国、自治体等によるダイバーシティ経営の推進、働き方改革に積極的に取り組む企業の表彰等を通じて企業の取組を推進し、先進事例の横展開を図ることが重要である。

## ② 産学官連携などによる専門人材等の育成

人材不足が進む中、限られた人材を活かすためには人材育成が重要である。

特に大企業に比べて経営資源の乏しい中小企業においては、従業員一人ひとりの能力を高めることが重要であり、従業員のキャリア形成を進めるため、「人材開発支援助成金」や「キャリアアップ助成金」等により支援する。中小企業単独による人材育成には限界があり、大企業など外部の知見・ノウハウを取り込むことができるよう、支援策の拡充が望まれる。

九州においては、第 4 次産業革命の進展に対応する人材を育成するため、2017 年（平成 29 年）に設立された「九州 IoT コミュニティ」において、企業人材の階層別育成に取り組むとともに「スマートものづくり応援隊事業」により専門家の人材育成に取り組み、育成した専門家を中小企業・小規模事業者へ派遣し、生産現場の工程改善や IoT・ロボットの導入を指導している。さらに九州経済連合会が主体となって、企業内でのサイバーセキュリティ対応強化やデータサイエンティストの育成などの検討を進めている。



また、サービス産業は社会構造の変化による新たな需要などによりさらなる市場の拡大が見込まれる産業分野であり、生産性向上・競争力強化が不可欠である。さらには、サービス産業において個々の人材に求められる能力は複雑化・高度化しており、産学連携によるサービス産業の次代の経営者やマネジメント人材の育成が必要である。そのため「産学連携サービス経営人材育成事業」により、教育プログラムの開発・実証及び横展開を目指す。特に観光分野は、東京 2020 大会等に向けてインバウンド需要が見込まれるなど、一層、重要性が増している。九州においては観光人材を育成するため、産学連携によるカリキュラム策定やインターンシップのコーディネートを実施する。加えて、優れたサービスをつくりとどけるしくみを表彰する「日本サービス大賞」等によりモデル的な企業の取組を広める。

経営者の高齢化により、円滑な事業承継は喫緊の課題である。このため、事業承継を契機とした後継者による経営革新等への支援とともに、後継者不在の中小企業に対するマッチング支援や、経営スキルの高い人材の事業承継支援への活用促進など人材面での支援も必要である。

### ③ グローバル人材の確保・育成

深い教養と専門性や語学に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付け、国際社会で活躍できる人材を育成することが重要である。

九州においては、前述のとおり、九州グローバル人材活用促進協議会において、企業と留学生とのマッチングサイト「Work in Kyushu」により、留学生の域内定着、企業のグローバル人材確保に取り組んでいる。また、専門性の高い外国人を積極的に登用することにより、海外展開を円滑に進める企業もあり、こうした企業においては日本人従業員による海外事業への積極的な挑戦など社内全体のグローバル化への効果が現れている。

加えて、日本再興戦略に掲げられた「日本の若者を世界で活躍できる人材に育て上げる」との目標の下、国立大学改革等が謳われる中で、個々の大学においても日本人学生のグローバル人材化へ向けた取組が活発化しており、「トビタテ！留学 JAPAN」など官民が協力した海外留学支援制度や、高等学校等においてグローバルリーダーを育成するスーパーグローバルハイスクールによる取組が進められている。

## (3) インフラ整備

### ① 九州高速道路網の早期整備

高速道路は、道路交通における高速性や安全性、定時性の向上、また、災害に強い道路ネットワークの構築を図る上で、重要な社会基盤施設である。

とりわけ、東九州自動車道については、九州縦貫自動車道、九州横断自動車道とともに、高速自動車国道のネットワークを形成し、九州の一体的浮揚を担う重要な路線として整備が進められ、順次供用が図られているところである。

しかし、東九州自動車道や九州横断自動車道延岡線(九州中央自動車道)をはじめとする九州の高速道路網には、依然としてミッシングリンクが残されており、あまねく住民が高速交通体系の恩恵に浴するまでには至っていない。早期の九州高速道路網の整備が望まれるところである。

## ② 福岡空港滑走路増設など空港ゲートウェイ機能の強化及び空港運営の民間委託による地域活性化

福岡空港は、九州・西日本の拠点空港として重要な役割を果たしているが、混雑時に出発機と到着機との輻輳に伴う遅延や待機が慢性化しており、抜本的な空港能力の向上が喫緊の課題となっている。2012年度(平成24年度)より平行誘導路の二重化整備及び老朽化対策等のための国内線旅客ターミナルビル等の移転整備に着手、また、将来的な新規就航、増便等の需要にも対応するため2015年度(平成27年度)より滑走路増設事業に着手し早期完成を目指している。

また、訪日誘客支援空港に認定された北九州、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口宇部、那覇、下地島など、アジアとのゲートウェイ機能の強化が重要である。

さらに、福岡空港や熊本空港で進められている空港運営の民営化については、民間の知恵やノウハウを活用することで地域の活性化に繋がり、その他の空港においても継続した社会経済活動の確保が求められる。

## ③ 九州の産業競争力強化に資する港湾の機能強化

東アジア地域の著しい成長のなか、クルーズ市場も飛躍的に成長しており、アジアとのゲートウェイなどの役割を担う港湾の機能強化が必要である。物流においては、博多港、北九州港、下関港の岸壁・航路の整備、クルーズ船受入への対応においては、クルーズ船の寄港回数が3年連続(2015~2017)全国1位となっている博多港、港湾法に基づく「国際旅客船拠点形成港湾」に指定された八代港、佐世保港、本部港(沖縄県本部町)、平良港(沖縄県宮古島)の整備などの着実な推進が望まれる。

## (4)ものづくり基盤

九州には、シリコンアイランド等としてこれまで培ってきた半導体プロセス

技術、精密加工やロボット技術等の蓄積がある。また、組み込み向けプログラム言語である軽量 Ruby など新たなものづくり技術や軽量、高強度の画期的新素材である次世代耐熱マグネシウム合金（通称：KUMADAI マグネシウム）素材供給体制の整備に関する取組も進められている。これらの技術は、医療・ヘルスケア分野では、ヘルスケアチップや医療機器、介護ロボットなど、クリーン分野では、次世代パワー半導体による省エネの促進、農業分野においては、センサー技術を活用した生産システムの実現などに活用することが期待される。

ものづくり基盤技術の高度化、新たな事業展開のための設備投資、人材育成等を促進するとともに、地震等の緊急事態発生時にあってもサプライチェーン途絶の最小化・早期復旧による事業継続を図るため、各企業による BCP（事業継続計画）策定を促進するとともに個社の BCP を補完する地域内連携や広域的取組の促進が重要である。

また、製造業においては、IoT、ビッグデータ、人工知能など第4次産業革命を実現する技術を取り込むことで、生産工程・生産管理の効率化、技能の伝承、機械学習による課題解決などが可能となり、革新的に生産性向上が図られることが期待される。

加えて、第4次産業革命の進展に伴い、あらゆる機器・設備に組み込むため多種多様な半導体・デバイスが必要になる。そのため、多品種少量生産に強みを有する新たな半導体の生産方式であるミニマルファブが注目されている。産業総合研究所九州センターは、ミニマルファブの技術移転・実証・試作及び人材育成を進めており、企業においてもミニマルファブを活用した半導体の試作・製造ビジネス等の取組が見られる。半導体関連産業が集積する九州で、AI、ビッグデータ等を活用した新たな製品・サービスの構築を目指すことが重要である。

#### （5）第4次産業革命への対応

これまで九州・沖縄 Earth 戦略の4つの戦略分野の高度化・効率化のため、ICTやビッグデータ・オープンデータの利活用を推進している。

政府が2017年（平成29年）6月に発表した未来投資戦略2017においては、IoT、ビッグデータ、人工知能、ロボット等第4次産業革命のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society5.0」を実現することが柱として位置づけられており、新しい政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）では、「Society5.0」時代のまったく新しい付加価値を創出することによって、まさに「革命的」に生産性を押し上げる「生産性革命」を2020年を大きな目標に我が国が世界に先駆けて実現することを目指すこととしている。

「未来投資戦略2018」（平成30年6月）では、第4次産業革命の技術革新を

存分に取り込み、Society5.0 を本格的に実現するため、中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化として「生産性向上特別措置法」を活用した IT 等の先端設備の投資促進や、「地域未来投資促進法」を活用し 3 年間で 2000 社程度の地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上等の支援を目指すとしている。

また、経済産業省では「Society5.0」を実現するための産業のあり方である「Connected Industries」により第 4 次産業革命への確に対応するための羅針盤として新産業構造ビジョン（2017 年（平成 29 年）5 月 30 日公表）をとりまとめた。総務省においても「IoT 総合戦略」（2017 年（平成 29 年）1 月 27 日公表）をとりまとめ、ICT/IoT の利活用に関する実証等の成果の地域への横展開を強力、かつ、迅速に推進するため IoT の地域実装を推進している。

こうした中、九州においても第 4 次産業革命に対応した九州一体となった取組が始まっている。

#### ① IoT 等利活用による社会・産業構造変革への対応

##### ～第 4 次産業革命「Kyushu4.0」の実現～

第 4 次産業革命の成果を大企業から中小企業、中央から地方へと確実に届けることが必要である。また、ものづくり、農業、建設等の現場において担い手の高齢化や後継者不足が深刻化しており、現場のノウハウの継承が急務である。

さらに、九州の GDP・雇用の 7 割を超え、人手不足が深刻化するサービス産業分野において、IoT、ビッグデータ、人工知能等、第 4 次産業革命を実現する技術により生産性向上を図ることが重要である。

九州においては自動車、半導体、エネルギー、農林水産業、さらには観光産業など、基幹的な産業が集積してきた。こうした九州の産業基盤を未来に渡って維持・発展させていくためには、あらゆる産業に IoT、ビッグデータ、人工知能等、第 4 次産業革命を実現する技術を取り込み、産業構造や就業構造を次なるステージへと高めていくことが必要である。

こうした中、九州においては 12 地域で地域企業に IoT 導入プロジェクトの創出を促す「地方版 IoT 推進ラボ」や、各地域で製造現場の改善指導や IoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」など取組が進んでいる。また九州地域戦略会議において、九州・山口地域 第 4 次産業革命「Kyushu4.0」として、先進プロジェクトの創出、人材育成等への取組を進めることが宣言された。

これらの活発な動きを取り込み、業種や職域にとどまらない横断的なビジネス連携を行うネットワークとして、2017 年（平成 29 年）7 月に設立された「九州 IoT コミュニティ」では、IoT 導入事例等の情報提供や分野ごとのビジネスマッチング、人材育成等を実施。ものづくり企業が第 4 次産業革命を支える技術を「理

解」「体験」「検証・実証」できる「実証ラボ」機能の整備促進のため、2018年度（平成30年度）に同コミュニティ分科会として地域の取組のネットワーク化を図る「実証ラボ整備連絡会議」を設置。地域の「実証ラボ」機能整備に向け、先行して取組が進められている北九州市での産学官による経営者向けデジタル人材育成カリキュラム策定や「佐賀県産業スマート化センター（仮称）」による研修事業やユーザー企業と技術提供者とのマッチング、大分県によるスマート工場化への支援等に、自治体と協働して取り組むとともに、各地域の関連する取組を支援する。

九州・沖縄 Earth 戦略の実行を更に加速させるため、九州全域で業種の壁を超え様々な分野において、九州 IoT コミュニティを核とした IoT の利活用による生産性向上や新しいサービスの創出を目指す「九州 IoT 推進プロジェクト」に取り組む。

また、「未来投資戦略 2017」では、ドローンの山間部等における荷物配送を実施し、2020年代には都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発や制度的対応を進めるとしている。また、ドローンは災害時や過疎地域での輸送など社会課題を解決するための手段としても活用できるため、九州においては、大分県や北九州市など各地で宅配等の実証実験が行われている。このような状況を踏まえ、九州各地で行っている実証実験のノウハウを共有し、実用化に向けたビジネス展開を図る。

第4次産業革命を実現する技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、生産性向上を図るとともに、地域の課題解決に繋げることにより、「Kyushu4.0」の実現を目指す。

## ②海外への情報発信の促進

九州の農産物には高級イチゴ「あまおう」のように海外でブランドが確立されているものがあり、牛肉、豚肉、養殖魚等も質・量ともに高いレベルにある。これらを「九州の美味しい食」として海外に総合的に情報発信し、海外展開を促進するとともに、より多くの外国人観光客を呼び込む仕組みづくりを検討する。また効果的にインバウンド需要を取り込むためには、九州の食、体験できるアクティビティや宿泊施設等を含む観光情報を広域的・総合的に発信する必要がある。

そのため、放送・通信メディアと関係団体が連携し、放送コンテンツや多言語サイトの製作など、九州の魅力を効果的に発信することが重要である。

また、訪日外国人旅行者に対して、IoT を活用して高度で先進的なサービス、決済等を提供できる仕組みを提供しつつ、行動履歴等からマーケティングにいかす「IoT 活用おもてなし実証事業」に取り組む。訪日外国人を含む観光客やビジ

ネス分野等の利便性を向上させるための環境整備として、公衆無線 LAN 環境の整備を推進するとともに、外国人旅行者に対応する公共施設、ツーリストインフォメーション等のサービス向上・情報連携において ICT 利活用による高度化・効率化が望まれる。

#### (6) 創業・ベンチャー

我が国の開業率は欧米の半分程度の 5.2%(2015 年)にとどまっており、特に都市部以外の地域における開業率が低迷しているが、民間活力を高めていくためには、開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことが重要である。九州では、2014 年(平成 26 年)3 月に福岡市が「創業のための雇用改革拠点」として国家戦略特区の地域指定を受けている。また、開業率(2015 年)は福岡県 6.1%、熊本県 5.3%、宮崎県 4.8%、佐賀県 4.7%、大分県 4.6%、鹿児島県 4.3%、長崎県 4.1%と全国の中では比較的高く、創業・ベンチャーが盛んな地域であるが、日本再興戦略に示された「開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」からは遠い数字となっている。このため、産業競争力強化法に基づき市町村が民間事業者と連携して行う創業支援の取組や創業補助金等の活用により、地域における開業率を今後 10 年間で 11%とすることを目指すとともに、成長分野の新産業創出プロジェクトと一体となって、プレゼンテーションによる商談会、企業交流会などの機会の提供、英語による「ビジネスプランコンテスト」の開催、インキュベーション施設の連携による首都圏への販路開拓支援、金融機関による創業・新事業支援等により、世界的な競争力を持つベンチャー企業の創出を図る。

また、九州管内の各自治体や大学・高等専門学校はこれまでも大学発ベンチャー支援に取り組んできた。しかし、これまではそれぞれが単独で活動を実施してきたため、取組の規模が小さく、十分な成果が出ているとはいえない。そこで、九州全域で大学や高等専門学校が活発に取り組めるよう、取組状況の共有やビジネスプランコンテストなどを通じて機運醸成、九州全体の底上げを図るとともに、事業化ノウハウや人的支援、積極的なベンチャー投資などこれまでの取組を連携させることにより、効果的なベンチャー支援の仕組みの構築を目指す。

さらには、グローバルに活躍する創業者を輩出するため、創業について誰でも気軽に相談できる支援窓口を設置し、創業気運の醸成を図り、創業の裾野を広げることにより、九州が世界でも有数の創業・ベンチャー創出の地域となることを目指す。

#### (7) 九州が一体となったビジネス交流・情報発信の促進

##### ① 大規模国際スポーツ大会を契機としたビジネス創出・情報発信

2019 年ラグビーワールドカップ・女子ハンドボール世界選手権大会や東

東京 2020 大会など、大規模国際スポーツイベントが 2020 年にかけて目白押しの状況にある。これらを契機とした、国内外の需要獲得や新たなビジネス機会創出のため、国や自治体・事業者の取組情報の提供、関連団体との連携など民間を主体とした取組を進める。また、これらに関連する情報を積極的に発信する。

a. 九州の農林水産物・食品の消費・輸出拡大

東京 2020 大会などへ向け、関連施設等での九州の農林水産物等の使用が期待される。食材等の調達には調達基準が設けられ、国際認証取得など対応が求められる場合もあり、それらの対応を進めるには支援が必要である。

また、首都圏等で開催される九州の魅力発信イベント・物産展・展示会への出展などにより、九州産品の国内消費の拡大や国際的な認知度向上・国際認証取得等による農林水産物輸出の拡大につなげていく。

b. 九州発ものづくりの対外発信強化と新たな商品・サービス展開の支援

エレクトロニクス関連産業や自動車産業など“ものづくり”は九州の主要産業であり、東京 2020 大会関連の需要獲得や新たな需要創出にも積極的に取り組んでいく。例えば、東京 2020 組織委員会は、資機材発注に専用の Web サイトを使っているため、九州企業のサイトへの登録促進を行い需要獲得に繋げる。

また、オリパラ等経済界協議会等と連携した、全国規模の展示会（CEATEC JAPAN、東京モーターショー等）への出展による九州企業の技術力発信や販路開拓、2020 年とその先の未来に向けた最先端技術を一堂に集めた展示会「カウントダウンショーケース」との連携を視野に入れ、九州での先進技術のシンポジウム開催等に取り組み、新規事業の展開を促進する。

c. 海外とのビジネス交流拡大

東京 2020 大会に向けて、各地においてホストタウン登録を契機とした相手国との交流事業や事前キャンプ誘致等による繋がりを発展させ、九州企業の海外展開や対日投資等を促進することが重要である。

このような中、経済産業省と日本貿易振興機構（JETRO）が、2018 年から 2020 年の間に順次開催する「地域への対日直接投資カンファレンス（Regional Business Conference：RBC）」に福岡県のプロジェクトが採択された。アジアの先端成長産業拠点化を目指し、スウェーデン、フィンランドの IoT 関連企業を招へいし、対日投資セミナーや県内企業とのビジネスマッチング等を実施する（2018 年（平成 30 年）10 月予定）。

d. インバウンド観光への対応加速化

九州への訪日外国人数は、近年全国に比べて高い伸びを示しており、大きなビジネスチャンスである。訪日外国人の消費動向を把握し、魅力的なコンテンツの発掘・磨き上げを行ったうえで、SNSなどを活用した情報発信を強化するなど、地域の消費単価を上げる取組を構築していく。

また、見学可能な産業施設での多言語対応など、インバウンド対応強化を促進する。

② 産業分野を超えた新たな需要獲得・ビジネス創出の促進

第4次産業革命や大規模国際スポーツ大会の開催など新たな動きを踏まえ、事業者、自治体、関係機関等との連携による情報収集や国内外への情報発信等により、九州の強みを活かし、産業を越えた九州一体となった新たな需要獲得・ビジネス機会の創出を促進する。

既に、九州地域戦略会議では、ものづくりや食・農水産物など、産業分野ごとに開催されている既存の展示・商談会の一体的な開催に向けて取り組んでおり、幅広い分野のビジネスパートナーの呼び込みや異業種間のオープンイノベーションの創出を図り、九州・山口地域の産業の成長・発展につなげることにしている。

IV. 九州～沖縄連携事業

九州と沖縄は、これまで九州・沖縄地域とひとくくりに論じられることが多いが、沖縄はひとつの独立した経済圏をなしており、気候・文化・人口構成・産業構造も九州とは大きく異なる。例えば、九州は全国に先駆けて訪れた少子高齢化・人口減少の対応に苦慮しているが、沖縄では依然若年層の人口増加が続いている。このような九州と沖縄の違いを多様性として積極的に捉え、九州と沖縄の優位性を相互に補完することで新たな価値の創造が期待できる。

成長を続けるアジア市場は、今後さらに拡大・多様化すると予想されており、当該市場に近接する九州・沖縄地域において、アジア市場に向けヒト・モノの流れを活性化させていくことが重要である。その実現に向けては、九州・沖縄双方に多様に存する地域資源、技術、人材等を活かし重厚的に連携することが不可欠である。

具体的には、①スポーツ・ヘルスケア分野における新たなビジネスの創出、②那覇空港の国際物流ハブ機能を活用した九州・沖縄地域の製品のアジア展開、③国際クルーズ船の増便や外国人観光客の迅速な入国手続、市内ATMでの外貨キャッシュ対応、QRコードやクレジットカードによるキャッシュレスシステムの導



## 地域創生研究科 地域創生専攻（博士後期課程）のカリキュラムマップ

人材育成の目標	<p><b>【全体】</b>  俯瞰的かつ多面的な視点を持ち、領域横断的な専門応用力を備えた人材を養成するという本学修士課程の目標に対して、地域創生専攻博士後期課程では、修士課程で培った専門知識と技術を一層高度化させ、自らの専門領域の高度な研究能力を身に付け、さらに他領域との連携を図る視点を養うことで本学独自の教育・研究体制による地域貢献に資するための高度な知識を修得させる。同時に学術研究において高い水準の先端研究を自立して行える能力を身につけることで、高い倫理性と豊かな国際性を併せ持った自立した高度な研究能力を有する人材を養成することを主たる目標とする。具体的には、地域経済、経営、メディア、情報工学、栄養健康科学に関わる自らの専門領域に関して高度な専門性をもったうえで、他の専門分野と協働して実践的な問題を解決して地域で活躍し得る高度な研究能力を有する人材の養成を行う。</p>
	<p><b>【地域社会マネジメント分野】</b>  地域社会の発展に関する最新の知識や技術に関する実践的知見を持ち、様々なメディアやネットワークを駆使してグローバル社会の諸問題を科学的に把握し、地域社会、地域産業、地域計画、地域経営などの専門的見地から地域の課題を整理して、課題の解決に向けて具体的方策を提案することができる研究能力を有する地域リーダーを養成する。また、人口減少や地域力低下が懸念される長崎県において、持続可能な社会の実現のために中長期的な社会のグランドデザインを構築できる研究者と行政機関の担当者としての役割を兼ね備えた研究能力のある高度な専門業務を行う人材の養成に取り組む。さらに、地域社会の持続的な発展を図るために、地域社会マネジメント分野の知識のみならず、地域住民のQOL向上や健康増進の必要性と、地域社会において産業の発展と高度化を支える情報技術の動向を理解できる人材の養成も目標とする。</p>
	<p><b>【地域情報工学分野】</b>  地域社会マネジメント分野及び人間栄養健康科学分野の課題に対する情報工学的な基盤となる、サイバー空間及びその膨大なデータの処理を実現する高度な研究能力や技術開発力を有する人材を養成する。すなわち、先進的情報基盤技術を用い地域産業やその就労形態及び生活様式を革新する能力、また、データと人間の関係性に価値創造を起こす能力を涵養し、研究・開発分野を深耕する高度な研究能力を有する人材を養成する。  具体的には、インターネット基盤を商流や制御システム及び生体管理の枠組みへ組み込む設計技術、暗号化や本人認証とプライバシー保護の技術、またセキュリティインシデントオペレーションのノウハウを活用し、地域社会の活性化や健康増進の情報基盤を築く高度な研究能力や技術開発力を有する人材を養成する。さらに、地域社会マネジメント分野及び人間栄養健康科学分野における新たなサービスによる価値創造を実現する情報基盤を構築するため、生体認証技術、画像・色彩・感性等の人間情報科学の分析によるヒューマンインターフェース等の技術、データベースとデータ解析による知見抽出の技術、観光情報の展開と活用の技術等、「人間に寄り添い価値を提供する情報工学」の研究に取り組む高度な研究能力を有する人材を養成する。</p>
	<p><b>【人間栄養健康科学分野】</b>  生命科学と栄養科学の本質に迫る基礎栄養科学領域、実践科学としての人間栄養学の社会的貢献を視点とした実践栄養科学領域の2つの領域についての教育・研究を通し、食と健康科学の統合化を踏まえ、その最新かつ高度な知識や実践的能力を持ち、健康の保持・増進や質の高い食生活、栄養状態の改善などを科学的に理解・追究することにより社会に貢献できる高度専門職業人の養成ならびに教育研究指導者の養成に取り組む。また、本学は地域に根ざした公立大学であることに鑑み、地域の特性を生かした食品開発を実践することで、島嶼を含む地域活性化に資する研究テーマにも重点を置いて、学生の指導や人材の養成を行う。さらに、健康増進施策を推進するためには、健康科学分野だけにとどまらず、個人の生活環境や遺伝的素因など多岐にわたる関連性との解明が重要で、地域や個人に対応するためには、様々な情報やデータを収集・解析する能力も必要となることから、地域連携をマネジメントする能力や最新の情報処理能力をもつ人材の養成も必要となる。</p>

ディプロマ・ポリシー（DP） （修了要件・学位授与方針）	<p><b>【全体】</b></p> <p>DP1: 自らの専門分野に関する高度な知識や技術を身につけ、課題を把握し分析する能力と、課題の解決に向けて遂行する能力</p> <p>DP2: 地域社会の種々の課題解決に向けて、自らの専門分野だけでなく、他分野の専門知識を一定程度身につけ、広い視野に立って他分野の専門家と協働できる能力</p> <p>DP3 自らの研究成果を国内外に発信し、高度な専門研究を推進できる能力</p>
	<p><b>【地域社会マネジメント分野】</b></p> <p>DP1-1: 地域社会、地域産業、地域計画、地域経営などに関する専門的な理解を通じて地域の諸課題を整理し、定量的・定性的に分析して課題の解決に向けて提案する能力</p> <p>DP1-2: 地域資源の有機的な結合を可能にするネットワークの形成に向けて高度に専門的な知見を獲得し、その構築を可能とする能力</p> <p>DP1-3: 広い視野と探求及び長期的な展望のもと、グローバルな地域社会における様々な組織の環境適応を可能にする高度な分析及び提案能力</p>
	<p><b>【地域情報工学分野】</b></p> <p>DP2-1: 情報工学の専門家として情報社会における課題を自ら発見し、解決や価値創造を遂行する能力</p> <p>DP2-2: 情報工学において広い視野に立った学術的価値や社会的価値のある新たな発見をし、評価する能力</p> <p>DP2-3: 国内外の実務家や研究者とコミュニケーションを取り、研究開発の意見交換や共同研究のネットワークを構築し、自ら発信する能力</p>
	<p><b>【人間栄養健康科学分野】</b></p> <p>DP3-1: 「食と健康」に対し、栄養、食生活、運動、医療に関する専門的な知識や技術を修得して、基礎栄養科学分野や実践栄養科学分野等において国際的なレベルで高度な専門研究を推進できる研究者としての能力</p> <p>DP3-2: 健康の保持・増進の視点に立ち、次世代の専門業務を担う人材を育てる管理栄養士養成施設等の高等教育研究機関の教育研究指導者としての能力</p> <p>DP3-3: 保健・医療・福祉分野で活躍できる専門業務を担う人材としての高度な知識を有し、実践できる能力及びこれらの職域で指導者（責任者）として人材教育ができる能力</p>

科目区分	授業科目の名称	配当年次	必要単位	DP1	DP2	DP3	DP 1-1	DP 1-2	DP 1-3	DP 2-1	DP 2-2	DP 2-3	DP 3-1	DP 3-2	DP 3-3
専攻 共通科目	アカデミックスキル特論	1①	専攻共通科目 6単位修得。	◎	◎	◎	○	○	◎	■	■	○	◎	◎	◎
	地域創生学特講	1①		◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	■	○	○	○
	地域創生学演習	1②		◎	◎	◎	○	○	◎	○	○	■	○	○	○
専門科目	地域マネジメント特講	1③	専門科目 4単位以上修得。	◎	◎	○	◎	◎	○	■	■	○	■	■	○
	地域システム特講	1③		◎	◎	○	◎	◎	○	■	■	○	■	■	○
	情報セキュリティ特講	1③		○	○	■	■	○	○	◎	◎	○	○	■	○
	人間情報科学特講	1④		○	○	■	■	○	○	◎	◎	○	○	■	○
	基礎栄養科学特講	1③		◎	○	◎	■	■	○	■	■	○	◎	◎	○
	実践栄養科学特講	1④		◎	○	◎	■	■	○	■	■	○	◎	◎	◎
研究指導科目	特別研究Ⅰ	1通	研究指導科目 12単位修得。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別研究Ⅱ	2通		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	特別研究Ⅲ	3通		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎ : 授業科目がDPに直結しており関連が強い

○ : DPに関する能力形成に関与

地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(地域社会マネジメント分野) 履修モデル

人材像① 教育・研究機関において地域社会マネジメントの領域で教育・研究者を目指す人材  
 地方機関、政府機関、国際機関等における中長期的戦略・政策・経営部門などの専門業務を担い研究者としての資質を備えた高度専門職業人を目指す人

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
専攻共通科目	アカデミックスキル特講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6
専門科目					地域マネジメント特講 地域システム特講	2 2																			4
研究指導科目	特別研究Ⅰ							4	特別研究Ⅱ							4	特別研究Ⅲ							4	12
合計	—	4	—	2	—	4	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22

地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(地域社会マネジメント分野) 履修モデル

人材像② 地域社会の様々な課題を解決するために研究者としての立場から貢献することを目指す人材

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
専攻共通科目	アカデミックスキル特講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6
専門科目					地域マネジメント特講 情報セキュリティ特講	2 2																			4
研究指導科目	特別研究Ⅰ							4	特別研究Ⅱ							4	特別研究Ⅲ							4	12
合計	—	4	—	2	—	4	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22

地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(地域情報工学分野) 履修モデル

人材像①サイバー空間とその膨大なデータの新たなデジタル社会を地域で実現するために先進的情報技術を用いて地域産業やその就労形態及び生活様式を革新し地域の価値創造を起こすことができる高度な情報処理能力をもつ研究者。

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
専攻共通科目	アカデミックスキルト講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6
専門科目					情報セキュリティ特講	2	人間情報科学特講	2																	4
研究指導科目	特別研究Ⅰ						4	特別研究Ⅱ						4	特別研究Ⅲ						4	12			
合計	—	4	—	2	—	2	—	6	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22

地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(地域情報工学分野) 履修モデル

人材像②種々の情報技術産業の開発現場で技術の主要部を担うエンジニア。  
基礎理論及び最先端技術の深い理解に基づきと課題解決や新しい価値提案の出来る人材、あるいは、民間企業や官公庁における情報技術責任者。

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	
専攻共通科目	アカデミックスキルト講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6
専門科目					地域システム特講	2	人間情報科学特講	2																	4
研究指導科目	特別研究Ⅰ						4	特別研究Ⅱ						4	特別研究Ⅲ						4	12			
合計	—	4	—	2	—	2	—	6	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22

地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(人間栄養健康科学分野) 履修モデル

人材像① 栄養・健康科学の教育・研究機関で、教育・研究者としての高度な能力を持つ人材  
食品・医薬品等の関連企業や公的試験・研究機関において研究リーダーを目指す人材

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計		
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数			
専攻共通科目	アカデミックスキルト講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6		
専門科目					基礎栄養科学特講	2	実践栄養科学特講	2																	4		
研究指導科目	特別研究Ⅰ							4	特別研究Ⅱ							4	特別研究Ⅲ							4	12		
合計	—	4	—	2	—	2	—	6	—	0	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22



地域創生研究科 地域創生専攻(博士後期課程)(人間栄養健康科学分野) 履修モデル

人材像② 臨床栄養分野や地域の保健・医療・福祉等の職域で、高度な専門性をもち、指導者を旨とする人材

科目区分	1年次 第1学期		1年次 第2学期		1年次 第3学期		1年次 第4学期		2年次 第1学期		2年次 第2学期		2年次 第3学期		2年次 第4学期		3年次 第1学期		3年次 第2学期		3年次 第3学期		3年次 第4学期		合計		
	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数			
専攻共通科目	アカデミックスキル特講 地域創生学特講	2 2	地域創生学演習	2																					6		
専門科目					地域マネジメント特講	2	実践栄養科学特講	2																	4		
研究指導科目	特別研究Ⅰ							4	特別研究Ⅱ							4	特別研究Ⅲ							4	12		
合計	—	4	—	2	—	2	—	6	—	0	—	0	—	0	—	0	—	4	—	0	—	0	—	0	—	4	22

## 長崎県立大学学位規程

〔平成20年4月1日〕  
規程第74号改正 平成22年8月3日規程第14号  
改正 平成25年8月6日規程第22号  
改正 平成27年3月24日規程第68号  
改正 平成27年6月16日規程第88号  
改正 平成28年3月23日規程第22号  
改正 平成29年2月7日規程第1号  
改正 令和2年2月4日規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学学則（平成20年規則第1号）第48条第2項及び長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号）第38条第3項の規定に基づき、長崎県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、その専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第68号、平成28年規程第22号]

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学部を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者で、次の要件のすべてを満たすものに授与することができる。

(1) 学位論文を提出し、その審査及び試験に合格した者

(2) 本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと確認（以下「学力の確認」という。）された者

(学位論文提出)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、学位論文を専攻長を経て、学長に提出するものとする。

2 博士の学位を受けようとする者は、学位論文を研究科長を経て、学長に提出するものとする。

3 前2項の規定により、学位論文を提出する者は、別に定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

4 学長は、第3条第3項に規定する者（以下「博士後期課程修了予定者」という。）及び第3条第4項に規定する者（以下「学位申請者」という。）の学位論文の受理について、人間健康科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に審査を求め、研究科教授会の意見を聴いて決定を行う。

5 学位申請者は、学位論文提出のときまでに、学位論文審査手数料を納付しなければならない。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

(学位審査委員の選出)

第5条 学長は、学位論文の提出があったときはこれを受理し、修士の場合は専攻教授会に、博士の場合は研究科教授会にそれぞれその審査を求めるものとする。なお、博士後期課程修了予定者

及び学位申請者の学位論文については、受理審査を経て受理を決定した学位論文を指すものとする。

- 2 専攻教授会又は研究科教授会（以下「専攻教授会等」という。）は、前項の求めを受けたときは構成員のうちから学位審査委員を選出する。
- 3 前項の学位審査委員は3名以上選出し、その審査委員の互選で主査及び副査を決定する。
- 4 専攻教授会等は、論文の審査に当たり、論文の内容に応じ必要と認めるときは、前項の学位審査委員に、他の大学院及び研究所等の教員等を加えることができる。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（本学大学院研究科在学者の学位論文の審査及び最終試験）

第6条 学長は、審査のために必要があると認めるときは、学位論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

- 2 学位論文の審査及び最終試験は専攻教授会等が行うものとし、その方法は、学長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（学位申請者の学位論文の審査及び試験）

第7条 第6条の規定は、学位申請者の学位論文の審査及び試験について、準用する。この場合において、同条中「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

（学位申請者の学力の確認）

第8条 専攻教授会等は、第5条第1項の規定による学位申請者の学位論文の審査の求めを受けたときは、学位申請者の学力の確認を行うため3人以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。
- 3 学長は、学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させることができる。

一部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

（審査期間）

第9条 第3条第2項に規定する者（以下「修士課程又は博士前期課程修了予定者」という。）の学位論文の審査及び最終試験は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士後期課程修了予定者の学位論文の審査及び最終試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、学長が特別の理由があると認めたときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。
- 3 前項の規定は、学位申請者の学位論文の審査、試験及び学力の確認について、準用する。

一部改正 [平成27年規程第68号]

（本学大学院研究科退学者の学位論文の提出、学位論文の審査、試験、学力の確認及び審査期間）

第10条 本学大学院の博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者（以下「単位取得満期退学者」という。）が学位の授与を受けようとするときは、学位申請者の例による。

一部改正 [平成29年規程第1号]

(単位取得満期退学者の学力確認の特例)

第11条 研究科教授会は、単位取得満期退学者が退学後5年以内に学位論文を提出したときは、前条の規定によりその例によることとされる第8条の規定にかかわらず、学力の確認を行わないことができる。

(学位論文及び審査手数料の不返還)

第12条 受理した学位論文及び既に納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査結果の報告)

第13条 専攻教授会等は、学位論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、学位を授与すべきか否かについて学長に意見を述べるものとする。この場合において、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

2 前項の意見において、学位を授与すべきとされたものについては、専攻長又は研究科長は、学位論文とともに、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨、学力の確認の結果の要旨及び次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授与しようとする学位の種類

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の学位の場合にあっては、第3条第3項又は第4項のいずれの規定によるかの別

3 第1項の意見において、学位を授与すべきでないとしたものについては、専攻長又は研究科長は、その旨を文書により学長に報告する。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものとしたときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

全部改正 [平成27年規程第68号、令和2年規程第13号]

(学位の授与)

第14条 学長は、学位を授与すべきか否かについて決定する。

2 学長は、前項の決定により学位を授与する者については、所定の学位記を授与するものとする。

3 学長は、第1項の決定により、学位を授与することができない者については、その者に対しその旨を通知する。

一部改正 [平成27年規程第68号]

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、「長崎県立大学」と付記するものとする。

2 学位の英語名称については、別表のとおりとする。

一部改正 [平成27年規程第88号、平成28年規程第22号]

(学位の様式)

第16条 第3条の規定により授与する学位記の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 学士の学位 様式第1号

(2) 修士の学位 様式第2号

(3) 第3条第3項の規定により授与する博士の学位 様式第3号

(4) 第3条第4項の規定により授与する博士の学位 様式第4号

(審査要旨等の公表)

第17条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、その学位

論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

一部改正 [平成 25 年規程第 22 号、平成 27 年規程第 68 号]

(学位論文の公表)

第18条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表しなければならない。ただし、学位論文に関する深い基礎となる参考論文が既に公表されているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

一部改正 [平成 25 年規程第 22 号、平成 27 年規程第 68 号]

(学位授与の取消し)

第19条 学長は、本学において学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、教授会又は専攻教授会等の議を経て、学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(3) 第18条の規定による義務を怠ったとき。

2 前項の規定による議決を行う場合には、教授会又は専攻教授会等の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

一部改正 [令和 2 年規程第13号]

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日規程第14号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月6日規程第22号)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第18条の規定は、この規程の施行の日以降に学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 改正後の第19条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月24日規程第68号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月16日規程第88号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成28年3月31日現在経済学部及び国際情報学部 に在籍している者(以下「在学者」という。)並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月23日規程第22号）

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成28年 3 月31日現在人間健康科学研究科看護学専攻に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月 7 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成29年 3 月31日現在人間健康科学研究科栄養科学専攻（博士後期課程）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程施行後在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 4 日規程第13号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月31日現在経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科（博士後期課程を除く）に在籍している者（以下「在学者」という。）並びにこの規程の施行後、在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者に対する学位の授与については、改正後の長崎県立大学学位規程の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表（第2条、第15条関係）

1 学士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

学部	学科	専攻分野の名称	英語名称
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts in Business Administration
地域創造学部	公共政策学科	公共政策学	Bachelor of Arts in Public Policy
	実践経済学科	経済学	Bachelor of Arts in Economics
国際社会学部	国際社会学科	国際社会学	Bachelor of Arts in Global and Media Studies
情報システム学部	情報システム学科	情報システム学	Bachelor of Science in Information Systems
	情報セキュリティ学科	情報セキュリティ学	Bachelor of Science in Information Security
看護栄養学部	看護学科	看護学	Bachelor of Science in Nursing
	栄養健康学科	栄養健康学	Bachelor of Science in Nutrition

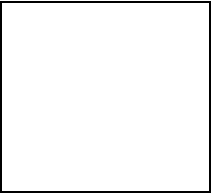
2 修士の学位に付記する専攻分野の名称、課程及び英語名称

研究科	専攻	コース	専攻分野の名称	課程	英語名称
地域創生研究科	地域社会マネジメント専攻	ビジネス・マネジメントコース	経営学	修士課程	Master of Arts in Management
		経済・地域政策コース	経済学	修士課程	Master of Arts in Economics
		メディア社会コース	メディア社会学	修士課程	Master of Arts in Media and Global Studies
		国境離島文化振興コース	文化振興学	修士課程	Master of Arts in Culture and Developmental Studies
	情報工学専攻	情報セキュリティコース	情報工学	修士課程	Master of Science in Computer Science
		人間情報科学コース	情報工学	修士課程	Master of Science in Computer Science
	人間健康科学専攻	看護学実践コース	看護学	修士課程	Master of Science in Nursing
		公衆衛生看護学コース	公衆衛生看護学	修士課程	Master of Science in Public Health Nursing
		栄養科学コース	栄養学	修士課程	Master of Science in Nutrition

3 博士の学位に付記する専攻分野の名称及び英語名称

研究科	専攻	専攻分野の名称	英語名称
人間健康科学研究科	栄養科学専攻	栄養学	Doctor of Philosophy in Nutrition



学第 号	氏 名 印	長崎県立大学長	年 月 日	学士（ 学）の学位を授与する	本学を卒業したことを認め	本学 学部 学科所定の課程を修めて		氏名	年 月 日生	卒業証書・学位記
---------	-------------	---------	-------------	-------------------	--------------	-------------------------	---	----	--------------	----------

修第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の

修士課程（博士前期課程）を修了したので

修士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名





# UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of**  
**The Degree of Master of                    in**  
**was conferred upon**

**having successfully completed the research program under proper instruction**  
**and having had a master's thesis accepted**  
**after assessment and examination**

**Recipient's Date of Birth:**

**Serial Number:**

**Date of Issue:**

**President**  
**University of Nagasaki**

博甲第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の

博士後期課程において所定の単位を取得し学位論文の

審査及び最終試験に合格したので博士（ 学）の

学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名





# UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of  
The Degree of Doctor of Philosophy in  
was conferred upon**

**having successfully completed the research program under proper instruction  
and having had a doctoral dissertation accepted  
after assessment and examination**

**Recipient's Date of Birth:**

**Serial Number:**

**Date of Issue:**

**President  
University of Nagasaki**

博乙第 号



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学に学位論文を提出し

所定の審査及び試験に合格したので

博士（ 学）の学位を授与する

年 月 日

長崎県立大学長

氏 名





# UNIVERSITY OF NAGASAKI

**Graduate School of  
The Degree of Doctor of Philosophy in  
was conferred upon**

**having had a doctoral dissertation accepted  
after assessment and examination**

**Recipient's Date of Birth:**

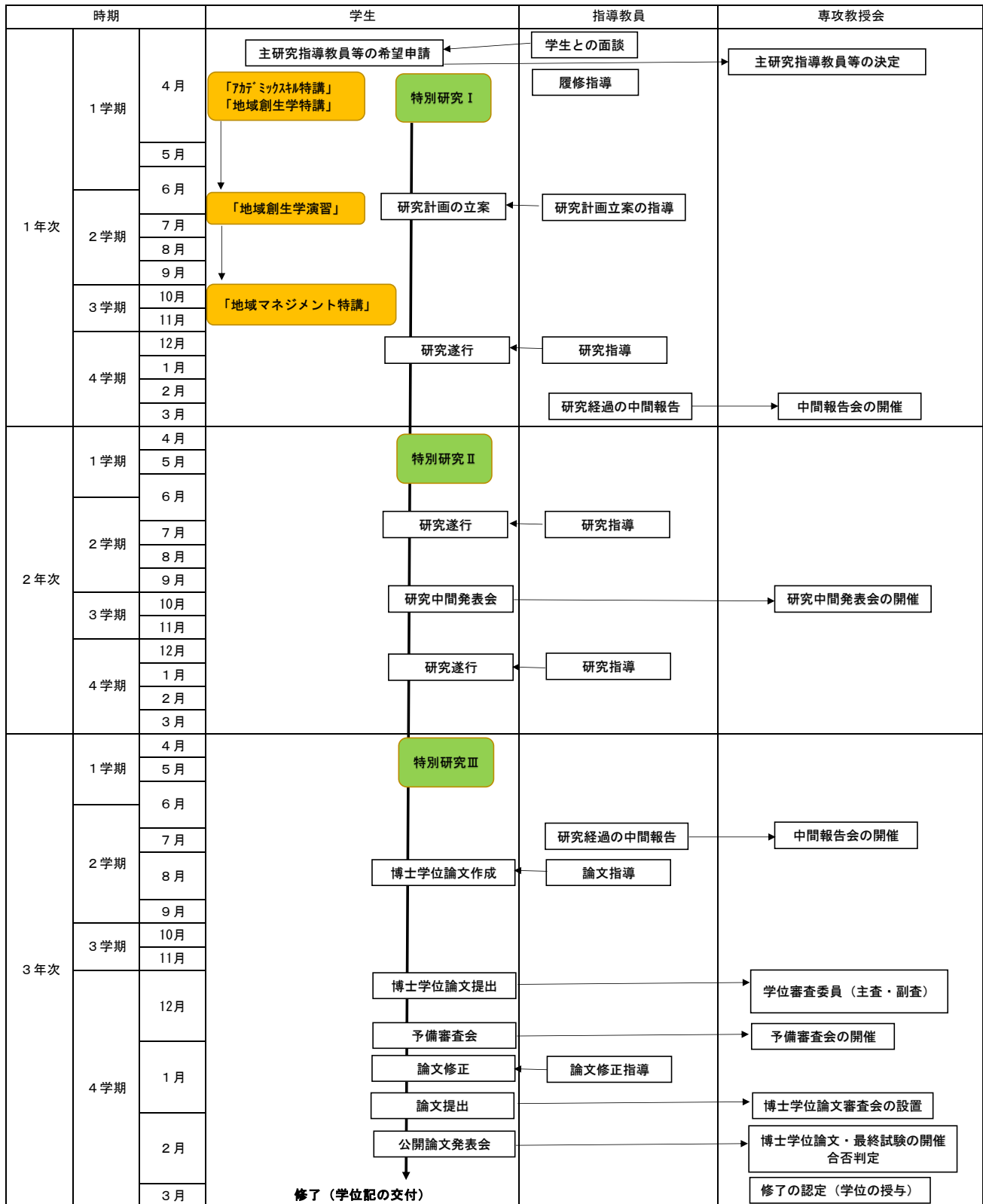
**Serial Number:**

**Date of Issue:**

**President  
University of Nagasaki**

博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

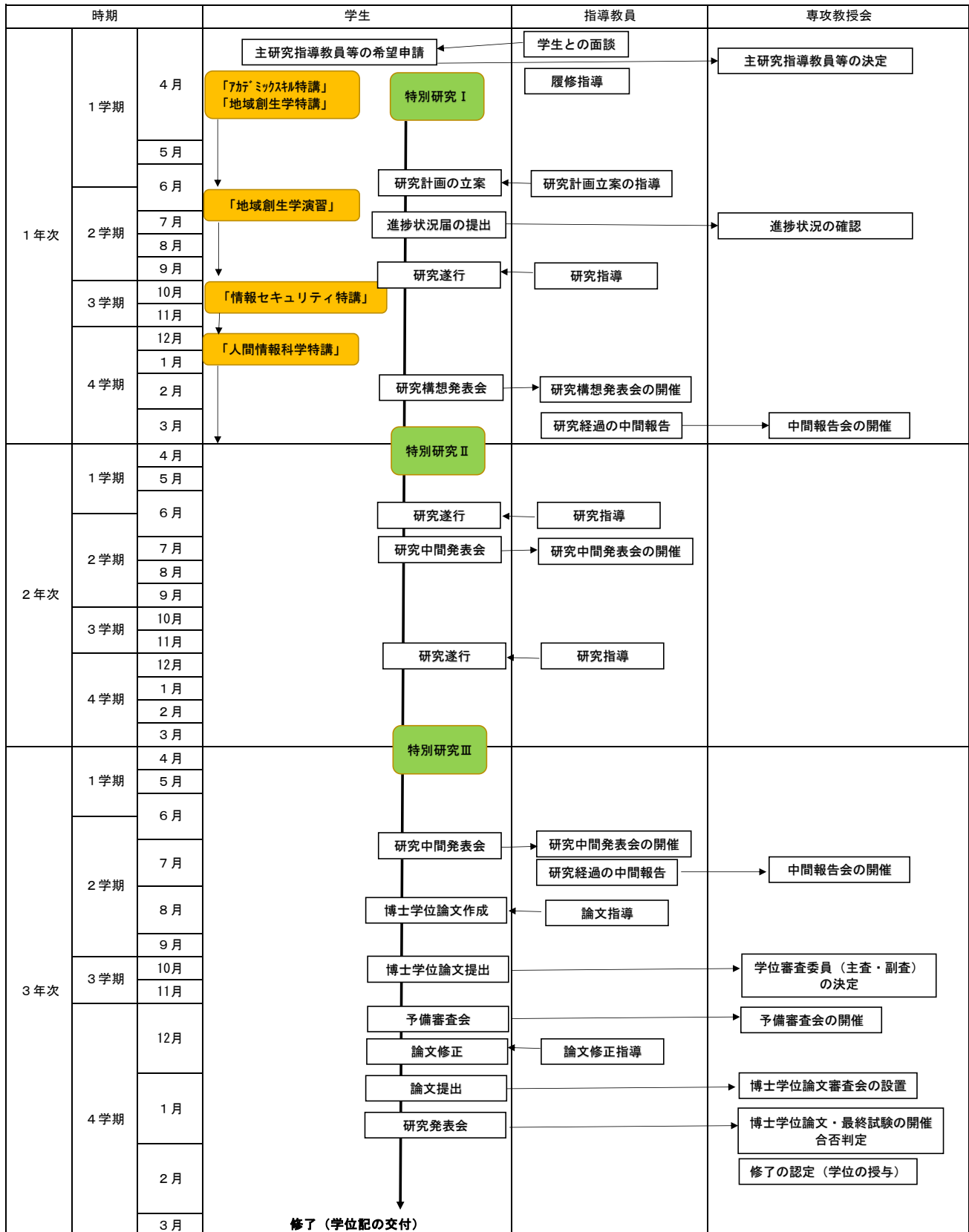
【地域社会マネジメント分野】





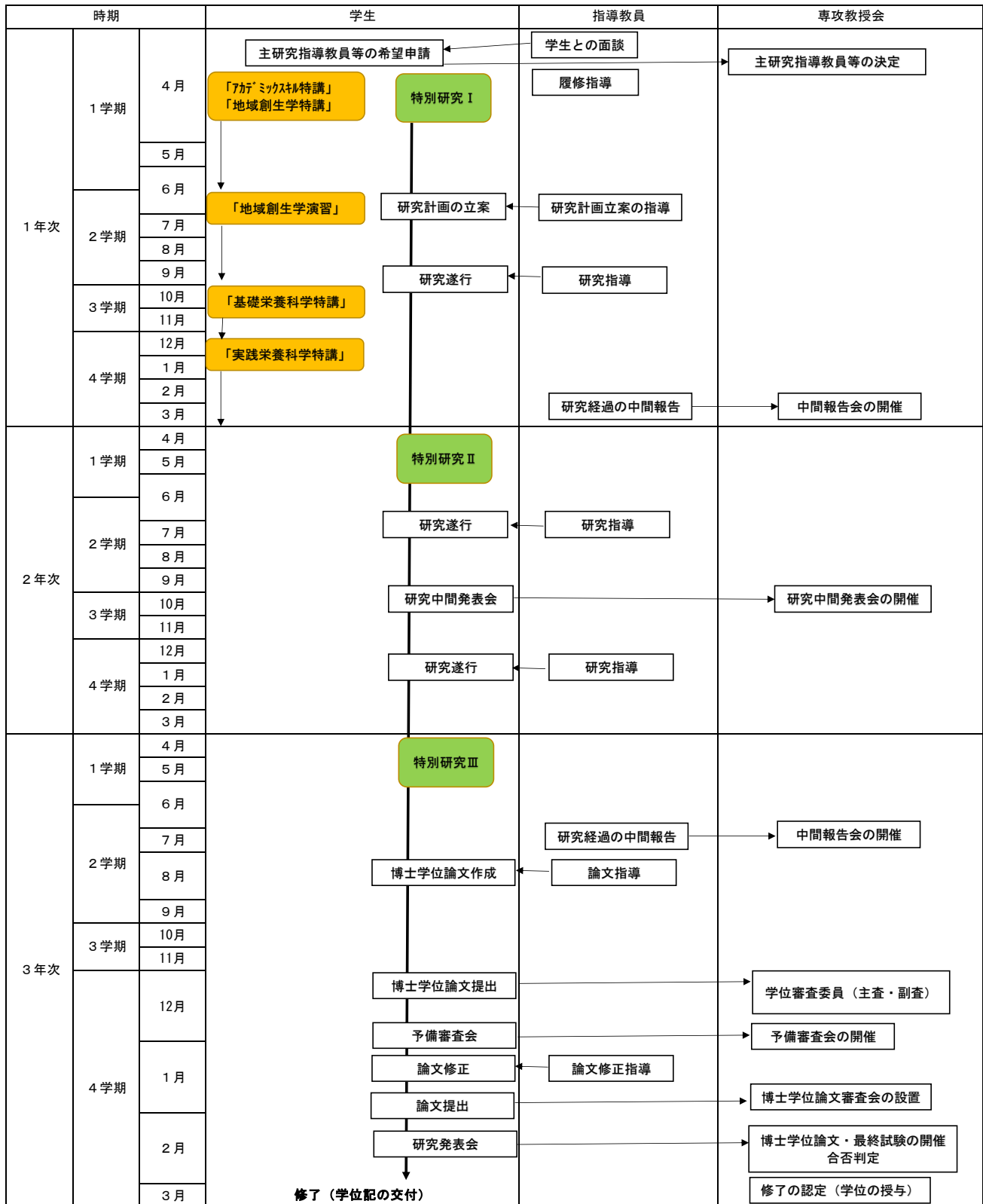
博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

【地域情報工学分野】



博士後期課程 履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

【人間栄養健康科学分野】



〔平成 20 年 4 月 1 日〕  
規程第 8 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日規程第 6 号  
改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 16 号  
改正 平成 27 年 3 月 24 日規程第 69 号  
改正 平成 27 年 9 月 8 日規程第 79 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 17 条）
- 第 2 章 ヒトゲノム・遺伝子解析に係る研究（第 18 条－第 21 条）
- 第 3 章 一般研究への準用（第 22 条）
- 第 4 章 補則（第 23 条）
- 附則

## 第 1 章 総則

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）に所属する研究者が人を対象とする研究（以下「研究」という。）を行う際に、その研究が世界医師会によるヘルシンキ宣言の精神に則り、研究の倫理的配慮を図ることを目的として、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）に定めるもののほか、本学における研究倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 27 年規程第 69 号、第 79 号〕

## （学長の責務）

第 2 条 学長は、この規程の定めるところに従い、本学において行う研究の実施に関し統括し、人権の保護及び研究の透明性の確保に努めなければならない。

## （委員会の設置）

第 3 条 第 1 条に規定する目的のため、長崎県立大学学則（平成 20 年規則第 1 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、本学に長崎県立大学一般研究倫理委員会及び長崎県立大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会（以下「ヒトゲノム等研究倫理委員会」という。）を置く。

2 長崎県立大学一般研究倫理委員会及びヒトゲノム等研究倫理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成 27 年規程第 16 号、第 79 号〕

## （審査の申請）

第4条 研究責任者は、研究計画について審査を申請する場合、研究審査申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請があったときは、前条第1項に規定する委員会のうち適当と認められるものに審査を付託するものとする。ただし、ヒトゲノム・遺伝子解析に係る研究が全部又は一部に含まれる研究（以下「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」という。）については、ヒトゲノム等研究倫理委員会に審査を付託するものとする。

一部改正[平成27年規程第79号]

（判定の通知）

第5条 学長は、前条第2項の規定により審査を付託した委員会（以下「審査委員会」という。）から審査結果の報告を受け、同条第1項の申請に対する判定を行うものとする。

2 判定の区分は、次のとおりとする。

- (1) 承認
- (2) 不承認
- (3) 非該当

3 学長は、第1項の判定をしたときは、判定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、当該判定が前項第2号又は第3号に該当するときは、学長は、判定通知書にその理由等を記載しなければならない。

4 学長は、判定後速やかに当該判定の内容を審査委員会に報告しなければならない。

5 第2項第2号に該当する判定を受けた研究責任者は、学長に対し異議申立てをすることができる。

一部改正[平成27年規程第69号、第79号]

（研究計画の変更）

第6条 研究責任者は、研究計画を変更しようとするときは、変更審査申請書（様式第3号）により学長に申請しなければならない。

2 前項の申請にかかる手続については、前2条の規定を準用する。

一部改正[平成27年規程第79号]

（研究中止の報告）

第7条 研究責任者は、研究を中止したときは、中止報告書（様式第4号）を学長に提出しなければならない。

一部改正[平成27年規程第79号]

（研究実施状況報告）

第8条 研究責任者は、学長に対し1年に1回以上、研究実施状況報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

一部改正[平成27年規程第79号]

(研究終了の報告)

第9条 研究責任者は、研究を終了したときは、研究の結果概要を前条の報告書により学長に報告しなければならない。

追加[平成27年規程第79号]

(報告書の委員会への送付)

第10条 学長は、審査委員会に前3条の報告書の写しを送付しなければならない。

追加[平成27年規程第79号]

(介入を行う研究に関する登録)

第11条 研究責任者は、介入を行う研究について、国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならず、また、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として、審査委員会の意見を受けて学長が許可したものについては、この限りでない。

追加[平成27年規程第79号]

(研究結果の公表)

第12条 研究責任者は、研究を終了したときは、遅滞なく、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために必要な措置を講じた上で、当該研究の結果を公表しなければならない。また、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものについて、結果の最終の公表を行ったときは、遅滞なく学長へ報告しなければならない。

追加[平成27年規程第79号]

(重篤な有害事象への対応)

第13条 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに、その旨を重篤な有害事象に関する報告書（様式第6号）により学長に報告するとともに、速やかに当該研究の実施に携わる研究者等と、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

2 研究責任者は、他の研究機関と共同で実施する侵襲を伴う研究の実施において重篤な有害事象の発生を知った場合には、速やかに当該研究を実施する共同研究機関の研究責任者と、当該有害事象の発生に係る情報を共有しなければならない。

3 学長は、第1項の規定により研究責任者から重篤な有害事象の発生について報告がなされた場合は、当該有害事象について審査委員会の意見を聴き、当該研究の継続の可否の決定等必要な措置を講じなければならない。

4 学長は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測でき

ない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告するとともに、前項による対応の状況及び結果を公表しなければならない。

追加[平成 27 年規程第 79 号]

(研究の継続に障害が生じるおそれのある事実に関する報告及び対応)

- 第 14 条 研究責任者は、研究の倫理的妥当性若しくは科学的合理性を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報であって研究の継続に影響を与えられようと考えられる場合には、研究の継続に障害が生じるおそれのある事実に関する報告書（様式第 7 号）により、遅滞なく、学長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画を変更しなければならない。
- 2 研究責任者は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう事実若しくは情報又は損なうおそれのある情報を得た場合には、前項の報告書により、速やかに、学長に報告し、必要に応じて、研究を停止し、若しくは中止し、又は研究計画を変更しなければならない。
- 3 学長は、前 2 項の報告を受けた場合は、必要に応じて審査委員会の意見を聴き、その意見を尊重するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。

追加[平成 27 年規程第 79 号]

(試料及び情報等の保管)

- 第 15 条 学長は、研究に用いられる情報及び当該情報に係る資料について、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、少なくとも、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日又は当該研究の結果の最終の公表について報告された日から 3 年を経過した日のいずれか遅い日までの期間、適切に保管されるよう必要な監督を行わなければならない。また、連結可能匿名化された情報について、対応表を保有する場合には、対応表の保管についても同様とする。

追加[平成 27 年規程第 79 号]

(モニタリング及び監査)

- 第 16 条 研究責任者は、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものを実施する場合には、学長の許可を受けた研究計画書に定めるところにより、モニタリング及び必要に応じて監査を実施しなければならない。

追加[平成 27 年規程第 79 号]

(教育・研修)

- 第 17 条 研究責任者その他の研究の実施に携わる関係者は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

追加[平成 27 年規程第 79 号]

## 第2章 ヒトゲノム・遺伝子解析に係る研究

### (個人情報管理者)

第18条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する場合は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する個人情報の保護を図るため、研究計画ごとに個人情報管理者を置く。

2 個人情報管理者は、研究責任者の申請に基づき、学長が任命する。

一部改正[平成27年規程第79号]

### (実地調査)

第19条 学長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係るインフォームド・コンセントの手続の実施状況及び個人情報の保護の状況について、研究計画書に沿って適正に行われているかどうかを、1年につき1回以上、学長が指名する外部の有識者に実地調査させなければならない。

2 学長は、当該指名前5年間に本学職員であった者については、前項に規定する外部の有識者に指名してはならない。

3 第1項に規定する外部の有識者は、実地調査を行ったときは、速やかにヒトゲノム・遺伝子解析研究実地調査報告書(様式第8号)を学長に提出しなければならない。

4 学長は、ヒトゲノム等研究倫理委員会に前項の実地調査報告書の写しを送付しなければならない。

一部改正[平成27年規程第79号]

### (措置)

第20条 学長は、報告又は調査の結果、ヒトゲノム・遺伝子解析研究について、提供者等の人権を守るため必要と認められる場合には、許可した研究の実施方法の改善、中止又は研究計画の変更を命じなければならない。

2 学長は、中止を命じた研究の再開又は変更を命じた研究計画を許可する場合は、あらかじめヒトゲノム等研究倫理委員会の意見を聴かななければならない。

一部改正[平成27年規程第79号]

### (審査申請書等の写しの送付)

第21条 学長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施を許可したときは、次に掲げる申請書等の写しを個人情報管理者に送付しなければならない。

- (1) 研究審査申請書
- (2) 研究実施状況報告書
- (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究実地調査報告書

一部改正[平成27年規程第79号]

## 第3章 一般研究への準用

第22条 前章の規定は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究以外の一般研究で、学長が必要と認めるものに

ついて準用する。

一部改正[平成 27 年規程第 79 号]

#### 第 4 章 補則

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

一部改正[平成 27 年規程第 16 号、第 79 号]

##### 附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日規程第 6 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 3 日規程第 16 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規程第 69 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 8 日規程第 79 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。



研究審査申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

印

※受付番号			
I 課 題			
II 共同研究者	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
	所属	職名	氏名
III 研修の受講について			
研修名：			
受講修了日： 年 月 日			
修了証番号： (または、修了が証明できる書類の提出)			
IV 研究計画等のデータベース登録			
<input type="checkbox"/> 登録する <input type="checkbox"/> 登録しない→理由 <input type="checkbox"/> 介入研究ではないため <input type="checkbox"/> その他 ( )			
V 研究等の概要			
1 研究意義・目的			
2 研究の方法			
3 研究期間及び調査期間			
研究期間	年	月	日 ~ 年 月 日
調査期間	年	月	日 ~ 年 月 日
4 研究対象者及び選定方針			
5 研究場所			

VI 研究における倫理的配慮について

- 1 倫理的問題点等
  
- 2 研究対象者等に生じる負担、リスク及び利益
  
- 3 研究対象者等の人権擁護の方法  
(上記1、2への対応方法を含む)
  
- 4 インフォームド・コンセントの方法
  
- 5 個人情報の取扱（匿名化する場合にはその方法を含む）
  
- 6 試料・情報の保管及び廃棄の方法（研究に用いられる情報に係る資料を含む）
  
- 7 その他

※審査方法
-------

通常審査・迅速審査
-----------

備考

- 1 本申請書は、ここまでで2頁以内におさまるよう要約して記載してください。
- 2 詳細を研究計画書に記入し添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

## VII ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る追加項目

- 1 試料・情報の種類、量
- 2 試料・情報の保存の必要性及び廃棄の際の匿名化の方法
- 3 遺伝情報の開示に関する考え方及び受付方法
- 4 遺伝情報の安全管理の方法
- 5 遺伝カウンセリングの必要性及び体制
- 6 個人情報管理者

### 備考

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する申請の場合は提出してください。

判 定 通 知 書

令和 年 月 日

（研究責任者） 様

長崎県立大学長

印

受付番号

承認番号

課 題

研究責任者 所属 職名 氏名

さきに申請のあった上記課題にかかわる研究計画を、次のとおり判定したので通知する。

判 定	承認	不承認
	非該当	
理 由 等		

様式第3号（第6条関係）

一部改正[平成27年規程第69号、第79号]

変 更 審 査 申 請 書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

印

受付番号	承認番号
I 課 題	
II 変更の時期 令和 年 月 日	
III 変更理由及び内容	
IV 研究における倫理的配慮について 1 倫理的問題点等  2 研究対象者等に生じる負担、リスク及び利益	

3 研究対象者等の人権擁護の方法  
(上記1、2への対応方法を含む)

4 インフォームド・コンセントの方法

5 個人情報の取扱 (匿名化する場合にはその方法を含む)

6 試料・情報の保管及び廃棄の方法 (研究に用いられる情報に係る資料を含む)

7 その他

※審査方法

通常審査・迅速審査

備考

- 1 本申請書は、ここままで2頁以内におさまるよう要約して記載してください。
- 2 詳細を研究計画書に記入し添付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

V ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る追加項目

1 試料・情報の種類、量

2 試料・情報の保存の必要性及び廃棄の際の匿名化の方法

3 遺伝情報の開示に関する考え方及び受付方法

4 遺伝情報の安全管理の方法

5 遺伝カウンセリングの必要性及び体制

6 個人情報管理者

備考

ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する申請の場合は提出してください。

様式第4号（第7条関係）

一部改正[平成27年規程第69号、第79号]

中止報告書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

印

受付番号	承認番号
I 課 題	
II 研究の開始及び中止日 年 月 日 ～ 年 月 日	
III 中止の理由、今後の計画など	
IV その他	



研究実施状況報告書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

印

受付番号	承認番号
I 課 題	
II 研究期間及び調査期間	
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日
III 研究の実施状況（該当項目にチェックしてください）	
<input type="checkbox"/> 研究計画書どおり研究が終了した（公表方法： ） <input type="checkbox"/> 研究計画書どおり研究を実施した <input type="checkbox"/> 研究計画を変更して研究を実施した 変更審査申請書提出（ 済 ・ 未 ） 変更内容： 変更理由：	
IV 今後の研究の概要（研究が継続の場合）	
V 研究結果の概要（研究が終了の場合）	
VI その他報告すべき事項	

※V研究結果の概要については別紙での提出も可

## VII ヒトゲノム・遺伝子解析研究の追加報告

1 提供された試料等の数

2 試料等保管の方法

3 外部の期間への試料等または遺伝情報の提供数

4 ヒトゲノム・遺伝子解析研究が実施された試料等の数

5 試料等の提供が行われる場合、匿名化を行った試料等の数

6 遺伝カウンセリングの実施状況

7 その他

重篤な有害事象に関する報告書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

印

下記の臨床研究において、以下のとおり重篤と判断される有害事象を認めたので報告いたします。

受付番号	承認番号
I 課 題	
II 研究期間 年 月 日 ~ 年 月 日	
III 有害事象名 ( )	
・発現日 年 月 日	
・重篤と判断した理由	
<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 死亡のおそれ	
<input type="checkbox"/> 入院又は入院期間の延長	
<input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 傷害のおそれ	
<input type="checkbox"/> 上記 ( ) に準じて重篤	
・その他発現時の状況等	
IV 転帰	
<input type="checkbox"/> 回復 <input type="checkbox"/> 軽快 <input type="checkbox"/> 未回復	
<input type="checkbox"/> 後遺症あり <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 不明	

研究の継続に障害が生じるおそれのある事実に関する報告書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

研究責任者 所 属  
職 名  
氏 名

- ・ 課題：
- ・ 研究期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- ・ 承認日： 年 月 日（受付番号： ）

発生機関	<input type="checkbox"/> 本学 <input type="checkbox"/> 他の共同研究機関 (機関名： )
事実又は情報	<input type="checkbox"/> 倫理的妥当性・科学的合理性を損なう（ <input type="checkbox"/> 事実・ <input type="checkbox"/> 情報） <input type="checkbox"/> 倫理的妥当性・科学的合理性を損なうおそれのある情報であって研究の継続に影響を与えると考えられるもの <input type="checkbox"/> 研究の実施の適正性・研究結果の信頼を損なう（ <input type="checkbox"/> 事実・ <input type="checkbox"/> 情報） <input type="checkbox"/> 研究の実施の適正性・研究結果の信頼を損なうおそれのある情報
概略 ※別紙可	(内容)  (経過)  (原因)  (今後の対応) *改善策等の検討
事実又は情報に対する措置	<input type="checkbox"/> 計画変更なし <input type="checkbox"/> 計画変更 <input type="checkbox"/> 研究中止 <input type="checkbox"/> 説明同意文書の改訂 <input type="checkbox"/> 他の研究対象者への再同意 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 未定

共同研究機関への周知等

共同研究機関	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（総機関数（本学含む） 機関）
当該情報周知の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

様式第8号（第19条関係）

一部改正[平成27年規程第69号、第79号]

ヒトゲノム・遺伝子解析研究実地調査報告書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

調査者

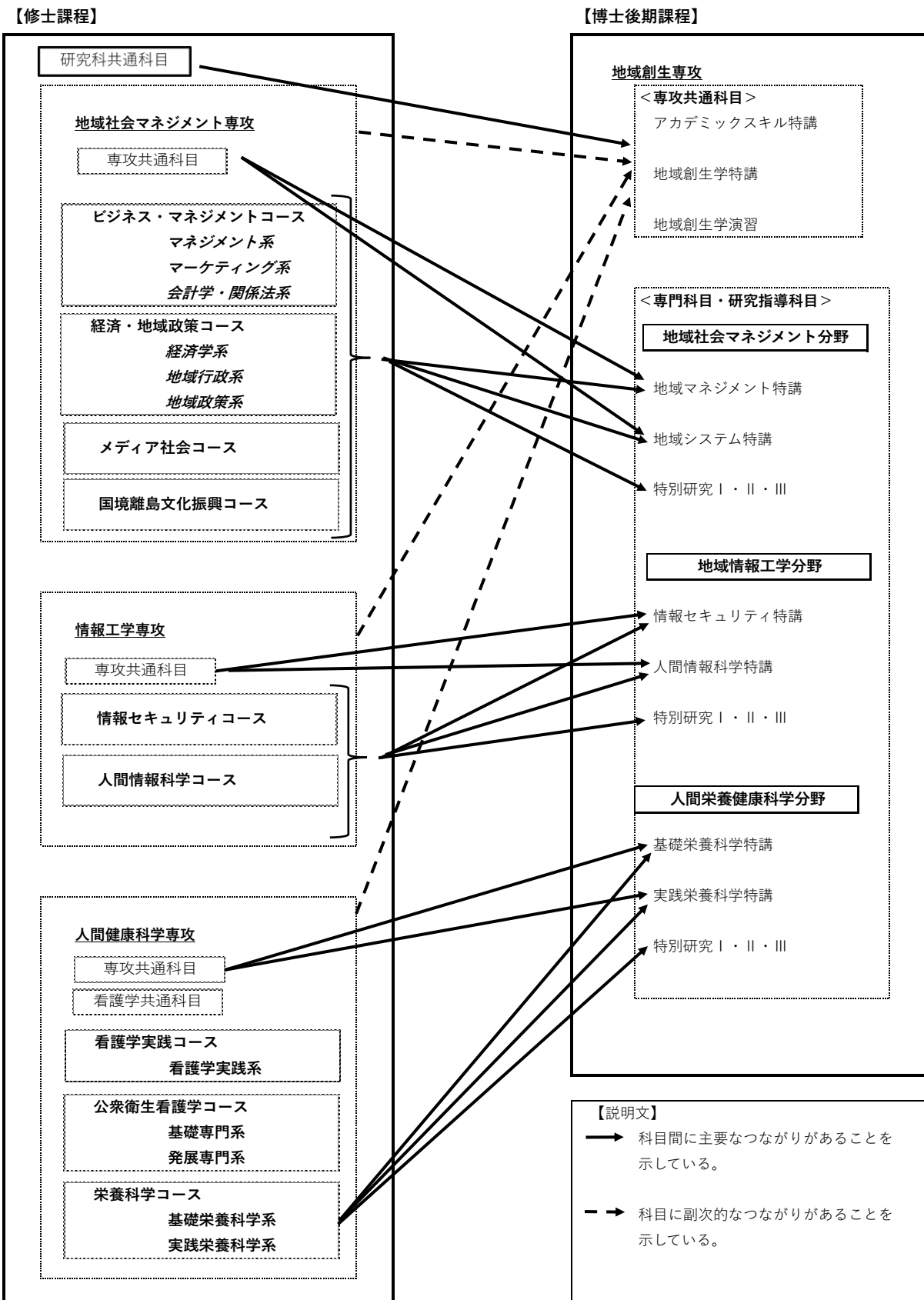
住所

氏名

印

I 課題名
II 研究責任者名
III 調査日・場所 年 月 日
IV インフォームド・コンセントの手続の実施状況
V 個人情報の保護の状況
VI その他

地域創生研究科修士課程と博士後期課程と関係図



## 長崎県公立大学法人職員就業規則

〔平成17年4月1日  
規則第5号〕

改正 平成18年4月1日規則第1号  
 改正 平成19年3月28日規則第3号  
 改正 平成21年12月1日規則第1号  
 改正 平成28年11月11日規則第4号  
 改正 平成29年11月2日規則第3号  
 改正 令和元年12月6日規則第9号

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する職員の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規則は、常勤の教員及び事務職員（以下「職員」という。）に適用する。  
 2 この規則において「教員」とは、職員のうち、教授、准教授、講師及び助教の職にある者をいい、「事務職員」とは、職員のうち、専ら法人の事務に携わる職にある者をいう。  
 3 非常勤の職員の就業に関する事項については、別に定める。

一部改正 [平成19年規則第3号]

## (法令との関係)

第3条 この規則に定めのない事項については、労基法その他関係法令及び諸規程の定めるところによる。

## (規則の遵守)

第4条 法人及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

## 第2章 人事

## 第1節 採用

## (採用)

第5条 職員の採用は、面接、経歴評定、筆記試験その他の選考方法により行う。  
 2 法人に採用されることを希望する者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。  
 (1) 履歴書  
 (2) 資格及び免許を必要とする業務に就く者は、当該資格に関する証明書又は免許の写し  
 (3) その他理事長が必要と認める書類

## (採用時の提出書類)

第6条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。  
 (1) 誓約書  
 (2) 住民票記載事項証明書（外国籍の場合は外国人登録証明書）  
 (3) 扶養親族等に関する書類  
 (4) その他理事長が必要と認める書類

- 2 職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、所定の様式により、その都度速やかに届け出なければならない。

#### (試用期間)

- 第7条 職員として新たに採用された日から6か月間は、試用期間とする。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 理事長は、試用期間中の職員について、試用期間中あるいは試用期間満了時に正規の職員とすることが不相当と認めたときは、解雇することができる。
  - 3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### 第2節 労働契約

#### (労働契約の締結)

- 第8条 理事長は、第5条第1項に規定する採用、第10条に規定する再任及び第12条に規定する昇任(期間を定めた労働契約を締結する教員(以下「任期制教員」という。))に限る。)の際、職員と労働契約を締結する。この場合において、教員については期間を定めた労働契約を締結し、事務職員については期間の定めのない労働契約を締結するものとする。
- 2 理事長は、法人設立の際、承継教員(長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例(平成17年長崎県条例第5号)に基づき、長崎県から法人に引き継がれた教員をいう。)の同意に基づいて期間を定めた労働契約を締結するものとする。
  - 3 理事長は、前項によらない承継教員については、期間の定めのない労働契約を締結するものとする。
  - 4 理事長は、前項により期間の定めのない労働契約を締結した承継教員について、法人設立後においても、当該承継教員の同意に基づいて期間を定めた労働契約を締結することができる。
  - 5 任期制教員に関する事項については、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「任期法」という。)第5条第2項の規定に基づき、長崎県公立大学法人教員任期規程(平成17年規程第8号)に定めるものとする。

一部改正 [平成29年規則第3号]

#### (期間の定めのない労働契約への転換)

- 第8条の2 任期制教員のうち、平成25年4月1日以後にこの規則又は法人若しくは長崎県立大学の他の規程に基づき、法人又は大学との間で契約、雇用又は委嘱された期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)の期間を通算した期間(以下「通算契約期間」という。)が10年を超えた者であって、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する者が、現に契約している有期労働契約期間が満了する30日前までに、無期労働契約転換申込書(様式第1号)により無期労働契約への転換の申し込みをした場合、現に締結している有期労働契約期間の満了する日の翌日から無期労働契約に転換する。
- 2 前項の通算契約期間には、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項、研究開発力強化法第15条の2第2項及び任期法第7条第2項において通算契約期間に算入しないこととされている期間は、算入しない。
  - 3 第1項の規定により無期労働契約に転換した教員の就業規則については、引き続きこの規則が適用される。
  - 4 第1項の申し込みがあった場合、理事長は受理した旨を無期労働契約転換申込受理通知書(様式第2号)により申込者に通知する。
  - 5 前4項に規定するもののほか、無期労働契約への転換に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成29年規則第3号]



(労働条件の明示)

第9条 理事長は、前条の規定による労働契約締結の際、次の事項を記載した文書を交付するものとする。その他の労働条件については口頭又は文書で明示する。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 賃金に関する事項
- (5) 退職に関する事項

2 職員は、前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、即時に労働契約を解除することができる。

### 第3節 再任

(再任)

第10条 理事長は、任期制教員の労働契約期間（以下「任期」という。）満了の際、当該教員を同一職位で再任することができる。

### 第4節 評価

(勤務評価)

第11条 職員の勤務実績については、評価を実施する。

### 第5節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、その職員の勤務実績の評価に基づいて行う。

(降任)

第13条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- (3) その他職務に必要な適格性を欠く場合

### 第6節 配置及び異動

(職員の配置)

第14条 職員の配置は、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(異動)

第15条 職員は、業務上の都合により配置換、兼務等を命ぜられることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り前項の命令を拒むことができない。

(赴任)

第16条 赴任の命令を受けた職員及び新たに採用となる職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事情があり、理事長の承認を得た場合は、この限りでない。

(クロスアポイントメント)

第16条の2 職員は、業務上必要と認められる場合、本法人以外の他の機関（以下この項において「他機関」という。）との協定に基づき、本法人の職員及び他機関の職員等の双方の身

分を有しながら本法人及び他機関の業務を行うこと（ただし、第 39 条に規定する兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント」という。）ができるものとする。

- 2 クロスアポイントメントを適用される職員の取扱いについては、長崎県公立大学法人におけるクロスアポイントメント適用に関する規程（平成 28 年規程第 41 号）の定めるところによる。

追加 [平成 28 年規則第 4 号]

## 第 7 節 休職及び復職

（休職）

第 17 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職とすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合
  - (2) 教育研究に関する能力の向上のため、教員が研究に専念して従事する場合
  - (3) 刑事事件に関し起訴された場合
  - (4) その他休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

一部改正 [平成 21 年規則第 1 号]

（休職の期間）

第 18 条 前条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の規定による休職期間は、必要に応じ、いずれも 3 年を超えない範囲内で理事長が定める。

- 2 前項の休職の期間が 3 年に満たない場合においては、休職した日から引き続き 3 年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
- 3 前条第 1 項第 3 号の規定による休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の場合において、任期制教員の休職期間の満了日は任期満了日を超えることはできない。

一部改正 [平成 21 年規則第 1 号]

（復職）

第 19 条 理事長は、前条の休職期間を満了するまでに休職事由が消滅したときは、復職させるものとする。ただし、第 17 条第 1 項第 1 号の休職については、医師の診断書等により休職事由の消滅が確認されたときに限る。

- 2 職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、心身の状態及びその他の事情を考慮して、他の職務に就かせることがある。

（休職中の身分及び賃金）

第 20 条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者の賃金については、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号）の定めるところによる。

## 第 8 節 退職及び解雇

（退職）

第 21 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を願い出て、理事長から承認されたとき
- (2) 定年に達したとき
- (3) 任期制教員について、その任期が満了したとき（再任又は昇任した場合を除く。）
- (4) 休職期間が満了した後も、その休職事由がなお消滅しないとき
- (5) 死亡したとき

- (6) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職の候補者となったとき
- (7) 法人の役員に就任したとき

（自己都合退職）

第 22 条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、次に掲げる期日までに、文書をもって理事長に申し出なければならない。

- (1) 教員 退職を予定する日の 3 か月前
- (2) 事務職員 退職を予定する日の 14 日前

（定年退職）

第 23 条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。この場合、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

- (1) 教員 満 65 歳
- (2) 事務職員 満 60 歳

一部改正 [平成 19 年規則第 3 号]

（定年の特例）

第 24 条 理事長は、前条の規定により定年に達した教授について、特に必要があると認める場合は、定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、引き続いて勤務させることができる。

- 2 理事長は、前項の事由が引き続き存すると認める場合は、1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、定年退職日の翌日から起算して 5 年を超えることができない。
- 3 理事長は、次の各号に掲げる場合について、前条で規定する定年によらないことができる。ただし、その場合の定年は満 70 歳を超えることができない。
  - (1) 教育研究上の必要性から、前条第 1 号で規定する定年を超える年齢である者を教授として新たに採用する場合
  - (2) その他特別に必要と認めた場合（承継教員のうちこの規則の施行前に長崎県に教授として採用された教員に限る。）

（再雇用）

第 25 条 理事長は、第 23 条第 2 号の規定により退職した者で、再雇用を希望する者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために、1 年を超えない範囲内で期間を定め、再雇用するものとする。

- 2 前項の期間は、再雇用される者の希望に応じ、1 年を超えない範囲内で更新するものとする。
- 3 前 2 項の規定による期間の末日は、その者が満 65 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以前とする。

一部改正 [平成 18 年規則第 1 号]

（解雇）

第 26 条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 理事長は、前項第 2 号の規定にかかわらず、職務執行中の過失による事故により、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状により解雇しないものとする。ただし、解雇しないものとされた職員が、その刑の執行猶予を取り消されたときは、その取消しの日に解雇するものとする。
- 3 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不相当と認められる場合
- (5) 懲戒解雇の処分を受けた場合
- (6) 事業活動の縮小その他経営上やむを得ない事由により解雇が必要と認めた場合
- (7) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
- (8) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

一部改正 [令和元年規則第9号]

(解雇制限)

第27条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間にあっては解雇しない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間。ただし、療養開始後3年を経過した日において地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合はこの限りでない。
  - (2) 産前産後の女性職員が長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(平成17年規程第14号)に基づいて休業する期間及びその後30日間
- 2 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合で、所轄労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けたときは前項の規定を適用しない。

(解雇予告)

第28条 理事長は、職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分に相当する解雇予告手当を支給する。

- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、予告することなく即時に解雇するものとする。
  - (1) 試用期間中の者を採用の日から14日以内に解雇する場合
  - (2) 天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は第46条第1項第5号に定める懲戒解雇をする場合において、所轄労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合

(退職後の責務)

第29条 職員が退職し、又は解雇された場合は、法人から貸与された物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第30条 理事長は、退職又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。
  - (1) 雇用期間
  - (2) 職務の種類
  - (3) その事業における地位
  - (4) 賃金
  - (5) 退職の事由(解雇の場合はその理由)
- 3 退職証明書には前項の事項のうち、交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 賃金

(賃金)

第 31 条 職員の賃金については、長崎県公立大学法人職員賃金規程の定めるところによる。

#### 第 4 章 服務

(誠実義務)

第 32 条 職員は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に定める公立大学法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務に専念する義務)

第 33 条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務にのみ従事しなければならない。

(職務に専念する義務の免除期間)

第 34 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する期間は、職務に専念する義務を免除される。

- (1) 勤務時間内に総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- (2) 公益を目的とする団体、委員会等の業務に報酬を得ないで非常勤として従事する期間
- (3) 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- (4) その他特別の事由により職務に専念する義務を免除することが適当と理事長が認めた場合

(服務心得)

第 35 条 職員は、職務を遂行するに当たり、法令に従い、かつ、上司等の職務上の指揮命令に従わなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第 36 条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は職員全体の名誉を毀損する行為
- (2) 法人の秩序及び規律を乱す行為
- (3) 職務上の地位を私的に利用する行為

(守秘義務)

第 37 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(集会及び文書の配布等)

第 38 条 職員は、法人の敷地及び施設内で、職務に関係ない放送、宣伝、集会又は文書画を配布、回覧若しくは掲示する行為（電子媒体及び情報機器を用いて行う行為を含む。）その他これに準ずる行為をしてはならない。ただし、届出をして承認をされた場合及び労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）により正当な行為として認められる場合は、この限りではない。

(兼業)

第 39 条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 職員の兼業については、長崎県公立大学法人職員兼業規程（平成 17 年規程第 7 号）の定めるところによる。

(職員の倫理)

第 40 条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理については、長崎県公立大学法人職員倫理規程（平成 17 年規程第 4 号）の定めるところによる。

（ハラスメントの防止及び排除）

第 41 条 職員は、長崎県公立大学法人におけるハラスメントの防止と救済のためのガイドライン（平成 17 年規程第 35 号）を遵守し、ハラスメントをいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除に努めなければならない。

## 第 5 章 勤務時間、休日及び休暇等

（勤務時間等）

第 42 条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の定めるところによる。

（育児休業等）

第 43 条 職員は、3 歳に満たない子を養育するために必要がある場合は、理事長に申し出て育児休業を取得し、又は勤務時間の短縮等の措置（以下「育児部分休業」という。）を受けることができる。

2 育児休業及び育児部分休業については、長崎県公立大学法人職員育児休業等規程（平成 17 年規程第 15 号）の定めるところによる。

## 第 6 章 研修

（研修）

第 44 条 理事長は、職務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員の研修の機会提供に努めるものとする。

2 職員は、研修に参加することを命ぜられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

## 第 7 章 表彰

（表彰）

第 45 条 職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、表彰する。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (3) その他特に他の職員の模範として推奨すべき功績があった場合

2 職員の表彰については、長崎県公立大学法人職員表彰規程（平成 17 年規程第 6 号）の定めるところによる。

## 第 8 章 懲戒等

（懲戒の事由）

第 46 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (3) 刑法上の犯罪に該当する行為があった場合
- (4) 法人の名誉又は信用を失墜させる行為があった場合
- (5) 性行不良で法人内の秩序又は風紀を乱した場合
- (6) 重大な経歴詐欺をした場合
- (7) 正当な理由なく無断欠勤した場合
- (8) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退等の勤務不良があった場合
- (9) その他この規則及び法人の定める諸規程に違反した場合

(懲戒の種類)

第 47 条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 訓告 注意を与え、反省を求める。
- (2) 戒告 将来を戒める。
- (3) 減給 1 日以上 6 か月以内を限度として、1 回の額が労基法第 12 条に規定する平均賃金の 1 日分の半額を上限とし、その総額が一賃金支払期間における賃金の総額の 10 分の 1 以内の額を上限として賃金から減ずる。
- (4) 停職 1 日以上 6 か月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の賃金を支給しない。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(損害賠償)

第 48 条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

## 第 9 章 安全衛生

(安全衛生管理)

第 49 条 法人は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他の関係法令に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員は、安全、衛生及び健康確保について、関係法令のほか、上司等の指示を守るとともに、法人が行う安全・衛生に関する措置に協力しなければならない。
- 3 職員の安全、衛生及び健康の確保については、長崎県公立大学法人安全衛生管理規程（平成 17 年規程第 5 号）の定めるところによる。

## 第 10 章 出張

(出張)

第 50 条 職務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。

- 2 出張を命ぜられた職員が出張を終えたときは、速やかにその旨を上司等に報告しなければならない。

(旅費)

第 51 条 職員が出張又は赴任を命ぜられた場合の旅費については、長崎県公立大学法人職員旅費規程（平成 17 年規程第 13 号）の定めるところによる。

## 第 11 章 福利厚生

(宿舍の利用)

第 52 条 職員の宿舍（法人が職員に貸し付ける住宅をいう。）の利用については、長崎県公立大学法人職員宿舍貸与規程（平成 17 年規程第 10 号）の定めるところによる。

## 第 12 章 災害補償

(業務上の災害)

第 53 条 職員の業務上の災害については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

(通勤途上の災害)

第 54 条 職員の通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法の定めるところによる。

## 第 13 章 退職手当

(退職手当)

第 55 条 職員の退職手当については、長崎県公立大学法人職員退職手当規程（平成 17 年規程第 12 号）の定めるところによる。

## 第 14 章 職務発明等

(職務発明等)

第 56 条 職員の職務発明等については、長崎県公立大学法人職務発明等規程（平成 17 年規程第 9 号）の定めるところによる。

## 第 15 章 雑則

(適用除外)

第 57 条 任期制教員の再任又は昇任において、第 5 条から第 7 条の規定は適用しない。

第 58 条 再雇用において、第 5 条から第 7 条の規定は適用しない。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 11 日規則第 4 号）

この規則は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 2 日規則第 3 号）

この規則は、平成 29 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 6 日規則第 9 号）

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。



様式第1号（第8条の2第1項関係）

無期労働契約転換申込書

申請日 年 月 日

長崎県公立大学法人 理事長 様

申込者 所 属  
氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が10年を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

様式第2号（第8条の2第4項関係）

無期労働契約転換申込受理通知書

年 月 日

（申込者） 様

長崎県公立大学法人理事長

印

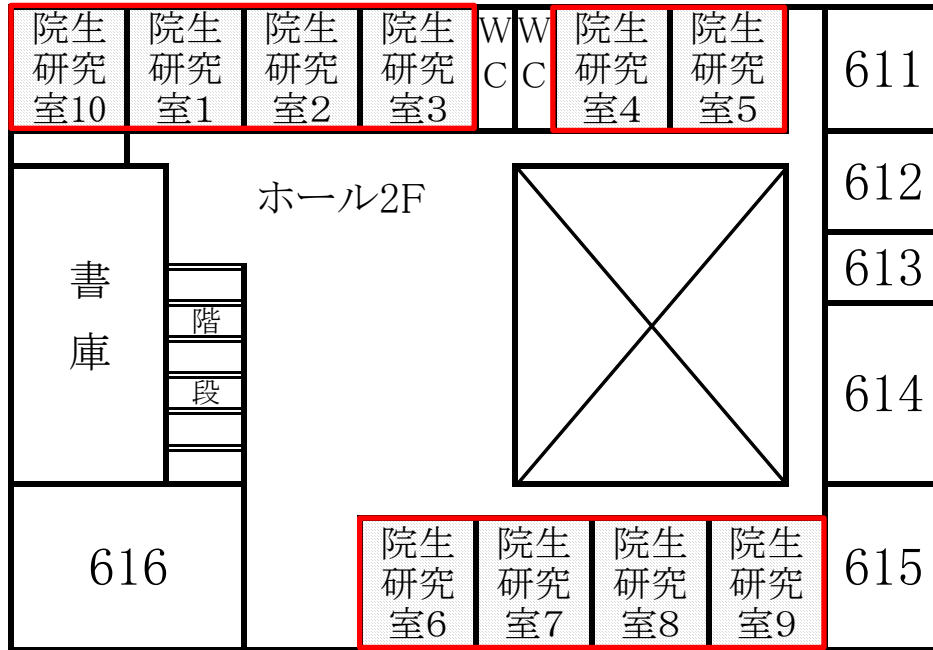
あなたから 年 月 日に申請された無期労働契約転換申込書について、受理しましたので、通知します。

地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域社会マネジメント分野

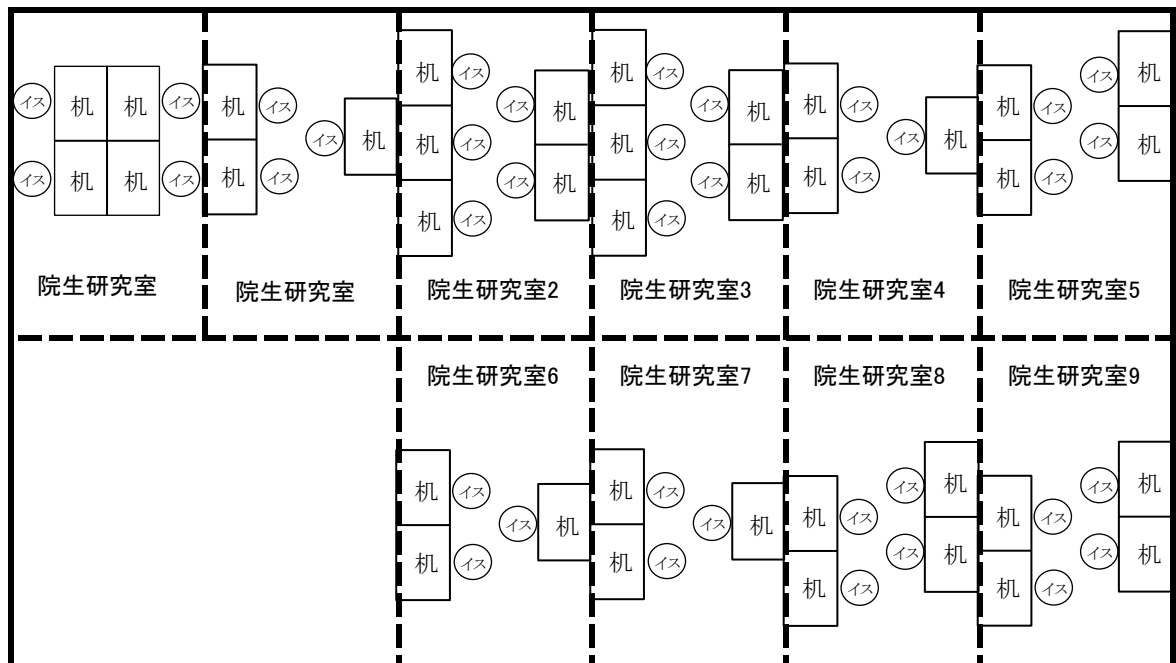
(地域創生研究科 地域社会マネジメント専攻(M) ビジネス・マネジメントコース、経済・地域政策コース、国境離島文化振興コースと共用)

佐世保校 大学院棟2階(R4年度)

院生研究室平面図



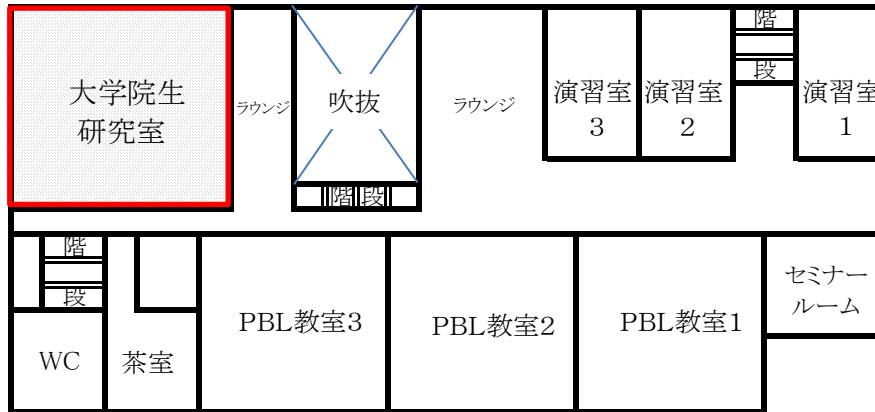
院生研究室見取り図



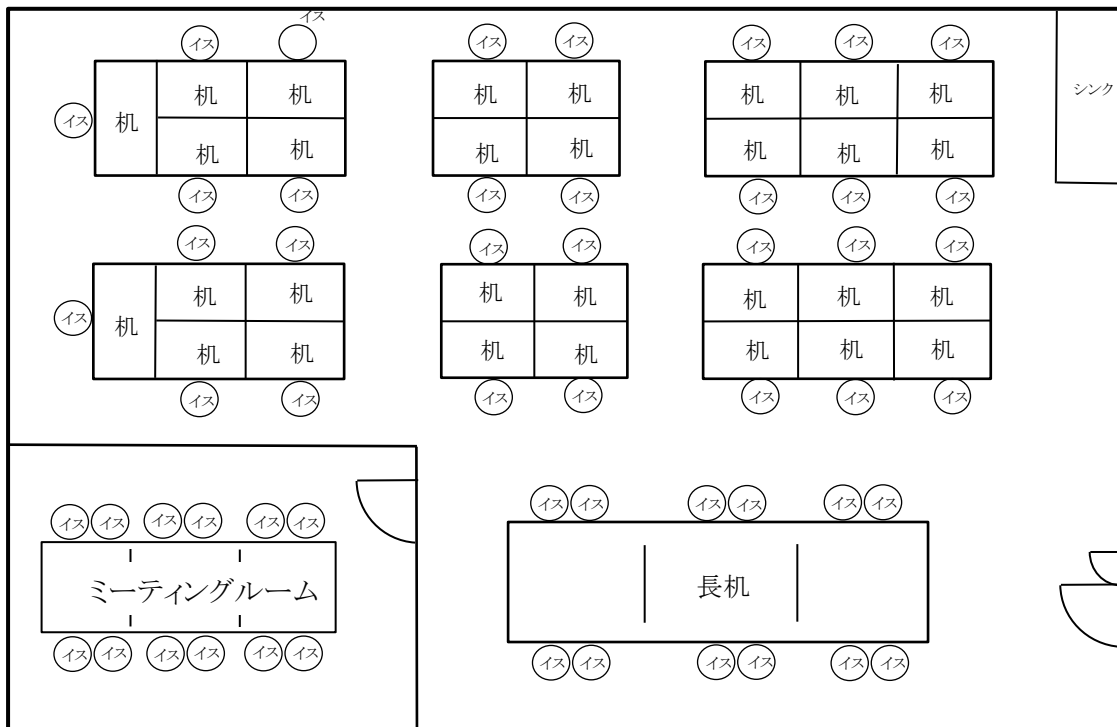
地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域社会マネジメント分野  
 (地域創生研究科 地域社会マネジメント専攻(M) ビジネス・マネジメントコース、経済・地域政策コース、国境離島文化振興コースと共用)

佐世保校 地域交流棟2階(R5・6年度)

院生研究室平面図



院生研究室見取り図

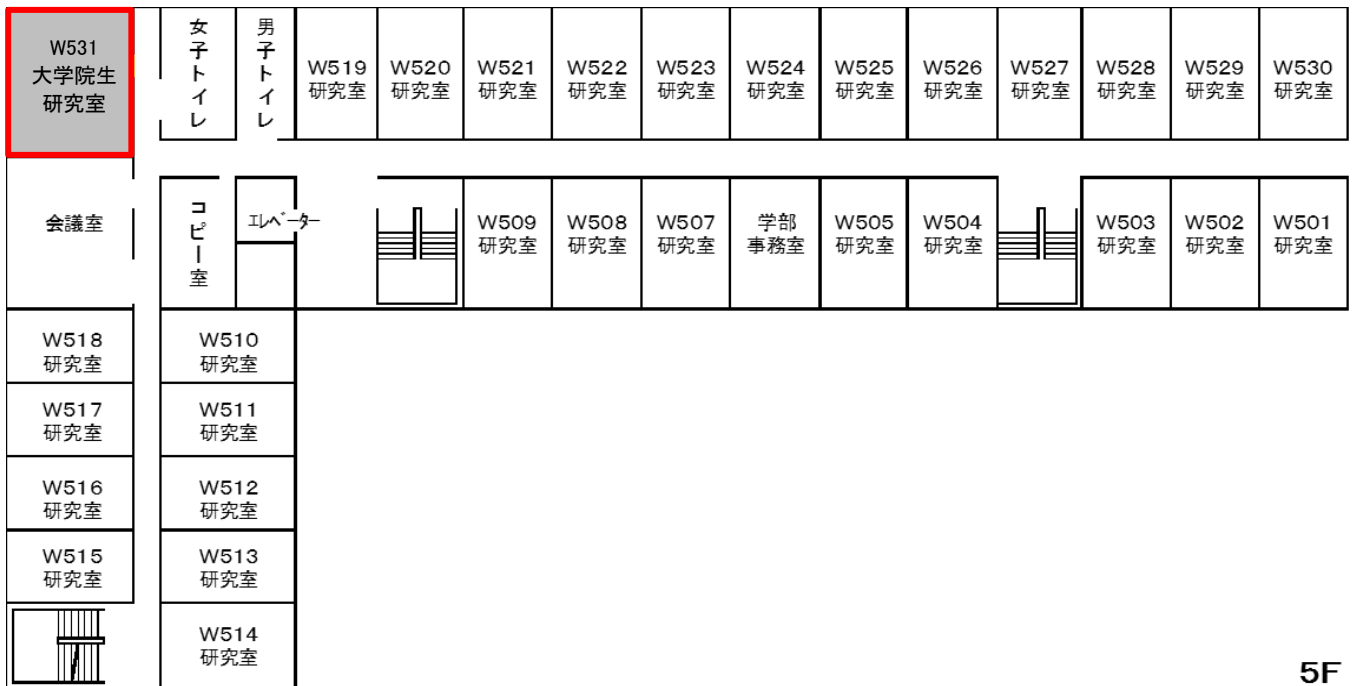


地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域社会マネジメント分野

(地域創生研究科 地域社会マネジメント専攻(M) メディア社会コース、国境離島文化振興コースと共用)

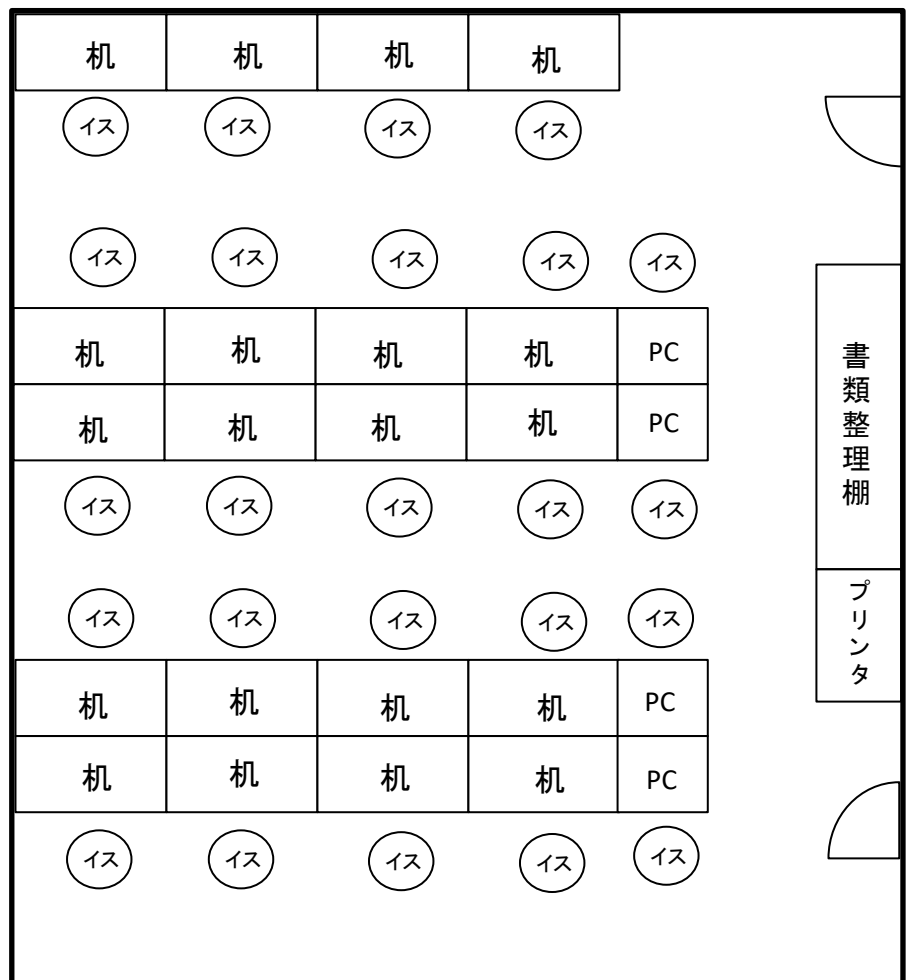
シーボルト校 西棟 5階

院生研究室平面図



5F

院生研究室見取り図

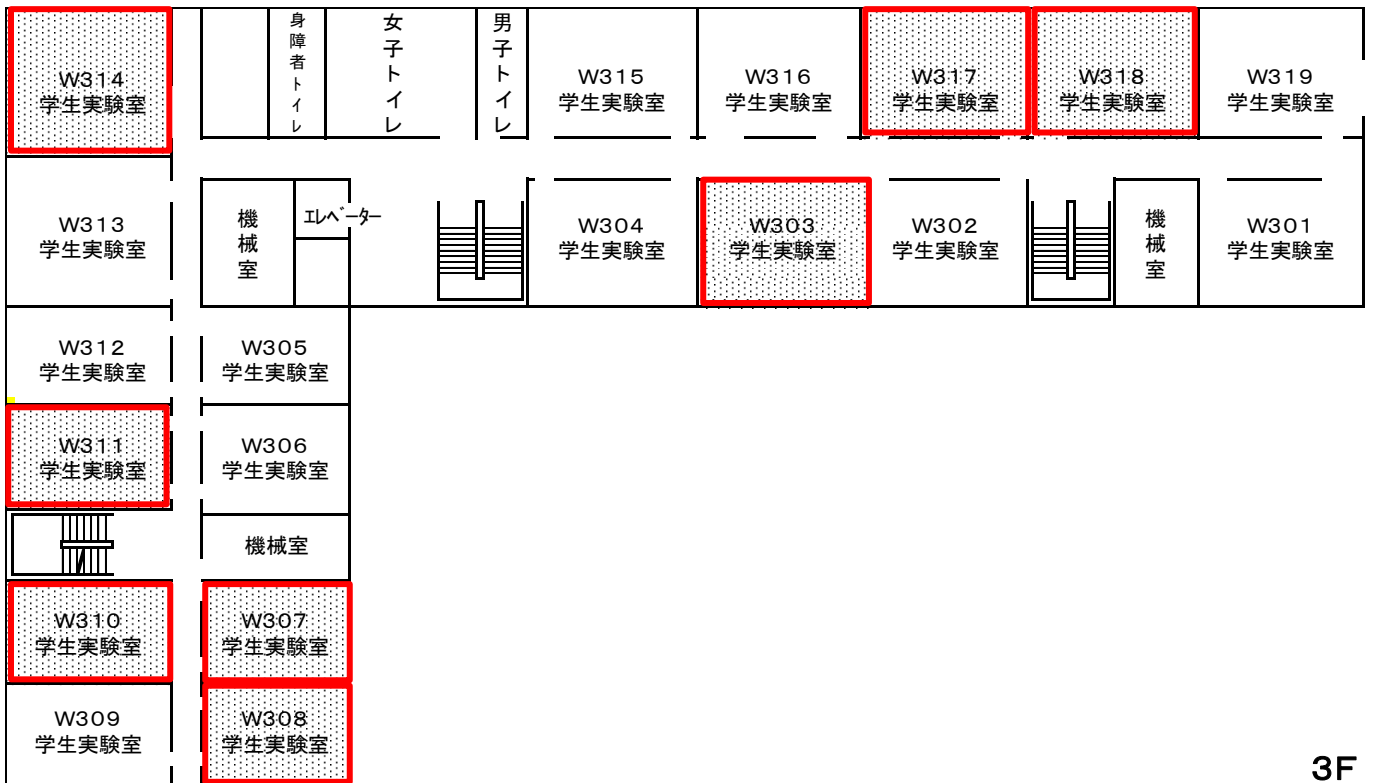


地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域情報工学分野

(地域創生研究科 情報工学専攻(M) 情報セキュリティコース、人間情報科学コースと共用)

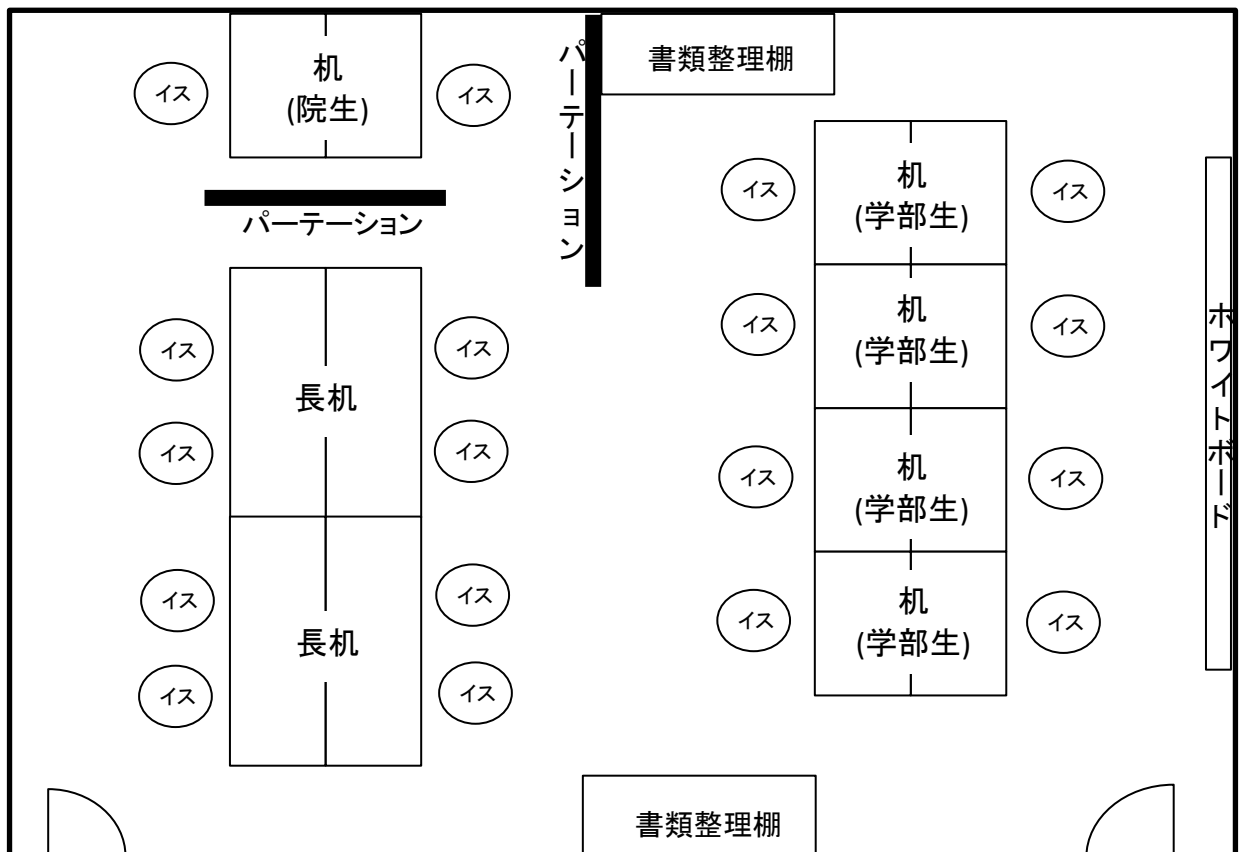
シーボルト校 西棟 3階(R4年度)

院生研究室平面図



3F

院生研究室見取り図(例)

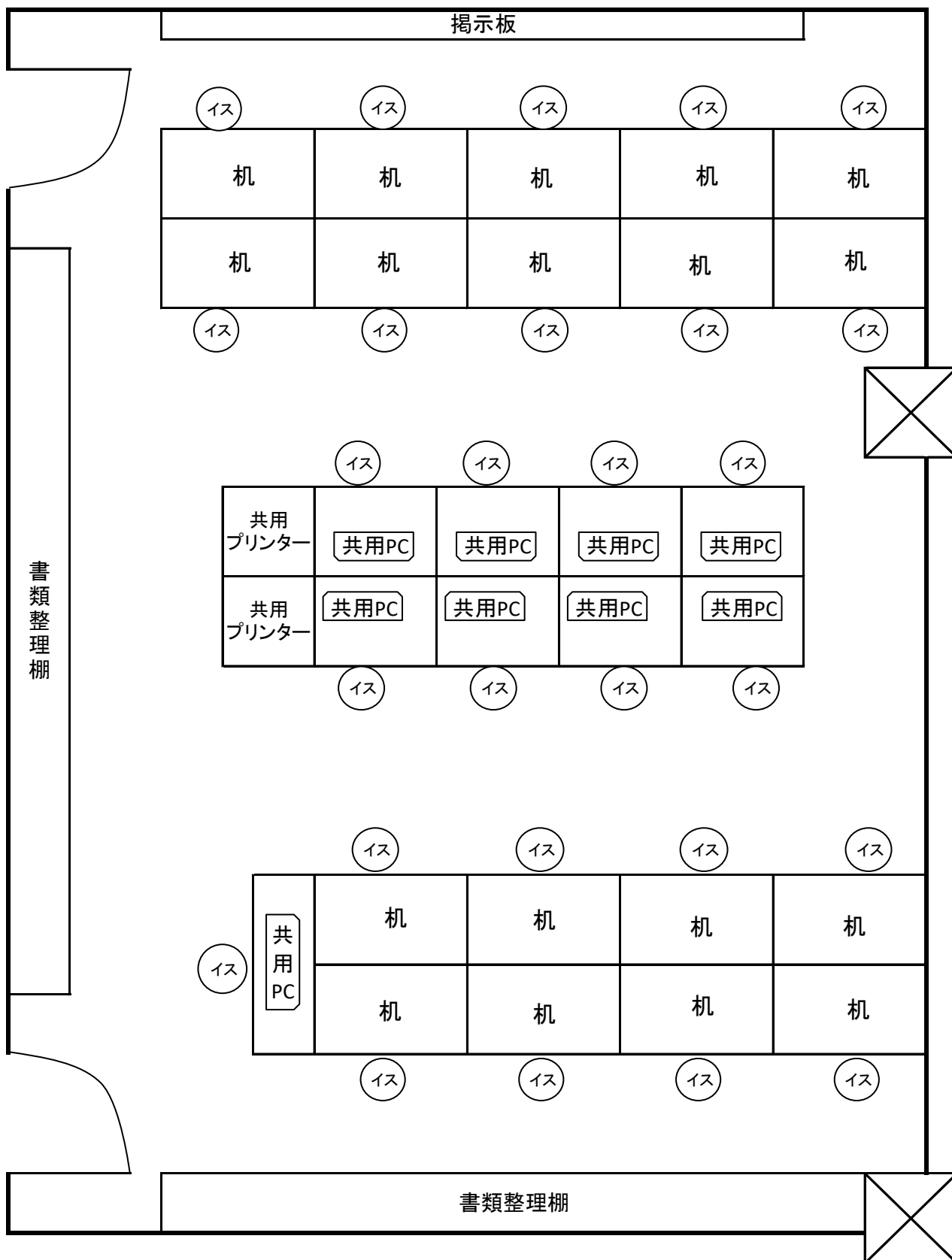


地域創生研究科  
地域創生専攻 (D) 人間栄養健康科学分野

シーボルト校 東棟 3階  
院生研究室平面図



地域創生研究科 地域創生専攻(D) 人間栄養健康科学分野  
 (地域創生研究科 人間健康科学専攻(M) 栄養科学コースと共用)  
 シーボルト校 東棟 3階  
 院生研究室見取り図



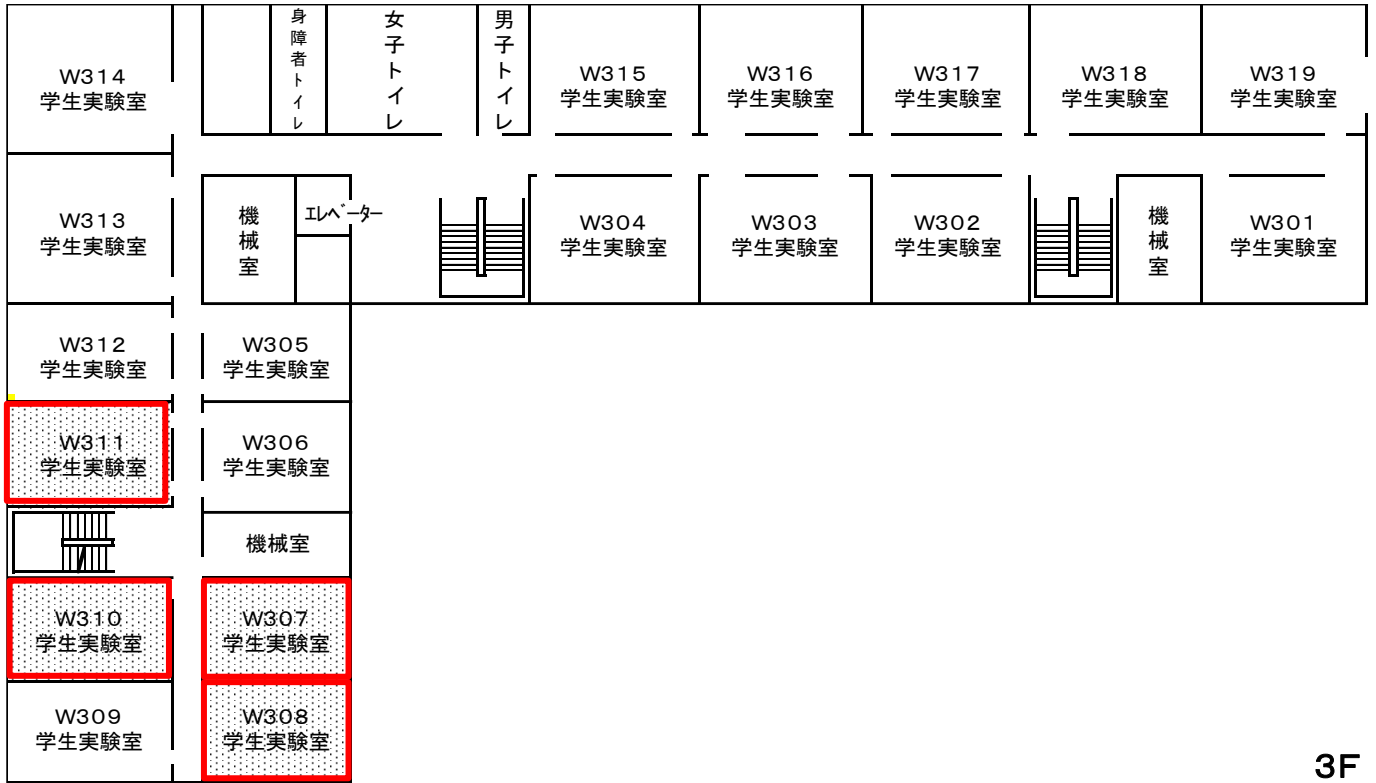


地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域情報工学分野

(地域創生研究科 情報工学専攻(M) 人間情報科学コースと共用)

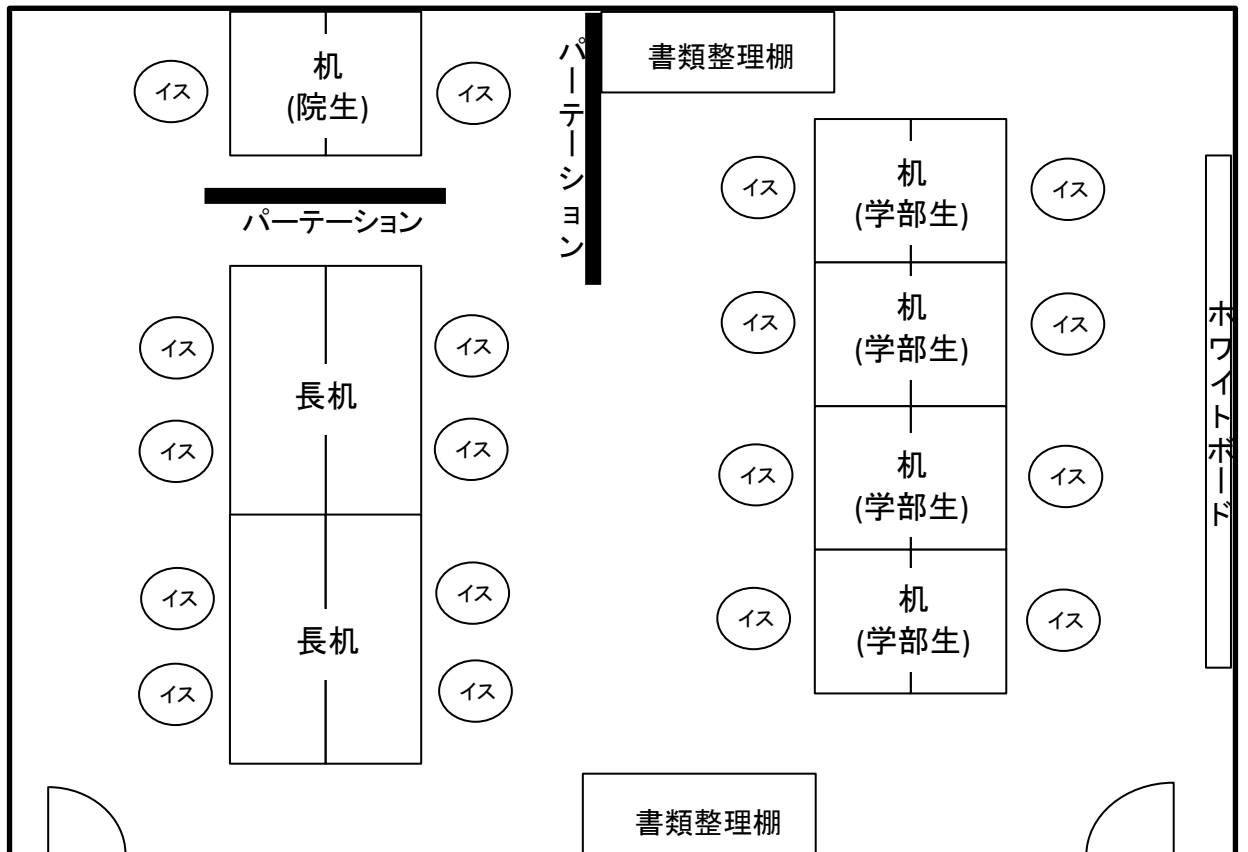
シーボルト校 西棟 3階(R5・6年度)

院生研究室平面図

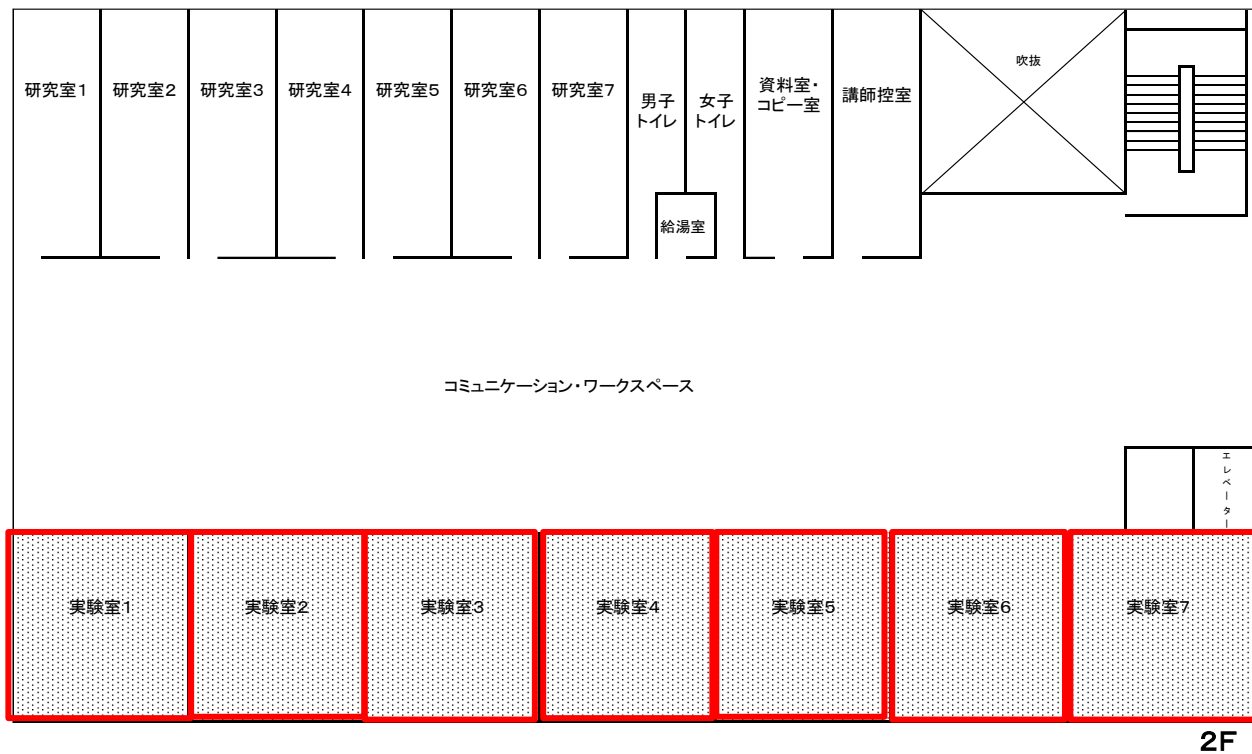


3F

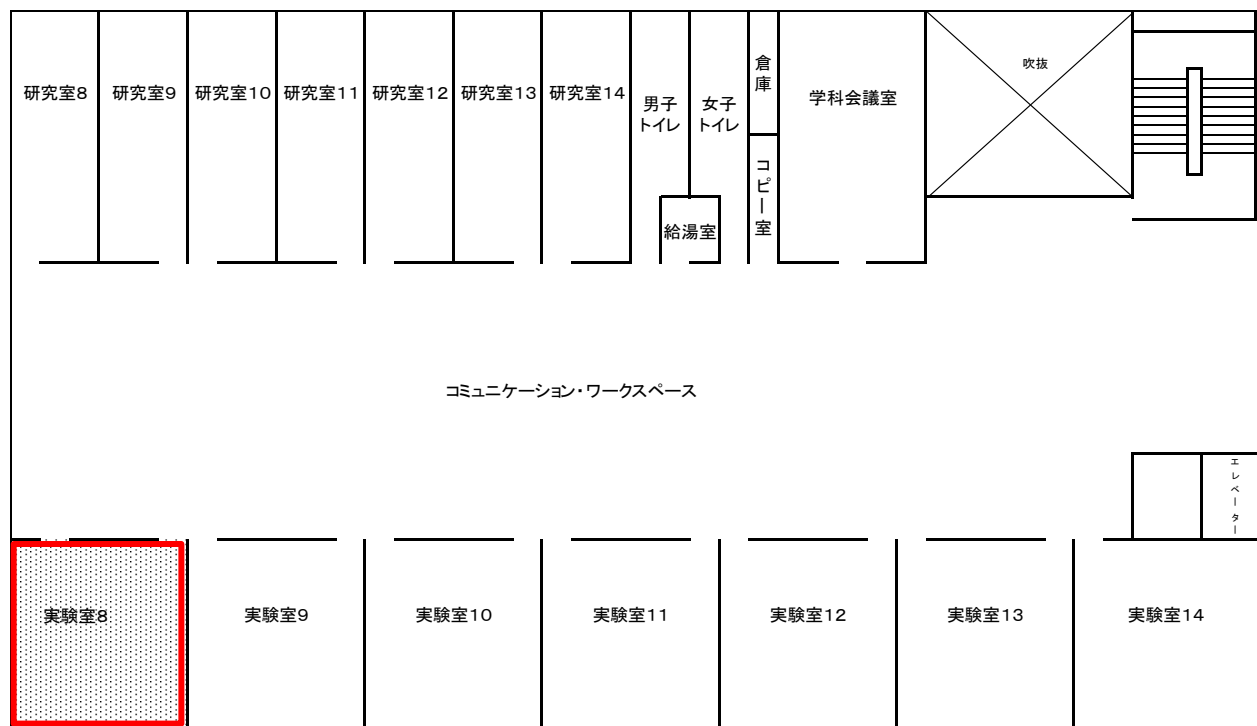
院生研究室見取り図(例)



地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域情報工学分野  
 (地域創生研究科 情報工学専攻(M) 情報セキュリティコースと共用)  
 シーボルト校 情報セキュリティ産学共同研究センター(R5・6年度)  
 院生研究室平面図



2F



3F

地域創生研究科 地域創生専攻(D) 地域情報工学分野  
(地域創生研究科 情報工学専攻(M) 情報セキュリティコースと共用)  
シーボルト校 西棟 3階(R5・6年度)  
院生研究室見取り図(例)

